

自治研報 かながわ

特集・「新神奈川計画と自治を考える」研究会

1977. 10. VOL-5

第1回 8月6日(土) 午後2時から5時まで
神奈川県政総合センター…………… P 1

第2回 8月20日(土) 午後2時から5時まで
横浜Y.M.C.A.…………… P 5

第3回 (理事・研究講師団会議)
9月6日(火) 午前11時から5時まで
横浜Y.M.C.A.…………… P 9



- 資料1. 「神奈川システムダイナミックス」…………… P17
2. 「新神奈川計画基本構想」…………… ウラ3
3. 「新神奈川計画基本計画」…………… 27

神奈川県地方自治研究センター

横浜市中区住吉町2-26 洋服会館3F 電話 045(662)0743

第1回「新神奈川計画と自治を考える」研究会

暑さをふきとばす熱心な討論

(8月6日、於県政総合センター)

「新神奈川計画策定の
背景と自治体への影響」

神奈川県企画部次長 宮 森 進

いままでの総合開発計画

現在策定過程にある新神奈川計画についての経過と自治体との関連についてお話します。長洲知事が50年に誕生しての初県会で「新神奈川計画」と呼ばれる総合計画を策定する、と表明して以来今日まで準備をすすめてきました。すでに発表した「基本構想」、そして「基本計画」については作業が終り近く発表の予定であり、計画の具体的な内容である「実施計画」の策定準備にはいっているところです。

この計画の策定のまえに、神奈川県における総合開発計画の概要は次のとおりです。

第1次計画（S. 29～34の5ケ年計画）……昭和25年の国土総合開発法にもとづく国の全国総合開発計画に関連して、県独自の計画をつくったもの。産業立地、災害防除を目的にし、工業地帯整備計画・交通施設計画など6つの個別計画からなる。

第2次計画（S. 34～40の7ケ年計画）……土地および水資源に関する開発計画とよばれる。県下各地域の開発と工業配置の方向、そしてこれに関連する農業のあり方をしめた。昭和50年の市街地人口を予想し、地域ごとに秩序と性格づけをおこない、それに伴う土地と水資源の確保について示したもの。

第3次計画（S. 40～50の11ケ年計画）……高度成長下における過密・農業荒廃・公害に対応する解決策をもちこんだもの。人口を昭和50年に600万人、工業生産額5兆5千億円と想定、「資源の活用と基盤整備」「生活と福祉の向上」「産業の調和ある発展」の3本を柱とし、県民に関連する国県市町村の計画をすべてもちこんだのが特徴。

第4次計画（S. 44～50の7ケ年計画）……第3次計画を基本的にひきつぎながら、生活環境福祉を向上充実させる修正をした。60年を展望しながら大プロジェクトが生まれ、相模川総合整備事業、酒匂川総合開発整備、相模湾総合整備、丹沢地域総合開発、道路交通網整備計画の5大プロジェクトがつけ加えられた。

第5次計画（S. 48～60の13ケ年計画）……40年代の人口激増にともない生活環境を整備推進する目的で新神奈川県総合開発計画がつくられた。自然の尊重と人間性の回復を基調とし「環境保全と都市施設の整備」「県民福祉の向上」「教育文化の向上」「県民経済の調和ある発展」「働きがいの充実とスポーツリекреーションの普及」の5本柱からなる。昭和60年に適用規模人口730万とし県内をメッシュごとに人口密度を算定し、推定人口788万人から50万人程度の人口抑制をしようとしていることが特徴。

以上の5回にわたる総合開発計画をみると、当初は産業基盤の整備が計画の中心であったが次第に重点が生活環境の整備に移っていたことが注目されます。

第5次計画の直後おこったニクソンショックさらにオイルショックにより今までの計画の全面的

な改正の必要性ができました。それは①高度成長によるひずみの顕在化②計画の基礎となる客観的条件の変化③価値観が産業優先から生活優先へと変化した、ことなどによるものです。

県の計画のねらい

神奈川県が過去5回にわたってつくった総合計画は総合開発計画法にもとづく計画ではなく、県独自のもので、県が行政をすすめるうえでの計画的執行をさしめしたものです。多くの市町村で総合開発計画がだされていますが、このいずれも地方自治法第2条第5項を根拠としたものであり、市町村議会の議決を経てつくるものです。ところが都道府県の場合は自治法にその規定がないので、法的な根拠はとくになく独自の行政目標をさしめし、それを実現させようとしたところのものになってくるのです。

県という地域社会の問題は、県だけで解決することはきわめて困難です。当然住民と住民に密着した自治体＝市町村、県、そして国の政策とが一体となって「住民生活の向上」という方向にむけられないかぎり、神奈川が現在かかえている問題を解決することはできません。現在自治体のもつ行政手段は住民生活を守り向上させるための政策手段を十分に持ってはいない。国の経済的・社会的変動にともない計画と現実との間に差（ギャップ）が生じてきますし、不況・インフレなど自治体だけではどうすることもできない要因を含んでいることもまた現実です。

そういうなかであればこそ県民・市町村・府県が一体となって、県という地域社会をつくりあげる計画の必要性がでてきます。県の計画とはこの中で自治体が積極的な役割をはたそうという趣旨になります。新神奈川計画は、県と県民が神奈川県の実状と課題についていっしょに考える計画をつくらうというものです。県民と市町村そして県の協働によってつくりあげる、その意味から自治と連帯のための「社会計画」として位置づけています。

いままでの行政の課題だけの計画ではなく、県

民の課題を含めた幅広い視野から計画を考えていくとするものです。施設の整備を中心とした「ハード計画」だけでなく、施設と人とサービスを生かすための「ソフトウェア計画」としようとするところに特徴があります。したがって県が計画をつくりそれをおしつけるのではなく、県民参加市町村参加でつくりあげていきたいと考えます。

住民参加の方法について基礎的自治体である市町村と県との間ではその形態について差異が生じています。先進的な諸市で市民参加のさまざまな実例がありますが、都道府県段階での参加の方向は、まさに模索の状態にあります。手さぐりの中で多様な方法をつくりあげたいと考えます。県民討論集会を6回、地区行政センターを中心とした話し合いを約30回、個人から直接意見をもらうためのP・Rなどを予定しています。市町村については7月末の助役会で計画への参加をお願いしましたが、8月末頃から県下を数ブロックに分けて意見を伺いたいと思います。

計画の性格づけ

この計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層からなっていくます。「基本構想」は計画全体の考え方を現状と将来とるべき施策の方向についてのべています。「基本計画」は昭和60年を目標とした8ヶ年計画とし、現状の課題と分析、とるべき施策について県の役割分担を明らかにしようとするものです。「実施計画」は施策の実行計画であり具体的なプログラムを示すことになる予定で、ここでは計画と現実とのズレをなくす意味で3年程度のローリング方式をとることになります。

次にこの計画と市町村の計画との関連についてのべます。

一般的に国の総合開発計画は市町村のつくる計画に対して上位計画であると考えられる傾向があります。しかし「住民の生活向上」という立場にたてば自治体計画を基本的に尊重するものでなければならないし、県としては自治体計画を実施するうえでこれを支援する立場にたつべきだと考え

ます。したがって県のつくる計画は市町村の上位計画ではないし、市町村の意向を尊重し相互に連携のとれたものにしていきたいと思えます。また県と市町村の間で、特定の問題について意見一致ができないケースも考えられます。この場合は相互の主体性を尊重しながら長期にわたって調整をはかっていきたいと考えます。

また国の計画、現在は首都圏整備計画といま計画中の第3次総合開発計画との関連についての問題があります。これと県との関連でいえば、県は住民生活の向上をはかる立場から市町村の自主性を尊重し、国の計画については主体的選択的立場で対処していきます。国の計画の中で住民生活の向上を基準にすえて、それにあうものはとりいれ、あわないものは拒否をしていくということになります。

〈このあと計画策定の基礎となった神奈川ダイナミックシステム（月報8月号）と主要指標についての説明、さらに基本構想の骨子（月報7月号）についての説明をうけた〉

質疑・討論の要旨

県職（H） この構想は計画全体についての「たましい」であり理念だといわれているが、理念としては長すぎるし、たましいだとすればもっと具体的に表わしてほしい。

県職（HS） この素案は、最終的には県民討議のうえで修正していくという話があったが、こうして印刷され発表されると内容的にはコンクリートされているような印象をうける。県民参加・市町村参加をもとめるといわれるがどれだけの人が読み参加するのか。また各層、各段階での参加を8月から12月の実施計画までどう保障していくのか明確でない。さらに職員参加はどうなっているのか、企画部だけの対応でなく参加をうける側の体制が十分でないと言っぱなし聞きっぱなしになるおそれがある。

自治労（T） 構想は知事の理念として評価したい。過去5回にわたる県の総合開発計画を現在

の県政としてどこに問題があったのか、どう総括しているのか、経過と策定意図のむすびつきが不明確だ。

構想全体がS60年20世紀を展望しているが、それにあうデータが十分でない。中味がわからない。住民参加を言っているが親切的な討論の方向をだしてほしい。労働問題についていえば労働福祉というとらえ方は問題だ。労働者のおかれている状況についての分析が甘いし弱すぎる。

医療と福祉については長洲県政のメタマであるといわれているが、内容を見るとボランティアの強調だけであり、施設についてはサービスセンターとしてしかとらえていない。そこに働く労働者の権利についてふれられていない。また職員参加や労働団体などの参加の手続きが不明確である。文章全体が横文字が多くむずかしすぎる。わかりやすい表現にならないか。

茅ヶ崎（H） 市町村の計画について独自性を尊重していくといわれたが、計画の期間について統一できないか。また機関相互の話し合いを十分にしてほしい。

神奈川大（W） 社会システムの転換が必要だと知事は言っているが、どうもこの内容だと腰くだけになっているように思う。自治と分権のシステム転換は賛成だ。しかし経済のシクミの根源からの転換をはかるという認識が不足しているようだ。このため県民への訴えが弱くなり行政計画としての限界をふみこえられていない。

この構想だけでは県民や市町村に幻想を与えないかという心配がある。システム転換をしなければできないものと、現在の制度・体制のなかでのできることとできないこととが明確でない。（例、人口増の抑制など）印刷され配布されてしまえば県民に指針を与えることにならないか。選択的な提示のし方やすぐ同意を得られないものについても問題提起する姿勢や配慮があってもよか

った。

事業相互間の優先性が明確でない。限られた財政と権限のなかでどうするのかその点が不明確である。

中央大 (Y) 自治と分権へのシステム転換といっているが地方自治体に対する考え方がハッキリしていないのではないか。県のあり方と市町村とでは自治のあり方が根本的にちがうはずだ(例、機関委任事務のとり扱い)また県内における中央集権性についてどう考えているのか不明である。県の権限を市町村に分散する考えがなければ自治と分権のシステムはできない。参加のなかで変えられるものは変えていく姿勢がほしい。

県会 (S) 基本構想の全体を流れる考え方には賛成する。しかし計画の段階になるとだんだんおかしくなる。課題として指摘している点は概念的総括的でしかないし、2章との整合性も十分でない。県行政自身の分析が不十分であり、分析はしているがそれを出したくない考え方があるのではないか。行政としてこれ以上できない限界があるはずだがそれが明確でない。

県民参加がうたわれているが、計画について意見を聞くだけでは方向づけが不十分である。県行政のもっている機構をもっと分析して、役割を明確にして、キメ細かい討論準備が必要だし、欠陥のないようにしてほしい。

県会 (N) 県当局はシステム転換をするにあたりその問題の根は深いという認識はあると思う。しかしそれすら発表できない県側と、それをささえる側の現状認識の弱さをどう克服するか、またこうした現状をどう認識するかが問題となる。その意味からこうした自主的研究活動が必要である。その中で出される意見をどう保障し、それに当局がどう応えるかが問題である。

県会 (K) 計画策定にあたって過去の反省の総括がないという指摘は正しいと思う。シンボ

リックモデルの位置づけみると過去の総括のかたちをかえたものが、D. にあらわれているとみてよいのではないだろうか。

横浜 (H) 横浜では48年に総合計画についての市民討議をした経験があります。行政区ごとに各2回、年齢・階層・職業別にそれぞれ参加者をつのったわけですが、初めて参加する人は計画そのものより地域的要望がよく出される。そのうえで計画を修正したのは1割程度であった。この場合行政側の姿勢が問題であり、タテマエをそつなく答えるという態度は変えた方がよい。そうではないと言っぱなし、聞きっぱなしになり、参加の意欲が減退する。県民自らが計画を調整し、選択するようになる方向づけが大切だと思う。

<このあと宮森次長からの答弁があった>

ま と め

横山代表理事 この研究会は必ずしも結論をだすことが目的ではなく、研究会の参加者が新しい計画について十分な認識をもち問題点を考えてもらい、自治体その他の研究領域で役立ててもらうことをのぞんでいます。しかし今後何回か続けていくうちに、基本計画・実施計画にまでいくでしょうし、それなりになまなましい話になってくると思います。それらの課題について研究会として指摘すべき点があると意見一致すれば、この会としてとりまとめてもよいと考えます。第2回目の終わったあとでその方向をみきわめてみたらよいと思っています。

第2回「新神奈川計画と自治を考える」研究会

予定時間をオーバーして続いた論議

(8月20日, 於横浜 Y.M.C.A)

「新神奈川計画審議の
経過と基本計画の骨子」

関東学院大学教授 清水 嘉治

はじめに

前回の宮森氏の「基本構想」に引きつづき今日は「基本計画」を中心にしたレポートになります。率直にいわせてもらえばこの「基本構想・基本計画」は非常に抽象的でつかみにくいと思います。知事が立候補した時の「新神奈川宣言」を改めて読んでみたがこちらの方にはロマンがあった。非常にわかりやすく、展望をもって県民に勇気づける柱をたて、5つの転換、5つの原則をうたいあげています。

「宣言」は選挙にあたっての政治宣言であり、長洲さん自身が個人的に書き、友人たちの意見を聞きながらつくったものです。「計画」は県庁内で企画部を中心にして約2年間「宣言」や各部局の現状その他の文献を吸収し、各部局の意向をふまえたものになっています。直接このふたつを比較するのは間違いであり、また「宣言」による知事の公約はさまざまなかたちで入っていますが、どうしても抽象的になってしまいます。

すなわち、知事の個人的な問題提起や方向づけにとどまらず、650万県民を相手に、できるだけ大綱を、県民のなやんでいる気持を反映するためのビジョン計画にしようとするものです。したがって従来の新総合計画をふまえて作らざるをえないこととなります。しかし私は、この中から我々

がロマンをもち、それにもとづいて具体的に、自らが解答していくのが基本構想・計画ではないかと考えます。不足している行間はみんなであらためていくための出題だと思います。

この計画の討論を通して、もう一度つきはなし、自らが何が、どこに、何をやるべきか、という意欲がわいて出てくれば私は成功だと考えます。

審議会における討議の経過

「神奈川県総合開発審議会」これが正式名称でありここでの審議の内容についてのべてみます。委員は学識経験者が13名、県会各会派から7名であり、従来は会長は知事自身であったものを、長洲知事の意向で審議会は独立したものとなり審議会の会長に都留重人（一橋大学名誉教授）さんになりました。したがって学者から自由にものが言える雰囲気ですすめられています。

すでに今回まで8回ほど討論を重ねてきました。「基本構想」については20世紀を展望したビジョンだから議員の側からの議論は少なかったが、学者からは様々な意見が出されました。例えば次のような内容です。

- 社会計画としての新神奈川計画とはどういう意味あいをもつのか
- 社会計画と従来の総合計画とはどの点が違いくどの点で一歩前進しているのか
- 自治と分権をいうが市町村との関係をどうするのか。国に対して自治と分権を主張するが、市町村との関係で県が対等な立場で自治と分権を具体化する方向は、さらに基本構想をつくるにあたっての現状認識はどうかとい

うことが議論の中心となりました。特に昭和48年からの新総合開発計画前期についてどこに問題があったのかということです。審議会に出された資料では48～51年の間の計画目標に対する達成率は次のとおりになっています。

河川改修 56%, 国の直轄河川改修86%, 市町村道整備 24%, 県道 58%, 国道 24%, 流域下水道整備 非常に悪い, 住宅誘致 20%, 地域福祉館建設 67%, 老人ホーム 23%, 障害者福祉センター 80%, 養護学校新設 71%, その他達成率の高い施設……ゴミ焼却施設・青少年会館・青少年キャンプ場
その他達成率の低い施設……し尿処理施設・地区体育センター・保健保養施設

これらは主に施設関係ですが、48年のオイルショック以降のインフレ不況に伴ういままで経験をもたない財政危機が各自治体をおそい、目標達成率はますます悪くなる。こうしたなかで23年先を展望する基本構想、8年先を目標とした基本計画の達成が可能なのかどうかの問題になりました。

計画実現のための財政上の制約＝国と自治体の間における財政配分上の構造的な危機要因があることを含めて＝をどうするのか、計画の目標とする基準が国の基準によるか、県市町村の主体的な目標づくりとするか、それにより目標達成率も変化する。これらを含めてどう県民のための政策にシビジョンとして計画化していくかということなどが出されました。

さらに社会計画の位置づけについて、従来の施設建設中心のフィジカルプランだけでなく、人間の精神生活を含めた主体的に地域計画に参加できるようにした計画をどう作るかということについてです。フィジカルプランなら金と計画ですむが、社会計画としての計画は、人間中心であるところに意義がある。未来を創造するための基礎条件と、それにはどういう疎外要因がありどう克服すべきかについて議論をしました。

こうした議論の積み重ねのうえで、構想の第2章－神奈川の未来を創造するために－が書かれ、第3章－あすの神奈川をめざす基本方向－が、人

間のくらしの問題を中心にし、生活と密着した産業をめざすということになっていったのです。

基本構想と基本計画の関連づけ

基本構想のあと基本計画が出されましたが、「構想」では非常に哲学的なことがでてくるのに対して、「計画」ではより現実に近い問題を提起、現実の制約のなかからでてきていると卒直に認めてよいと思います。さらに「構想」と「計画」との整合性については多くの議論のあったところです。論理的にも倫理的にもうまくつながっているかといえばそうではない。「構想」における哲学と「計画」のもつ現実の問題とをさまざまな討論のすえ整理しなおし「計画」を「構想」に近づけたといえます。

すなわち「構想」をうけて「計画」のなかでは、何よりも人間の生命が大切だということから第3章－基本施策の方向－のトップに「健康を守り－」をもってきて、第1「健康づくりと－」第2「県民連帯の福祉社会づくり」、第3に「雇用の安定－」それから第4「消費生活」をもってきたわけです。また「構想」の第3章と「計画」の第3章を関連づけるため、「計画」の各タイトルのあとに（基本構想○○○○）という表現を示して関連性をもたせたものです。

さらに「計画」は県庁内部の各部局から出されたものをもとにして企画部が集約をしたものです。したがって県庁の機構図にある各部局の、現場の問題をふまえ第3章の第1は衛生部、第2は民生部、第3は労働部、第4が県民部というぐあいによみとっていただけたと思います。

ではこの計画の優先順位はどうなっているのか、ということになります。第1が「健康づくり」第2が「福祉社会」と続くのかということそうではない。知事が県議会を出した基本方針をふまえてつくったものですから、この基本方針を第一章の「計画のねらい」にいれてあります。すなわち「この計画は、人間尊重、福祉優先をめざす県政の基本的な指針となるものであり、県民の生命と健康と生活を守り向上させるとともに、都市環境の整

備と自然環境の保全回復をはかることを重点課題とする」この中から読みとり、今後これにしたがって順序を決めていくという方向になったところです。

当然具体的にはいま作られている「実施計画」のなかで、また色々な県民のニーズ、必要の度合いに応じて討議され、その中から選択されていくと思います。「構想」と「計画」とは必ずしもコンパクトな整合性は持っていないが、県民生活を主体とした20世紀の展望と今後8年間の計画について基本的な考え方での整合性をできるだけあわせたいと思います。さらに前の基本計画における欠陥を、フィジカルプランから社会計画へ、全体に人間が計画の主人公となることを織りこんだ意味でのフィジカルプランをいれたところに特徴があるといえます。

もう一つの特徴は、県民意識調査(51.7実施)によると県民の定着性は高まったが新たな生活不安—インフレ・物価高、教育・保育、住宅問題、失業、病気などが増していることを示しています(調査内容別途)。高度成長下における都市人口の集中、による現代的貧困があらわれたものといえます。これらを基礎にして考えるとき、従来の総合計画の欠陥を克服し、良いものは継承していく。さらに社会全体の方向において高度成長政策から安定成長政策へ転換させる、こうした意味での継承と創造が新しい境地をきり拓くという2つの側面であり、このことが基本計画の中にもりこまれています。

例えば第2章の基礎条件の方向として人口、土地利用、水資源、エネルギーについてふれられているとおり、継承と創造をどう調和させるかが問題になる。具体的には県民・市町村と協力してできるところと、県だけでなく首都圏全体で考えなければならないこと、さらには国の政策や企業に対する問題にも発展してくることなどの要素が含まれています。そのため計画の範囲を、県が実施する施策を中心としつつ、これらを実現するための制度改正その他について国に要請するものを含むこととなったわけです。

＜このあと、具体的に第2章、第3章についての説明をうけた＞

質疑・討論の要旨

県職 (M) 基礎条件は政策選択のあらわれであり、基礎条件を分析することは計画のベースをあらいなおすことになるので重視していきたい。

市街化区域の拡大について県は抑制の方向であり、市町村は拡大を求め県と市町村が対立しているようにマスコミはとりあげている。県の方針に賛成の立場から、調整区域内の大企業の土地所有という実態を調査する必要があるのではないかと。

また土地利用のうち緑地保全、保健保安林の指定には地主の承諾が必要だが、補償について金がかかる。この点明らかでない。公共用地確保についての企業負担や目的税から一般財源への改正などを考えてはどうか。水資源についてはダム計画はあるが低成長下の水需要をどうみるか明かでない。ろう水防止、工業用水再利用の行政指導、下水処理水の再利用など具体化し、強化する方向を出したほうが良い。

県職 (HS) 雇用の安定について最近の傾向として学卒者の就職機会がせばめられているがその対策などについてふれていない。計画策定の方式がタテ割り行政のまま並記されているが、チビっ子の問題など性別・世代別など行政をうける立場にたって県の施策がわかるような方法がとられてもよかったですのではないかと。知事自身が経済学者であり県民は物価の問題に強い関心と期待をもっているように思う。物価対策は県だけではむずかしいのは承知しているが具体案の提示がほしかった。

県職 (H) 全体的・総合的・体系的という言葉が多くつかわれているが、いかにも合理的に見えるが内容は陳腐になりやすい。これ以外にも合理性があるのではないかと。参加を

うたっているが、大きなものより小さなものの方が参加しやすいということもある。新しい理念を訴えているが、そのためには討論にあたってむだをおそれない姿勢が必要ではないか。

県会 (S) この計画は長洲県政のキーポリシーを定める意味でも重要な意義がある。基本構想と基本計画に書かれていないものは実施計画にもりこまれるというとらえ方は問題がある。構想と計画の間に書かれるべきものでぬけていること、現行制度上の問題点と反省・総括の具体的なことへの指摘が欠けている。(例、基礎条件・エネルギー)全体に現状と課題のとらえ方が甘い(例、交通体系と県の権能役割)財政確保、県民参加・県民運動についてのささえが不足している。これら制度上の欠陥についてふれないのは県民討論に混乱を与えないための配慮かもしれないが、どこかで指摘すべきものだと考えている。

県職 (F) 消費者保護について不安のある商品について結果のでていないものの取扱いをどうするのか明確でない。消費者被害の救済機関と消費生活センターの消費者参加との関連が不明。エネルギー問題に関連して原子力問題にふれていない。

県職 (H) 現場にいて書かれたものを見て、価値体系・優先順位が明確でなく、理念が不足している。部局の作文の並記では読むのがしんどいという空気が現場にありこれでは燃えない。県庁内の実態は現場では情報も不足しており参加しにくい状態になっている。都の72年の構想に「広場と青空」というスローガンがあったが、こういう簡潔な理念をあらわしたものがほしかった。

県会 (N) いままでも案が出されたら変らないものだという感覚があるが、企画部では討論のうえで変えられるという。今まで出された意見は是非県民討論会の中で出すべきだ。その討議全体の中で変えるものは変えてい

くことが必要だ。また県民討論の指向する方向を自治研センターで具体的に指摘すべきことなどを整理して指導すべきではないか。

関東学院大 (T) 実施計画の段階でも今日されたような意見が出されるのではないか。福祉の問題にしろ、国の政策と自治体の政策と県の役割というものが、実施計画ではいろいろな問題になってくると思う。自治研センターとしても実施計画にむけた研究を引続きおこなっていくべきだ。また県の職員についていえば、行政的な専門家として実施計画の中でなすべきことは何かということが問題になってくるのではないか。

神奈川大 (W) 参加の問題で、まず職員参加について県庁内の部局に対して具体的な討議の指示はどうだったのか。原案策定の過程についての経過がどれだけ知らされているのか、など不十分の点がみうけられる。県民参加についても計画にもられる内容について県民の意見をきく必要があったのではないか、また県民の知りたい重要な事項についても知らされていない現実がある。次に提案だが「構想」「計画」を県下全世帯に配布して、受取人払いのハガキで直接県民の意見をきいてはどうか。出された意見はそのまま各部局へまわし職員の自由討議をさせる。またその結果については全世帯に知らせるような方法はとれないだろうか。それにしても9月に実施計画をつくりはじめるといわれているが構想・計画の討議中に実施計画をつくるのは早すぎるのではないか。

これからの研究会のすすめ方について

事務局 今日まで出された意見を取りまとめ、自治研センターとしての意見又は見解をだせば幸いだと考えます。そのために会員の中から10数名の小委員会をつくり、討論をし、原案づくりを行って、そこでまとめら

れた見解について第3回目の研究会に提案して討議をする。そのうえで必要な措置を

とるようにしたらどうかと考えます。

第3回「新神奈川計画と自治を考える」研究会

理事・研究講師団会議開かる

(9月6日、於横浜 Y.M.C.A.)

自治研センターが発足して3ヶ月。7月20日の第1回理事会以後、新神奈川計画の研究会を2回開催し、多くの会員から意見が出されました。そのいずれもが、積極的に「新神奈川計画」の討議に参加してよりよい内容にしよう、というものでした。

2回の研究会をうけて、自治研センターとしてこの問題をどう扱うか、さらに専門的立場からこの計画をどうみるかを討議するため理事・研究講師団合同会議が開かれ、熱心な討議が展開されました。

9月6日(火)午前11時から開かれた自治研センター理事・研究講師団会議には、理事講師団はじめ事務局、オブザーバー(県企画部)22名が参集しました。

まず事務局より第1回理事会以後の報告と、2回にわたる「新神奈川計画と自治を考える」研究会の報告が文書を添えて出されました。報告内容について承認したあと、議事にはいり、新神奈川計画の「基本構想」「基本計画」について、理事研究講師団のそれぞれ専門的立場からの意見をもとめました。出された意見の主なもの次のとおりです。(敬称略・発言順)

1. 専門的立場からの意見

越 智 昇(横浜市大・社会学)

優等生の作文という感じがどうしてもする。現実をもっとドロドロしたものであるはずだがスマートにまとめられすぎている。例えば保健・医療の問題にしても、医師・患者(市民)と行政とのかかわりがわからない。地域ごとに、コミュニティーの中での居住区ごとの健康指標づくりとそれにみあう予防医学の対応をどうするのか、というような問題についてハッキリめやすを示し、説得力のあるものにする必要があったのではないか。総花的に何でものせるというより、構想としては一本の柱(軸)をしっかりとすえて、そのうえで生活基盤を確立するんだという問題提起がほしい。やるのなら大胆に思い切ったものをいうことが必要だと思う。

県・市町村・住民・労働者・農漁民が仕事をとおしてどう燃えるのか。この計画をとおして問題点を明らかにしながらどう燃やしていくのか、そのエネルギーを引き出すのは自治研センターの役割だと思う。

渡 辺 精 一(神奈川大・地方財政論)

構想・計画の各3章にある具体的な側面についてはとりたててユニークな点はみあたらない。3

つの理念に賛成だが気にかかるところがある。①「行政計画ではなく社会計画である」このことを強調しているが、人間生活はどうあるべきかを基本にすえたものになりきっていないのではないか。フィジカルプランでないといいながら、施設をつくりそれをどう利用するかは県民の意思によるという逃げかたをしている。住民参加・県民の意思を反映させる方向についてもそれらしくないものがある。

②「自治と連帯による計画」はコミュニティーの形成にあるとはいっているが、そのために県がどのような施策をとるのか具体的でない。

③「県政とは県民と県との共同作品」といっているが、計画策定過程がそれなりのプロセスをたどっていない。全世帯へ配布して全県民からの意見を聞く方法などの考慮をしてもよかったのではないか。実質的な共同作品となる努力をほしい。

また施策の優先性が明確でないこと、基本計画の中ではせめてもの財政的裏付がほしかった。基本計画の4章の後半に書かれているのは地方財政論の教科書に書かれていることがらだけであり、一般論でなく、神奈川県として国に要請することをハッキリ出していない。

要約的にいえば県民に訴える力にかけており、神奈川の良い面だけでなく恥部にふれた訴えがあってもよかったのではないかと思う。また計画をたてる前に、自治体で生活する住民と、消費者としての住民の意思を集約する必要があったのではないか。特に消費者としての住民の立場の意見が集約されてはじめて社会計画としての意義がでてくるのではないだろうか。

中尾 安 治 (県会)

横浜・小田原の県民討論会に参加したが、横浜の場合はピンボケで焦点があわなかったけれど、小田原では地域開発・線引きの問題が中心になり、かみあった議論になった。2つの集会に参加して、県民に現行制度の問題があまりにも知らされていない現実を痛切に感じた。例えば県営住宅の建増

しについての予算ワクと要求とのギャップ、公平をはかるための基準と要求との矛盾があり、解決策としては予算ワクの増大の運動と、それへの展望をさし示す努力が必要だが、これら国と県の予算上の問題点について県民に全く知らされていない。新神奈川計画の中でこれら制度上の問題点を知らされないまま観念論的に議論をしているのが現実であり、これをどう明らかにさせるかも運動論として必要ではないか。

次に横浜の例だが、総合計画をつくり市民討議にかけ一定の役割を果たしたが、これをサポートする各区における地域計画がないところが不十分であった。今年からの新5ヶ年指標では区別の指標を出し補強している。県の場合はまだ素案であるがこれに全くふれられていないが、全体整合性を追求するより地域計画をどう重視しながらつくりあげていくかをもとめる必要がある。明治以来の京浜工業地帯の柱として続いてきた保守側・権力構造にいままで県がくみこまれていた現実を考え、革新県政になったとはいえ支配体制はまだ強い。この体制をほりくずすためにも、地域の特性にあわせたユニークな計画を重視していく必要がある。

そのためにも市町村との協議が重要になる。体制に支配されて苦しんでいる市町村の実態があり、これを断ち切る方向を出す、そして体制的な実態を明かにして変革の運動とすることがもめられている。県の役割であると同時に、この自治研センターの果す役割でもあると思う。

緒 形 昭 義 (横浜国大・建築工学)

基本構想をビジョンとし基本計画をマスタープランあるいはパイロットプランと考えたとき、構想と計画の分けかたがハッキリしていない。実施計画は当然予算を伴うものだとは思っているが。構想にしろ計画にしろ県民討議にかけるための情報提供になるわけだが、県民の関心はもっと身近かなものだけであり、短期的・狭義的な関心のレベルにあり、20世紀を60年を展望して、県全体の問題をというスケールはかみあわないのではない

か。

県の計画としては県民に直接ひびくものと県民が自治体（市町村）を通じて関係してくるものに分けられる。そのためのレベル設定として、国はこうする必要がある、県はこうやろう、市町村はこうして、住民はこうしてほしいということがハッキリしないと計画の議論にならないのではないか。そのために自治と連帯をどう具体化させるかということがかかわってくる。

自治と連帯は良い言葉だし、それを実体化したい。そのために自治の問題は国に対する自治であり、県の中で市町村へどれだけ県の権限が分節できるか、地域的な環境・ニーズのちがいをどうまとめ自治に反映させるかなどが構想・計画の中ではのべられていないのが不十分な点だと思う。自治と連帯という反対語をあわせた意味は、全体整合性と機能分担をあわせ実現しようとするものだと考える。今迄は全体整合性を重視して上位計画に下位計画がしたがうという関係があった。これを改め個々が自決できる範囲をふやし、機能分担をすすめながら全体として連帯していこう、こうした考えでの社会計画として実体化していきたい。

S・D・モデルは全体をひとつとして行動を追跡する手法だが、地域的特性を克明においかけることができない欠点がある。それを補強する必要があり、そのための自治と連帯の全体プログラムをさし示す必要がある。

横山桂次（中央大・政治学）

国と県・自治体との制度的なほりさがなく、国・地方の矛盾をどう制度的に改革するかがハッキリしていない。県と基本自治体の役割分担の中でも制度的な矛盾がつかみきれていないのではないか。また構想がストラクチャープラン（骨格プラン）だとすれば、基本計画とのちがいが明確でない。それがハッキリしないで議論すると県の計画と市町村計画とがかみあってこないのではないか。

また県民参加の実態も、県民参加の前にどれほ

ど情報がながされているのか、討議の中で出された意見がどう制度的に反映されるのか、県民集会での意見要求が計画の中でどうとりいれられたのかを情報としてもう一度フィードバックするつもりがあるのかどうか、などについても疑問がある。

私は県は基本自治体の連合体であって、市町村強化のための権限委譲や調整機能の強化、弱少自治体への授助が主たる任務だと考えている。その中ででの参加のあり方は、基本自治体への住民参加を中心にすえ、それを理解する立場にたって、運動としての参加を考えたほうがよい。その運動のすすめ方を検討したほうがよい。現在の県に理想的なことを注文しても無理があるのは承知しながら、専門的な立場からの地道な研究と方向づけについての大胆な提起をこのセンターでも行う必要はあると考えている。しかしいまこの時期に出すべきかどうか、もう少し討論を重ねてからにしたいと思う。

清水嘉治（関東学院大・経済学）

審議会での討論の経過は先日のべたとおりである。新神奈川宣言は知事自身の政策目標であり、新神奈川計画は県の職員をはじめ各部局と行政側からの提起である。社会計画として人間を中心とした計画をつくるとすれば、いままでの計画と、さらにドロドロした現実を知っている県職員から、実態はこれしかできないという提起をすれば良いのかもしれないが、なかなかそうはならない。構想では20世紀を展望したものをめざし、基本計画では昭和60年をめざしたものとして、実態をどこまでそこに近づけるかというものであり、抽象的で理念的なものになる。

いままで国の計画を中心に県の計画をつくってきたものを、県民を中心にすえた社会計画をつくり、市町村を含めて旧来の厚い岩盤をきりひらきながら国・市町村の関係を考えていこうというのが自治と連帯だと思う。そのための県民討論会・懇談会、職員、労働組合などを含めたきびしい緊張関係の中でつくりあげていくことが重要な

のではないか。そういう意味での構想・計画の「素案」である。

片桐 薫（藤沢市・国際政治学）

中央・県・市町村の中で県の役割が中間的・補助的な機構であることをハッキリさせて、市町村との討論をすすめる必要がある。また国に対して地方的な連合体としての県・広域行政としての県の役割をはたすべきだ。市町村の意見をとりいれるというのが、基本は市町村であり、権限を国からとり、県の機能を含めて市町村に分権させ、市町村の自主性・活動性をより促進させる指導をハッキリさせる必要があるのではないか。

次に生産者・勤労者の立場からの問題提起・労働の場からのかかわりあいとこの計画への参加をする方向について検討すべきではないか。横浜・川崎・藤沢などでの参加の経験を含めて検討し、参加の制度的・市民意識的なものをどうつくりあげるかが問題となるだろう。参加の方法も制度化すると一定の限界はくることはたしかであり、さまざまな工夫をすべきだと思う。

計画の討議のプロセスを重視するというなら、計画の素案ができる前での策定過程で参加できる方法をとってもよかったのではないか。遠まわりかも知れないが、その方が討議をより実りあるものにできたのではないか。

また教育について生涯教育がうたわれているが、労働者の側からの関心は強く自分が認められたいという意識も強い。現状の労働者教育はむしろ企業の側が先行している。教育のあり方を教師と学校という建物をつくることだけでなく、主婦や老人のサークル延長としての生涯教育としてだけとらえずに、労働者自身の再教育、働らきながら学習できるシステムをつくりあげることが必要なのではないか。そこに労働権と学習権の結合が生れてくる。こうした発想の転換を環境や医療の問題にもあてはめて、21世紀を展望したものにしてほしい。

小黒 聡（フェリス短大・教育学）

日本の場合、近世から庄屋・名主などを中心としての自治があった歴史からみると、参加から自主管理へ移行するという発想までいかないのではないか。簡単には住民の考えが参加から自主管理へと変るといふ哲学の変更は無理なのではないか。参加の計画というものが計画策定の技術論としてあり得るのかどうか疑問となる。また賃貸アパートから公団公社の分譲住宅へ、さらに一戸建へ移る指向があり、公団公社の一生涯定着率はわずかに20%という状態があり、住宅の管理形態をみても、参加自主管理が生れてこない要因だと考えられる。

次に計画の短期計画と中期計画関係だが、3年でローリングしながら短期計画をすすめるうちに中期計画の中味が変わってしまわないか。また過去の計画では水の需給を中心に人口をからめて計画がされていたが、この計画の優先順位は不明になっている。

県は調整団体であると同時に直接事業を実施する場合もある。例えば高等新設と幼保一元化のもとの幼児教育をならべた場合、投資総額に対する定性的判断が必要となり、ひとつひとつの内容にわたって判断しながら優先順位をつけていくことになると思う。現在の県立高校では偏差値50前後の児童しか入れない。その他は私立へということになっているが、この高校教育のあり方についても定性的な判断をもとめられていると考えている。個々の事業の内容と優先順位は実施計画のなかで決められていくというが、基本計画でせめて優先判断ぐらい明確にすべきではないか。

もうひとつ富山の例だが、地域計画を職員が身につけて、具体的に地域に出て密着した活動をしている。神奈川でも職員がこの計画の意義を身につけ、ひとりひとりが日常の業務の中でどの部分を分担していくか自覚し、ダイナミックに創造的に行えるよう計画の内面化をはかってほしいものだ。

中村勝美（横須賀市職労）

この研究会の成果を地域にもちかえり、新神奈川計画の地域版をつくれればよいと思うし、研究会での意見が計画に反映されれば今後の研究活動の励みになる。その意味での意見として、まず構想と計画のちがいが年度別展開以外に性格的にわかる必要があると思う。構想の中では県内のワクをこえ、国政の変革への展望をあきらかにするものであってほしい。今後の県政の発展の中でできるもの、首都圏の連合によってできるもの、国政の変革でできるものの3つの段階に分けた政策の展望が必要ではないか。終局的には生産手段の社会化をめざしたものにできないだろうか。（例、土地利用計画のなかで土地を取引の材料にさせないこと）また計画の年次が西暦と昭和が使われているので併記を含めて統一してほしい。

今後の計画実施にあたって市町村との計画との協議のつみあげが必要となる。特に日常的・継続的な話し合いをしながら、例えば実施計画3年が終る1980年には基本計画も見直す。必要があれば構想に補強していく、こうした保障をいまから明かにして県民討論・市町村参加を充実させる必要がある。

具体的の問題としては環境アセスメント条例などは、8年後を目標とした基本計画には、つくる旨を明記すべきだ。また平和の問題では米軍基地の撤廃や憲法の理念を県政に生かすことなど一歩前進させる方向での考え方を出せないものか。自衛隊についてもふれていないので何らかのコメントは必要なのではないか。

野口 稔（県評）

県評としては革新県政を誕生させた母体として、この計画に労働者の職場をとおして県政にかかわる問題についての討議を開始するところである。

内容以前の問題として、将来予測にシンボリックモデル（S. D.）を使っているが、これにたよりすぎていたためなのか、20世紀をめざした社会

計画としては迫力にかけている。もっとどぎつい将来予測がでてよかったのではないか。それによって熱いものを感じさせることができたのではないか。またこのS. D. は対象を県内に限っており、これとあわせて基本モデルについての首都圏を展望した解析はどうなっているか。（この後県当局より現在作業中であるとの話がだされる）それを含めた迫力のある将来予想がほしい。

参加の問題が強調されているが、行政側がどんな立派な作文をつくっても住民の参加なくして解決し得るものはない。ひとりひとりの住民の社会に対する問題意識と参加意欲をおこさせる方策をとらないかぎり住民の政策能力の成熟向上はできないのではないか。そのためには行政側（テクノクラート）と住民との間にある情報処理のギャップをうめる必要があり、情報提供とそれに住民の目をむけさせる方向を有効にさせる努力がもっとはられる必要があると思う。

8月から11月にかけて県民討議が構想と基本計画についてなされるが、実施計画が53年から実行されるとすれば10月には予算の作業に入るわけだが、県民討議でだされた意見をどう実施計画に生かしていくのか疑問だ。また実施計画そのものに対する県民討議住民参加についてはふれられていない。参加へのプロセスについて検討すべきではないか。

滝沢正樹（関東学院大・社会学）

この計画と県民意識調査を読んでみて、計画のいう変革の主体となる若い人たちの参加意識は、マイナスの、悲観的反応を示している。市民的に自立して、体制的に風化している傾向の強い若い人たちは首都圏的・マスコミ文化への指向が強い。このなかで神奈川県というものが独立・自立した価値観があるかどうか疑問だ。そういう若い人たちの参加意欲をわかせる中心テーマ・目玉がこの計画の中にはないのではないか。

計画の意義づけはわかるが、実態は国民・県民という意識すらない私的な個人意識の強い新中間

層ともいうべき層を相手にどう計画をするのかということになる。労働者が階級意識をもたなければいけないことはわかっているが、日常生活の中では労働者だということを忘れ去られている。こういう時期にきているのをどうみるかという疑問でもある。

21世紀へむけての県の計画は、ただ単に神奈川県だけの問題でなく、日本の、国際社会の变革にむけての提案としてうけとめ、高まりつつある市民意識を政治と資本主義の構造的なワクの中にとりこまれないような配慮が必要だと思う。

2. 相互の討論要旨

小黒 (フェリス短大) いまの日本経済は失速したといわれている。従来の計画手法では成長経済型モデルを使っていたが特に過疎県では全く通用しなくなってきている。経済が失速した場合この計画では短期的・中期的に計画のどの部分がどのように構造的にパラフレイズするのか。この計画は市場経済型誘導モデルを使っているのか。審議会ではどうみているのか清水先生に聞きたい。

清水 (関東学院大) この計画は誘導型モデルではないまた県独自で市場経済誘導ができるとは考えていない。この計画では景気の循環型に対して構造的な問題を前面に出そうとしている。景気変動を経済上の構造としてどうするのかという点について、国は成長率モデルG.N.P指標をつかっているが、ここではそれもとっていない。現在の経済・社会・教育・文化の中で計画を考えていく、社会計画としてとらえているので、もちろん計画経済モデルもとっていない。これらに関連する明確な理論の前提はないが、出された多くの資料やS. D. モデルもサブ資料として使いながら、現状を克服するための基礎条件を人口、土地利用、水資源、エネルギーなどでおさえながら県民生活を守るためにはどうしたらよいかについて検

討した。

多くの人から指摘があったが、県政の実態についての評価がない。これはそのとおりだと思うし私も審議会で指摘をした。しかし実態について出すとそこに目が移り計画そのものがボケてしまうおそれもあるので、総括とか評価については別途に「白書づくり」の作業をしてその中で明らかにすればよいと思う。

またこの計画は長洲県政の柱となるものだが、これをささえる議会内勢力比はほんのわずかの差であり、この現実をみきわめながら最低限必要なものとして素案にしまとめたものである。県民討議や懇談会などを通じて多くの意見・要求を出しながらとりいれさせていく運動も必要だと思う。実質的な革新県政になるためには10年ぐらいかかるのではないか。

小黒 (フェリス短大) 横浜の第1期の頃「行政は周辺から」ということで戸塚・港北・保土ヶ谷などに行政の重点をおき、これとセットして県政の重点を県西地区から都市部へ移す。そのための革新県政を、という発想があった。この計画の地域的配分という点ではどう考えるか。地域間格差のある場合、全体整合性をうちだすまえにブロック別地域計画をつくりうめていく必要があると思うが、緒形先生のお考えはどうか。

緒形 (横浜国大) 自治と連帯を考えると全体整合性より機能分担を重視すべきだということは先ほどのべたとおりだが、いまの多くの計画は全体整合性を重視する傾向にある。またそのどちらをとるかは選択の問題であり、知事が自治と連帯をとったということは良いと思う。この考えの中には地域間格差をうめることも当然含まれているのではないか。新全総から3全総へ移って定住圏構想などがうちだされ、言われたこととやることのずれが出てくるのが多くの計画のなかにあり、具体的にどうやるかは真剣に

考える必要がある。

事務局 参加の問題について藤沢でユニークな実践をしていると聞いているがそれについてお話を聞きたいが。

緒形 (横浜国大) 藤沢ではいま総合計画をつくりなおすにあたって、計画の初期の段階から参加をもとめているいろいろなプログラムをくんでいる。

ひとつは、「市民シンポジウム」で緑・教育などテーマ別に専門家がパネラーとなって話をしたあと市民が討議をする。自主的に市民が自分たちのものとしてまとめている。

ふたつめは「都市問題セミナー」で市の職員の中でグループをつくって都市問題の研究をすすめている。これらは直接的には都市計画との関係をもたずに研究しているものである。

実際に計画にかかわるものは「地域懇談会」である。市内を12のブロックに分けてほぼ同じくらいの広さになっているが、この中で地域をどうするか、藤沢全体をどうするかについて話しあいをしている。その資料として地域ごとの公共的施設の地図、職業の特性、人口の伸び、土地利用の形態などを出して討論の題材としている。この中で藤沢市長からの総合計画についての全般的な考えを「健康と福祉と教育文化」というパンフレットで配っている。1地区を残してひとわり終っているが、その中の意見は藤沢全体をどうするかということより、地域の道路・下水をどうしてくれるかということが多く出される。また地域によって、北部では地域への関心が強く、南部では環境をよくすることなどへの関心が強い、というような違いがでており、それをどう総合計画にもりこむかがこれからの課題である。

滝沢 (関東学院大) この計画の実体的な層はどこであるのか。行政的計画のなかで、これに

かかわってくる意識をもつ層がどれだけあるか。この計画をみてもよくわからないが……。

小黒 (フェリス短大) 自治と連帯という哲学が定着して受けいられる層の問題だと思うが、参加という運動をとおして定着する層と、組織的に生涯学習的に哲学を受け入れる層があると思う。

緒形 (横浜国大) 住民の意識関心は、非常に身近かなことか、地球的・将来的な莫然とした不安があり、それへの関心は高い。行政の計画はそのいずれにもひっかからない。計画が身近かな環境の問題になるとそれへの権利意識がありひっかかってくる。それと超長期の問題、例えば将来の教育のあり方、福祉のあり方はこうあるべきだという問題については、その人の関心の度合いでひっかかってくる。行政の側の関心でなく市民の側での関心でプランニングすることが必要になってくると思う。

片桐 (藤沢市) 若い人たちは無意識ではなく、意識は高いし関心もある。それを旧来の行政の方式でとらえられないところに問題がある。例えば時間短縮にしても工場内で30分短縮しても、通勤距離の延長によってとりかえされてしまうのであるから、労働時間だけのとらえ方では無関心になってしまう。住宅問題・通勤・交通問題としてとらえて訴えることが必要になってきているのではないか。その意味で新しい世代にあった問題の提起がこの計画の中にとりいれる必要がある。

清水 (関東学院大) いろいろ意見が出されたが、審議会でも同様な議論があった。私自身も同様な不満もある。しかし県の企画部が出すとすればこれが限界なのではないか。専門的研究機関が依頼されればちがったものにはなるだろうが、それをしたのでは県職員が燃えないだろう。

現状分析づくりや各論の討論も必要だし、

その中で「自治と連帯」がどうなっているかみきわめる作業も必要だと思う。「参加についてもそのプログラムをくんで提起するとか、県民討論での助言者団の配置とか具体的な提案もこの自治研センターで行う必要があるかもしれない。また税のしくみ財政のしくみを分りやすく解説したものを県民に提起し、とられたものへの関心は高いはずであるから、自治体への関心を高めることにもなってくるだろう。すべてを消化することが不可能であるとすればポイントをしばった研究をし、それにもとづく提言があってもよい。

この新神奈川計画に意見を出すことは、まわりまわって自分にはねかえるということになるわけであり、その意味からも県民との共同作品になっていくと思う。

事務局 多くの意見がだされたが、その中で共通している問題は①「自治と分権」がうたわ

れているがそのなかで県の役割分担は何か②「県民との共同作品」にするというが、県民参加の手法・内容とその保障はどうなっているか、運動として参加をどうつくりあげていくか③「社会計画」としての基本構想と基本計画の意義づけと区分の明確化の3点だと思う。

最終的には53年3月までに計画として知事が決定することになっているようだが、意見のとりまとめは11月から12月にかけて作業にはいるといわれている。

この研究センターとしてさらにその間まで研究をすすめ、そのうえで意見を出すべきものはとりまとめられるようにしていきたい。

次回からは①について緒形先生②について横山先生③について県の久保参事をお願いし、引続いて研究会を開催したい。

出席者名簿

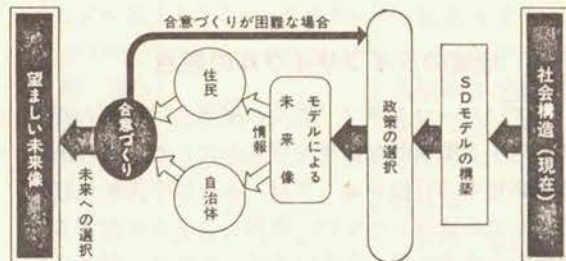
井手文雄（日本大・財政学）	斉藤正（県会）
越智昇（横浜市大・社会学）	中尾安治（"）
小黒聡（フェリス短大・教育学）	福田利久（横浜市従）
緒形昭義（横浜国大・建築工学）	中村勝美（横須賀市職労）
片桐薫（藤沢市・国際政治学）	野口稔（県評）
清水嘉治（関東学院大・経済学）	木下信義（長洲一二と県民の会）
滝沢正樹（"・社会学）	広田武治（事務局長）
三沢浩（横浜国大・建築工学）	上林得郎（事務局次長）
横山桂次（中央大・政治学）	
渡辺精一（神奈川大・地方財政学）	

神奈川システムダイナミックス

＝シンボリック・モデルによる神奈川の21世紀像＝

1971年、「地球の有限性」という共通の問題意識をもった人びとの集りであるローマクラブは、世界の人口増加、エネルギー消費、経済成長などが高い伸びを続けていくなれば、地球的規模において成長の限界に達するであろうと、全世界に警告を発し、大きな反響を呼びおこした。

このとき、予測に使われた分析手法がシステム・ダイナミックス・モデル(SDモデル)と呼ばれる新しい手法であった。



像を描出することによって、地域が抱えるさまざまな問題性について明らかにする。さらに、第三には、What should Kanagawa be like? のための政策の選択や資源配分パターンについてのデータ提供を意図している。

(2) 住民参加のために

現代社会は、広汎、複雑、多様な巨大システムを形成しており、住民の合意形成をますます困難なものとしている。

このような状況下において、住民参加を通じて、県政や住民相互の共同作品としていくためには、情報や素材の提供は欠かすことのできない重要な要素である。

SDモデルは、社会システムのトータルな把握や未来社会を展望し、そこへ至るさまざまな問題を提供するものであり、住民参加の前提となる課題認識の共有による社会計画の推進に果す役割は大いに期待される。

さらに、公共政策形成へのサポーティングシステムとしても有効な手法といえる。

はじめに

(1) 新しい神奈川の創造に際して

「神奈川とは何か」(What is Kanagawa?) 「神奈川はどうなるか」(What will Kanagawa be like?) 「神奈川はどうすればよいか」(What should Kanagawa be like?) は、基本的な理論前提である。

システム・ダイナミックス・モデル(SDモデル)は、第一に神奈川の地域動態システムの把握を行うことによりWhat is Kanagawa? に応えるものであり、第二に、21世紀の神奈川を予測するWhat will Kanagawa be like? の未来

(3) 行政に科学を

今日の行政に求められているものは、政策展開における総合性発揮、先見性、計画性など、いずれも多様な視点からのアプローチが不可欠となっている。この実現のためには、“行政に科学を”を機軸としたシステムティックな調査分析立案が重要となり、①地域動態のメカニズムのシステム的な把握②計画的、長期的視点からの行政の推進、③政策アセスメントの確立、などによって政策の体系的展開がはかられねばならない。

(4) 地域のライフサイクルの視点

ア ローマクラブ「成長の限界」は世界の将来に対する衝撃的な結果を明らかにした。その後、昭和48年末の石油ショックは、人々に宇宙船地球号としての地球レベルの、世界システムに対する認識をますます深めたといえる。それは、現状のまま、世界システムが推移すれば、人口爆発、資源の枯渇、環境破壊による破局が人類の未来にまちかまえているということを明らかにした。

イ 世界史的視野において過去いくたの文明が繁栄衰退をくりかえしてきた。地域ライフサイクルも、それに包摂された形で存在している。

しかしながら、地域にも、地域システム独自の

ライフサイクルが存在する。それは、地域社会の発生、発展、衰退の歴史である。都市社会の形成が、やがて、政治・経済の中枢管理機能、産業の集中および人口集中により過密化をもたらし、環境破壊、都市機能のマヒをきたして、衰退していくパターンも考えられよう。

ウ 地方自治は、地域社会に根ざすことによって、存在意義がある以上、地域住民と自治行政が一体化して、地域社会の発展と成熟のそれぞれの段階における目標設定が重要で、永遠の生命を維持するための地域のライフサイクル視点の科学的展望が必要になる。

エ SDモデルは、これらのすべてに応えることはできないが、地域社会の動態を計数的に把握、予測する面で、未来に対するさまざまな要素について素材を提供してくれる。

(5) 開発体制

ア 神奈川システムダイナミックスモデルの開発に当っては、東京工業大学熊田禎宣助教授、梶秀樹助教授、森地茂助教授ほかの積極的な協力を得た。

イ 庁内開発体制は、企画調査部企画調査総務室が中心になり、総務部電子計算課をはじめ全庁的な協力体制がとられた。

システム・ダイナミックス モデルとは

《直訳すれば、組織や体系の時間的変化を動的にとらえる指標といえる》

ある地域や、ある一定の領域をひとつのシステムとしてとらえ、モデル構造を組み立て、コンピューターを使用して、時間とともに変化する動きを明らかにするとともに、政策を変化させた場合のシミュレーション（模擬実験）を行うことによって、モデル全体のさまざまな状態を表現することが可能である。

シンボリック・モデルとは

《直訳すれば、代表的な指標といえる》

県内の地域を対象にし、地域の人口、産業、土地、交通、公害、公共サービス、財政などの7つの部門からなり、現状の社会がこのまま推移した21世紀の地域構造をマクロ的にとらえている。現在引き続いて、県内だけでなく首都圏の影響をも含め、政策実験に活用するための、より精緻な「基本モデル」の開発を進めている。これら2つのモデルを合わせ、「神奈川システム・ダイナミックス」と呼んでいる。

1. システム分析とSDモデル

(1) 神奈川システム・ダイナミックス

システム・ダイナミックスは、時間とともに変化するさまざまなシステムを要素間の関係としてモデル表現し、その動的なふるまいをコンピュータを用いて、システムのシミュレーション（模擬実験）をしようとするものである。

システム・ダイナミックスでは、社会システムを分析することによって主たる要因を抽出し、それらの間の因果関係をトータルなかたちで設定してゆくという方法をとる。具体的には、

- ①社会システムに対するシステム分析を通して因果連鎖図の作成を行う。
- ②流れ図（フローダイヤグラム）の作成
- ③システム方程式の作成
- ④コンピュータを用いてシステムの挙動の調整を行う。
- ⑤シミュレーション（模擬実験）

という過程を通して1つのモデルができあがってゆく。

本県における開発にあたっては、システム境界を県域にとり、域内2分割による分析を行う。シンボリックモデルと、本県域および本県とのトレードオフ（競合）関係がきわめて強いと考えられる、東京通勤圏(40km圏)を含め、その全体を11地域(県内7ブロック、県外4ブロック)に分割した基本モデルとの2本建てで行うこととした。

シンボリックモデルは、県域の全体的視点から現状のシステムの推移を描くことを主眼にしている。これに対し、基本モデルでは、地域間の相互関連性をみながら、諸々の社会事象に対して、よりきめ細かな政策投入実験を試みようとするものであり、より短期を志向したモデルとなっている。基本モデルについて特筆すべき点は、首都メガロポリス視点のシステム開発であり、また、モデルの全体フレームの規模からいって画期的なものを期待しうるのである。両モデルとも、システムの

内容を7セクター（分野）に分割し、各セクター間および各セクター内部のフィード・バックすなわち相互連鎖関係を抽出している。

シンボリック・モデルと基本モデルとの機能を示すと次表のとおりである。

モデル名	シンボリックモデル	基本モデル
対象地域	県域	県域および東京通勤圏(40km圏)
地域分割	2分割 (横浜, 川崎, その他の地域)	11分割 (県内: 横浜, 川崎, 三浦, 湘南, 県南, 県西, 県央, 県北, 県外: 東京都区部, 東京都下, 埼玉, 千葉(茨城の一部))
セクター分割	人口・住宅, 産業, 土地, 交通, 公害, 公共サービス, 財政	同左
モデルの機能	現状推移の把握	政策実験
リードタイム	25年	15年

(2) シンボリックモデルのねらい

シンボリック・モデルの開発は、新神奈川計画の基本構想に定めることを意図しており、今日の地域社会が抱える公害、環境、交通、住宅など、

さまざまな問題において今日の社会システムや人々の生活・行動様式がそれぞれ変化しなかった場合、神奈川の21世紀の未来像は、どのような姿になるかを描き出すことを主眼に置いている。

さらに経済成長、産業活動、土地利用、などについても今日的な状況で推移した場合を想定している。

このほか、このモデルは、将来の地域社会づくりや自治体行政への県民参加を促進するための討論の素材、情報などを提供したりする役割を果たしていきたい。

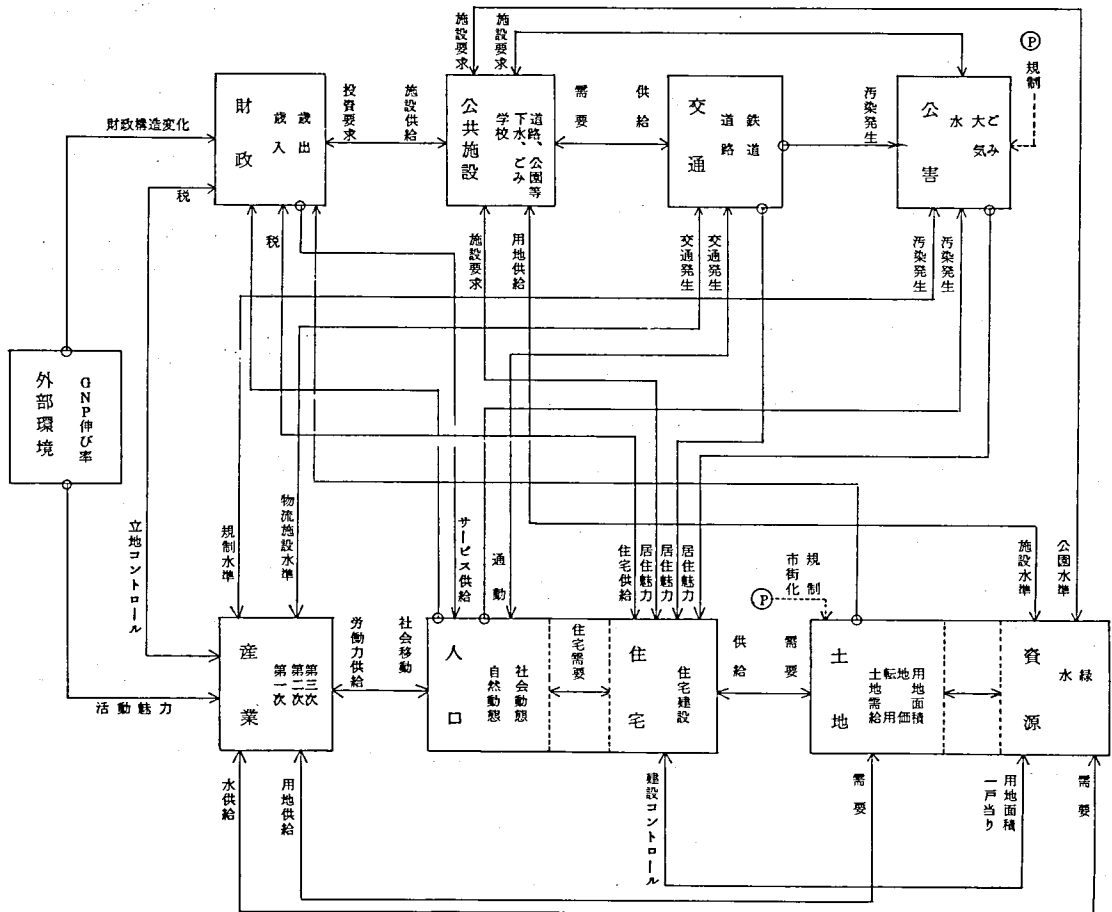
(3) 今後の課題

社会領域の全体を把握するのは、その領域の広

さ、複雑さなど、極言すれば社会・政治・行政・経済などすべてにわたる分野を解明することが求められ、きわめて困難な努力が必要となる。さらにシステム分析にあたって不可欠なものであるデータ収集・整備の必要性などがあげられる。社会システムを的確に把握し、不確実性を解決し、より“確実性”ある予測技術を確立するには、様々なモデルの開発など今後に期待するところもきわめて大きい。

県では「システム分析」のための恒久的な体制を確立することによって、こうした問題点に対処していくことにしている。

モデルの概念図



2. 21世紀の未来像

このままの条件下で推移する道を選んだ場合における神奈川の未来像をシミュレーション結果で見ると、21世紀の神奈川は、望ましい居住環境の実現は、困難になることを示している。すなわち、人口は今後も持続的に増加し、西暦2,000年には県人口は900万人余りに達する。なかでも、大都市以外の市町村の伸びが大きく、それらの市町村の都市化が進行する。こうした人口増加は、過密現象をさらに助長し、市街化区域内の山林、農用地は積極的な保全策を講じないと、21世紀初頭にはほとんどが取りつぶされ、この結果市街化区域のグリーン量は大幅に低下する。

産業活動、自動車保有台数の増加などによる大気汚染についても現在の許容水準のもとでは、窒素酸化物（NO_x）をみると現在に比べ2倍程度に悪化し、廃棄物、生活排水量の増大は、環境への影響ばかりでなく公共施設の整備にも大きな影響を与え、公共負担を増大させる。また、道路、鉄道などの交通問題は、今後膨大な投資計画を前提にしてもその混雑度は解消されない。

既に老令化社会の到来がいたるところで予測されているが、神奈川においても、65歳以上の老令人口は、現在の5%から2,000年には11%余りになり、絶対値では3倍近くの水準になる。このことにより、地域社会の世代交代や、新たな福祉需要、雇用問題などの対応策や“生きがいある”地域社会づくりが課題となつてこよう。

産業では、第1次産業は高度成長期における急激な後退を経て、依然として衰退化の傾向にある。第2次産業では工業生産額が、現在水準の3倍以上に達し、なお拡大傾向にある。しかし就業者は急速な伸びを示していない。

一方、第3次産業は生産所得、就業者とも大幅に増大し、3次主導型の産業構造への移行がさらに明らかになる。

一方、財政はかなり深刻な事態が予測され歳入規模は現在水準の4倍程度に達するものの、歳出は

公共施設の整備、教育など財政需要の増大、さらに人件費の増大などによって財政の硬直化を生じ、政策の選択的重点的実施や行政運営の効率化が長期的には避けられないと予測される。

「横浜・川崎地域」（指定市）と「その他の市町村」のブロック別の特色をあげると、**指定市以外の市町村が一層都市的傾向を強めることがあげられる。**例えば、両者の人口推移は21世紀初頭には伯仲してくる。農業の衰退は大都市よりもむしろその他地域へ波及していくといった感がある。また、産業規模の伸びもその他の市町村の方が高い。

モデルの結論は、ダークな神奈川だけを描いていない。安定成長のもとでは、雇用は全体的に確保される見通しであり、県民所得も持続的に上昇していくことが期待される。このほか、限られた財政状況のもとで下水道施設の整備を重点的に選択することによって、水質汚濁が解消に向い、好転していくことなどもあげられる。

モデルが描く21世紀社会は、我々がこうした道を選ぶとしたわけでも、また、このような未来像しか残されていないというものでもない。モデルは我々県民1人1人に対して、その歩むべき進路の選択を迫っているといえよう。

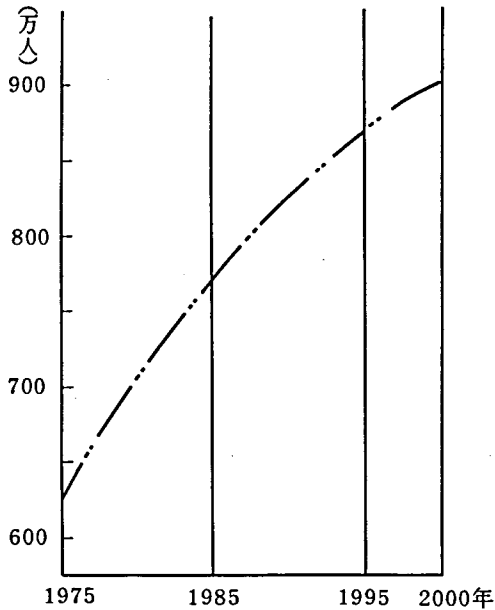
地域社会は、そこに住む人間が築く。我々は、これからの新しい神奈川を自治と連帯を基調に、子や孫に誇れる神奈川の創造に向って展開していかなければならない。

以下、シミュレーション結果の主要なものをあげると次のとおりになる。

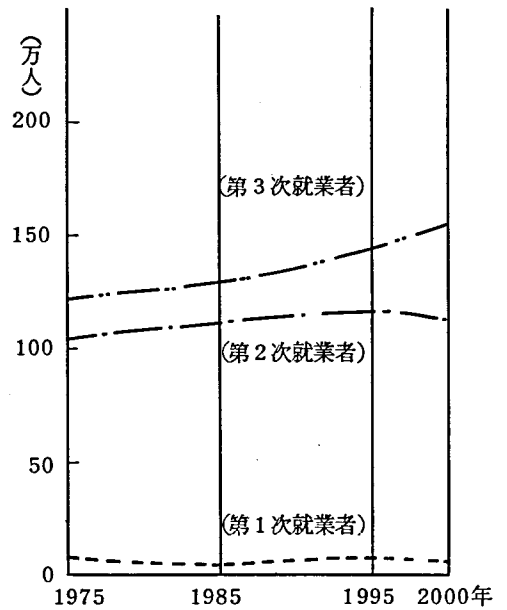
(1) 〔人口・就業者〕

神奈川県は、今後も増え続け、2,000年には約900万人に達する。人口増のパターンはこれまでの社会増中心から、自然増中心のパターンが定着し、さらに2,000年近くには、社会減に転ずるものと予測される。同時に総人口は2,000年

図Ⅰ 総人口



図Ⅱ 就業人口



頃には増加も止まり静止状態に入る。

年齢構成では、老齢人口の割合が増大し、現在の5%余りから2,000年には10%を超える。

就業者の伸びは、人口の伸びに対しやや緩慢であるが着実に伸び、2,000年には就業者全体で300万人となる。

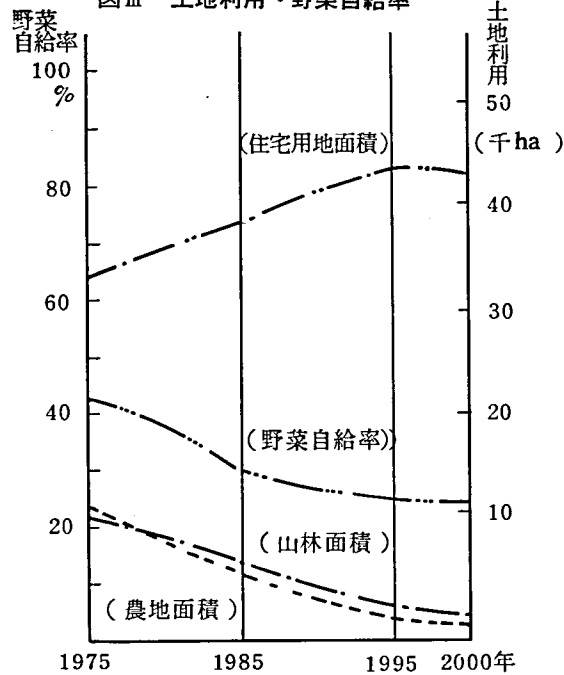
内訳をみると第3次産業の伸びがきわめて大きく、現在の120万人が2,000年には160万人となる。また、第1次産業の減少が目立ち、現在の8万5千人から約5万人になり42%減少する。

(2) [土地利用・野菜自給率]

土地利用：

土地の動きはドラマチックである。なかでも市街化区域の農業用地は、何らかの政策を加えず、かつ現状推移した場合、現在の14,000haから2,000年には1,500haに激減する。また、山林面積も同じような傾向である。その反面、住宅用地の増大が著しく、2,000年には現在の水準の1.4倍になり、この増大分を農林地が引き受ける形になる。また、公共用地の伸びが比較的

図Ⅲ 土地利用・野菜自給率



大きく、産業用地はほぼ現状と変わらない。

野菜自給率：

農業用地の減少はそのまま野菜自給率の低下にはねかえることになり、自給率は1975年の43%が2,000年には20%と半減以下となる。

(3) 〔公害・緑被度〕

公害：

大気汚染は、将来の規制などを考慮しないで現状推移する場合を前提にするとNOxは2,000年には現在水準の2倍余りとなる。

一般廃棄物も人口増の影響をうけて増大し、現在の年当たり250万トンから400万トン、1.5倍程度に増加する。

緑被度：

人口増に伴い、山林、農地などを中心に宅地化が進行し、市街化区域内の緑被度は、2,000年には半減する。

(4) 〔交通混雑度・工業生産額〕

交通混雑度：

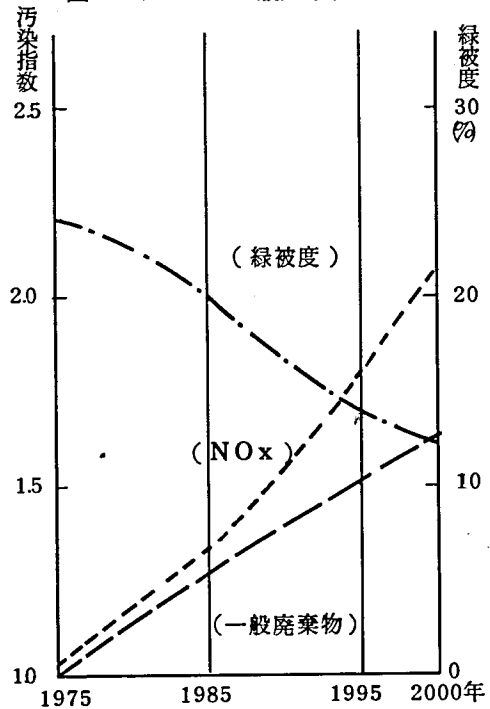
道路混雑度は、2ブロックが悪化し、現在の水準の1.4倍になる。また1ブロックは1.3倍にとどまっているものの、すでに大都市での交通のいきづまりなどの状態に対し、さらに悪化することになる。

鉄道混雑度は複線化などを反映して、いったん好転するものの再び悪化していく。とくに、2ブロックがはげしく変化する。1ブロックは長期的には横ばいに推移する。

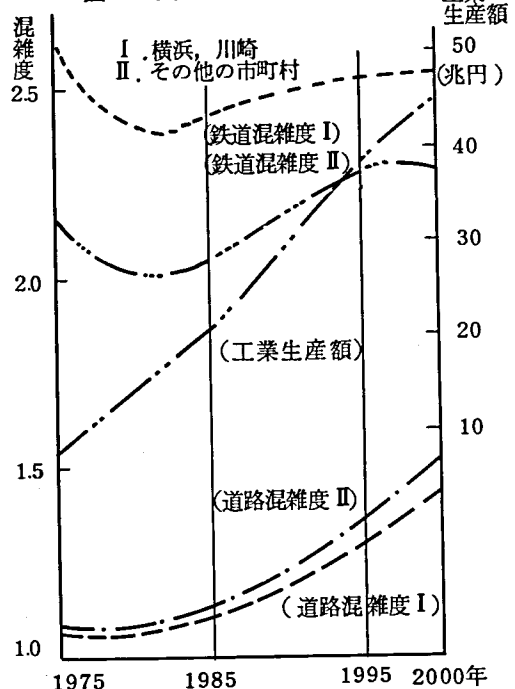
工業生産額：

工業生産額は、1985年頃までは伸び率が6%台で順調に伸びるが、その後は伸びは鈍化し、1985年頃から2,000年までの伸び率は4%台になり、GNP伸び率を下回る。こうしたことは、工業の県内新規立地の限界や工業分散化傾向などがあげられる。

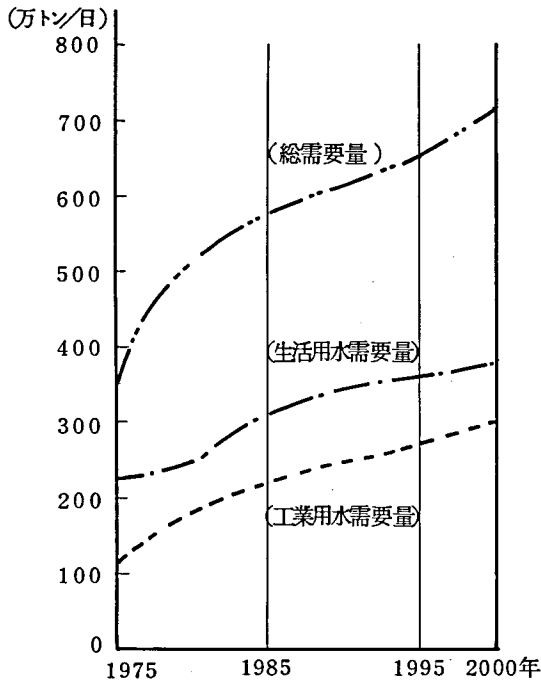
図Ⅳ NOx・一般廃棄物・緑被度



図Ⅴ 交通混雑度・工業生産額



図VI 水資源



(5) 〔水資源〕

水需要量は上水道・工業用水道を合わせた平均給水量で表わしている。

生活用水の需要量は都市用水と家庭用水からなり、今後の1人当り使用量の伸びと人口増が影響して現在に比べ、2000年には約2倍になっている。

工業用水の需要量は、生産の伸長によって、その需要量は増大していくが、将来に対しては節水の方向を求めることにしているが、なお需要量は2000年には現在の3倍程度に達する。なお、自己水源の河川水、地下水についての増強は考慮されていない。

生活用水と工業用水を合わせた総需要量は、現在の330万トンが2000年には2倍強の750万トンになる。

(6) 〔公共施設

(県立高等学校・下水道)

モデルでは投資的経費全体の枠のなかで、仮に高等学校、下水道施設の整備を最優先施策に取りあげた場合のシミュレーションを行っている。公共投資はもともと財政の制約により大きく左右されるので、何を施策の重点にするかのトレードオフ(競合)関係が常につきまとう。

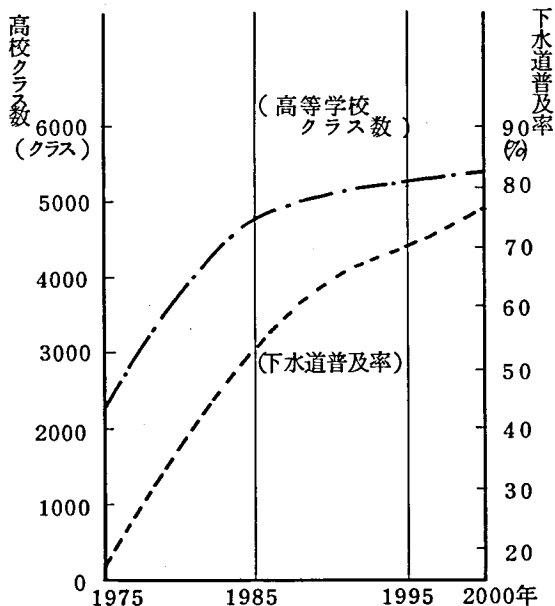
県立高等学校：

高校は優先的に充実するといった考え方を折り込んでおり、生徒数の増大に伴って、1990年頃までは早いテンポで整備が進み、この頃を境に高校急増の山を越す。クラス数をみると現在の1,980クラスが2000年には5,480クラス、2.8倍になる。

下水道：

下水道の普及率は、相当なテンポで進むが、これも公共投資のなかで重点的に実施することにしたからである。普及率は2000年には76%台となり、とくに1985年から、普及の伸びが落ちるのは、財政状況が悪化するからである。

図VII 県立高等学校・下水道普及率

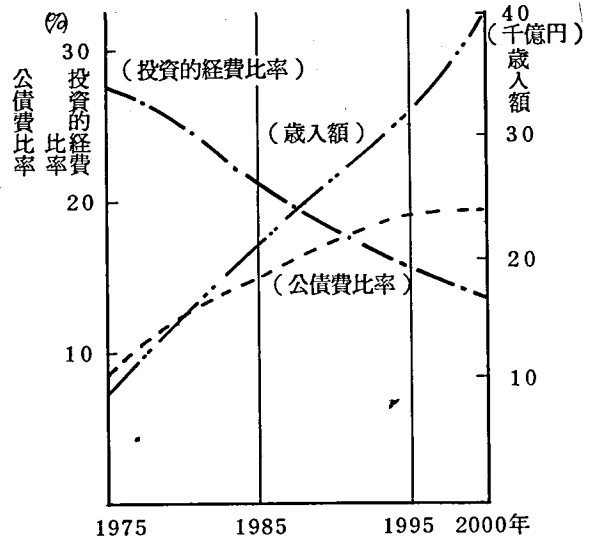


(7) [財 政]

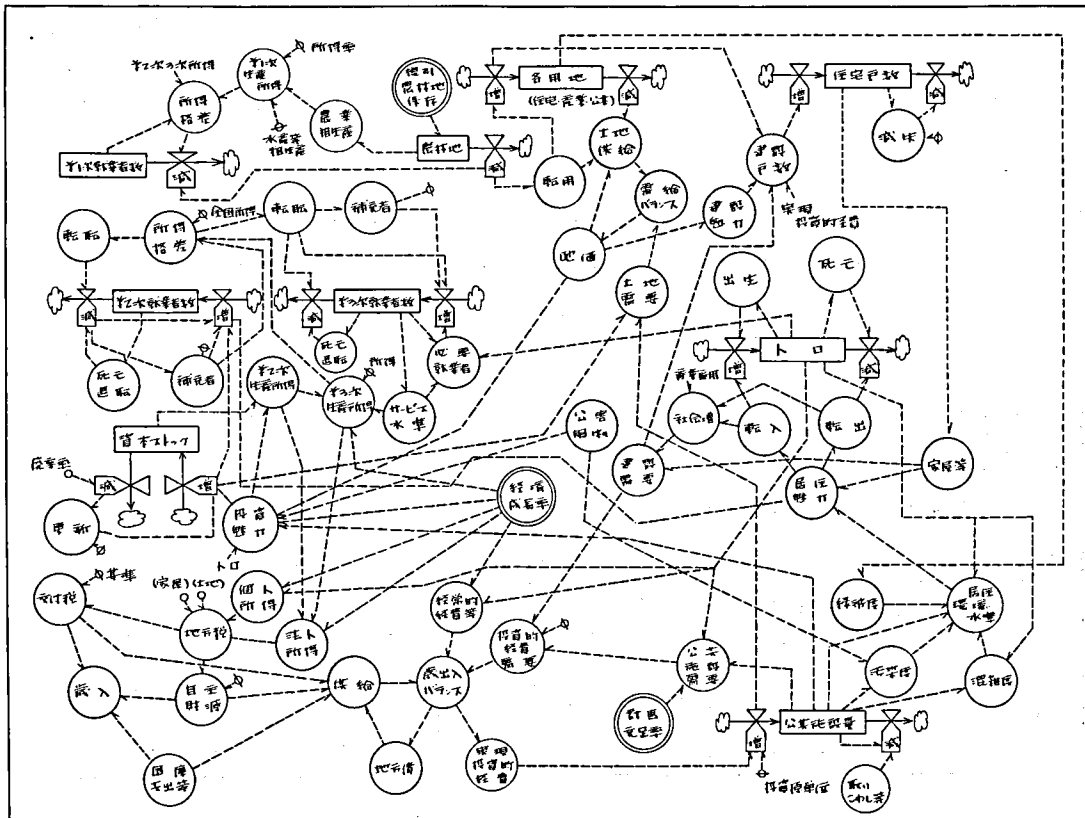
歳入は着実に伸びるものの、成長率が低下するため歳入額は大きく鈍化する。年平均伸び率は、1985年までは約7%であるが、1985年以降は約4%になる。また歳入に占める起債の比率も高まり、同時にこれが歳出にはね返り、公債費比率を高め、財政運営をかなり困難にすることが予測される。

公共施設などの整備に必要な投資的経費の比率は大幅に低下する。これは経常経費や公債費の増大によって公共投資への配分がむずかしくなることがあげられる。

図Ⅷ 歳入額・投資的経費比率・公債費比率



全体のフローチャート



資料 1. 神奈川の現状(その1)

	項 目	神 奈 川	全 国	全国比	順位
土 地 利 用	総 面 積 50年	2,391 km ²	377,535 km ²	0.6	44
	可 住 地 面 積	1,456 km ²	119,873 km ²	1.2	31
	可住地面積率(可住地/総面積)	61.1 %	32.2 %	189.7	—
	民 有 地 面 積	1,386 km ²	159,231 km ²	0.87	42
	民有地面積率(民有地/総面積)	58.0 %	42.8 %	135.5	—
	宅 地 面 積	422 km ²	9,927 km ²	4.25	3
	宅地面積率(宅地/民有地)	30.4 %	6.2 %	490.3	—
	人口集中地域面積	502.5 km ²	6,392.1 km ²	7.9	③
	人口集中地域面積率(人口集中地域/総面積)	78.4 %	53.5 %	146.5	—
	市街化区域面積率(市街化区域/総面積)	36.8 %	3.3 %	115.1	③
	森林面積率(森林面積/総面積)	38.7 %	65.8 %	58.8	45
	基 地 提 供 面 積	2,264 万ha	50,287 万ha	4.5	5
	住宅地(市街化区域) 平均価格 1 m ² 当り	59.0 千円	43.8 千円	134.7	5
	人口密度 総面積当り 50年	2,683 人/km ²	297 人/km ²	903.4	3
〃 可住地面積当り	4,470 人/km ²	97.4 人/km ²	458.9	—	
人 口	総人口(50年国調20%集計)	6,397,580 人	111,934,000 人	5.7	③
	増加人口 45~50年 5年間	926,778 人	8,234,448 人	11.2	②
	〃 30~50年 20年間	3,478,083 人	22,658,471 人	15.3	③
	性 比 (男子/女子) 50年	105.7	96.9	109.1	1
	平均年令 年国調	29.4 才	31.5 才	93.3	2
	出生率 50年人口 1,000人当り	18.5 ‰	17.1 ‰	108.2	5
	死亡率 50年 〃	4.3 ‰	6.3 ‰	68.3	47
	年令別構成 年少人口(0~14才)50年	25.6 %	24.3 %	105.3	8
	〃 生産年令人口(15~64才)〃	69.2 %	67.8 %	102.1	3
	〃 老年人口(65才以上)〃	5.1 %	7.9 %	64.6	47
	人口移動率(年間転入・転出口/総人口)〃	9.0 %	6.7 %	—	—
経済成長率(実質)40~45年度年率	14.7 %	11.6 %	126.7	—	
〃 45~50 〃	1.8 %	5.5 %	32.7	45	

	項 目	神 奈 川	全 国	全国比	順位	
産	経済成長率(実質) 50年度	1.6%	1.9	84.2	④	
	就 業 構 造 (50年国調20%)	第1次産業	2.6%	14.0	18.6	37
		第2次産業	41.4%	34.2	121.1	④
		第3次産業	56.0%	51.8	108.1	③
	生 産 構 造 (50年国調20%)	第1次産業	663億円	87,043億円	0.8	34
		第2次産業	34,629 "	465,379	7.4	3
		第3次産業	39,935 "	736,701	5.4	4
	工業 年間総出荷額(49年概数)	120,903 "	1,275,743	9.3	②	
	" 1工場当り出荷額 "	57,934万円	18,300万円	316.6	①	
	" 労働生産性(従業者1人当り 付加価値 48年)	436 "	317万円	137.5	①	
" 重化学工業比率 "	80.5%	60.6%	132.8	①		
" うち機械工業比率 "	51.1%	31.6%	161.7	①		
業	商業 年間商品販売額 49年	55,534億円	2,186,167億円	2.5	⑦	
	" 人口1,000人当り 小売業販売額 "	35,657万円	36,688万円	97.2	-	
	" 卸売業/小売業 販売額比率	1.39%	4.33%	32.1	-	
	輸出額 50年(県内3港実績)	39,502億円	165,453億円	23.9	-	
	輸入額 " (")	28,626 "	171,700億円	16.7	-	
財	地方税負担率(県税) 50年度	2.7%	3.3%	81.8	-	
	" (市町村税) "	3.7%	-	-	-	
	財政力指数(県) "	1.04919	0.50633	207.2	3	
	" (市町村) "	0.88513	-	-	-	
	自主財源比率(県) "	49.9%	47.1%	105.9	-	
	" (市町村) "	52.5%	-	-	-	
	人件費比率(県) "	51.4%	42.0%	122.4	-	
	" (市町村) "	27.5%	-	-	-	
	政	行政投資(県) "	940億円	43,222億円	2.2	-
		" "人口1人当り "	1.5万円	3.9万円	38.5	-
" (市町村) "		2,194億円	-	-	-	

(注) 行政投資=普通建設事業費+災害復旧事業費+失業対策費

※ 国民所得数値は、在庫品評価調整前の数値である。

資料 2 神奈川の現状(その2)

	項 目	神 奈 川	全 国	全国比	順位
県 民 生 活	1人当り県(国)民所得 50年度	1,339,353円	1,151,230円	116.3	—
	” 個人所得 ”	1,303,219円	1,162,920円	112.1	—
	個人貯蓄率 ”	23.1%	24.6%	93.9	—
	1世帯当(月)実収入 勤労者世帯 横 浜 市	266,721円	236,152円	112.9	6
	” 消費支出額 ”	180,670円	166,032円	108.8	3
	” 消費性向(消費支出/ 可処分所得) ”	72.9	77.0	94.6	—
	” エンゲル係数 ”	30.7	30.0	102.3	—
	消費者物価上昇率 45~50年 5年間	75.0%	72.4%	103.6	—
	消費者物価地域差指数 50年 横浜市	108.9	100.0	108.9	3
	自家用乗用車普及率100世帯当り49年	39.7%	43.1%	92.1	—
	電話普及率 人口1,000人当り49年末	254	245	103.7	5
	カラーテレビ普及台数 50年	124.8万台	2,189.4万台	5.7	3
住 宅	持家比率 48年	48.0%	59.2%	81.1	④④
	1住宅当り室数 ”	3.42室	4.15室	82.4	④⑤
	” 畳数 ”	19.30畳	23.98畳	80.5	④④
	1人当り 畳数 ”	5.64畳	6.61畳	85.3	④④
	浴場のある住宅率 ”	74.5%	73.3%	101.6	35
	水洗便所のある住宅率 ”	48.9%	31.4%	155.7	3
住宅難世帯の割合 ”	12.8%	8.5%	150.5	②	
道 路 ・ 交 通	道路総延長 50年	22,489km	1,094,291km	2.1	19
	舗装率 ”	42.0%	27.6%	152.1	7
	歩道設置率(歩道総延長/ 道路総延長) ”	11.4%	4.8%	237.0	4
	登録自動車台数 50年	1,307,442台	289,873,888台	4.5	5
	乗用自動車台数 ”	857,245台	16,903,785台	5.1	4
	” 人口1,000人当り ”	134台	151台	88.7	
	貨物自動車台数 ”	380,795台	10,523,243台	3.6	5
	旅客バス年間輸送人員 50年度	109,187万人	1,120,586万人	9.7	2
	鉄道年間輸送人員 48年度	113,200万人	1,437,874万人	7.9	3

	項 目	神 奈 川	全 国	全国比	順位
都 市 施 設	電灯年間使用量 49年(単位百万kWh)	4,449	75,359	5.9	3
	上水道年間給水量	937,190千 ³ m	11,239.826千 ³ m	8.3	3
	” 普及率 給水人口/総人口	98.4%	86.7%	113.5	3
	下水道普及率	22.4%	22.5%	99.6	8
	ごみ衛生処理率	66.9%	43.0%	155.6	②
	都市公園 人口1人当り面積	1.9 ² m	2.3 ² m	82.6	36
医 療	病 院 数 49年12月末	293	8,273	3.5	6
	一般診療所数 ”	3,643	73,047	5.0	3
	歯科診療所数 ”	1,739	32,011	5.4	3
	病 床 数 ”	55,033床	1,146,785床	4.8	4
	” 人口1万人当り ”	87.4床	104.2床	83.9	④⑤
	医 師 数 ” ”	9.3人	11.7人	79.5	④
	歯科医師数 ” ”	3.7人	3.8人	97.4	39
	薬剤師数 ” ”	8.6人	8.3人	103.6	—
	看護婦数 (看護夫・准看護婦を含む) ”	21.9人	30.1人	72.8	—
教 育	総人口当り小・中・高校生 50年	16.1%	17.6%	91.5	—
	教職員1人当り小学生数 ”	25.0人	29.5人	84.7	—
	” 中学生数 ”	20.3人	23.0人	88.3	—
	” 高校生数 ”	19.5人	18.5人	105.4	—
	高等学校進学率 ”	94.3%	91.9%	102.6	12
	大学進学率 ”	41.2%	34.2%	120.5	6
	幼稚園就園率 ”	76.8%	63.5%	120.9	9
公 害	呼吸器系公害病認定患者比率(1,000人当り)	0.53人	0.29人	182.8	③
	SOx NOx 推定排出量(可住地 ¹ 当り)	296.3 t	46.7 t	634.5	③
	交通事故発生件数(人口10万人当り)50年	333.4件	422.5件	78.9	—
	交通事故死亡者数(”) ”	6.3人	9.6人	65.6	—
	火災発生件数(10,000世帯当り) ”	15.6件	20.8件	73.6	36
犯罪発生件数(人口1,000人当り) ”	11.4件	11.1件	102.7	8	

資料 3. 神奈川の将来 (シンボリックモデルの出力指標)

項 目	1975年	1985年	2000年	備 考
総 人 口	640万人	770万人	900万人	
就 業 人 口 (第1次)	8 "	6 "	5 "	下段 ㊟
" (第2次)	110 "	120 "	130 "	
" (第3次)	120 "	140 "	160 "	
市街化区域内住宅用地面積	31千ha	38千ha	44千ha	
" 農地面積	14 "	6 "	2 "	
" 山林面積	12 "	8 "	2 "	
野 菜 自 給 率	43 %	27 %	20 %	
NO _x	100	140	210	指数
一 般 廃 棄 物	100	130	160	指数
緑 被 度	27 %	20 %	13 %	
工 業 生 産 類	130千億円	240千億円	450千億円	実質 (50年=100)
鉄 道 混 雑 度 (I)	260 %	250 %	250 %	
" (II)	220 %	200 %	200 %	
道 路 混 雑 度 (I)	100	110	130	指数
" (II)	100	110	140	指数
水 需 要 量	330万t/日	580万t/日	750万t/日	
うち 生活用水	220 "	330 "	400 "	
うち 工業用水	110 "	250 "	350 "	
県 立 高 校	1,980 クラス	4,460 クラス	5,480 クラス	
下 水 道 普 及 率	20 %	55 %	76 %	
歳 入 総 額	11 千億円	20千億円	41千億円	県・市町村財政を併合している。
投 資 的 経 費 比 率	28 %	20 %	15 %	"
公 債 費 比 率	9 %	15 %	18 %	"

㊟ 第1次就業者のうち農業は兼業による従業者を1/3分のウェイト付けしている。従って、農業統計と合致しない。

※ 上記の計数は、あくまでシンボリックモデルにより、現状推移で持続した場合における傾向値であり、目標値ではない。

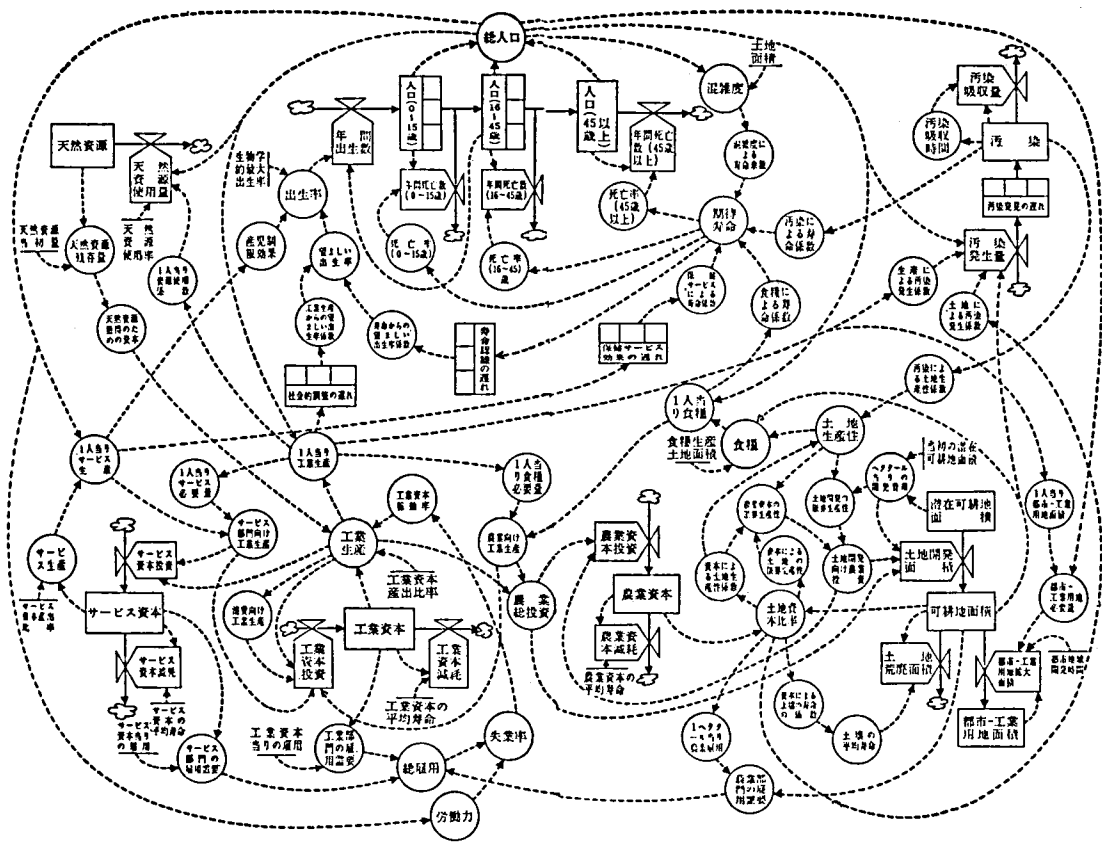
“成長の限界”における世界モデル

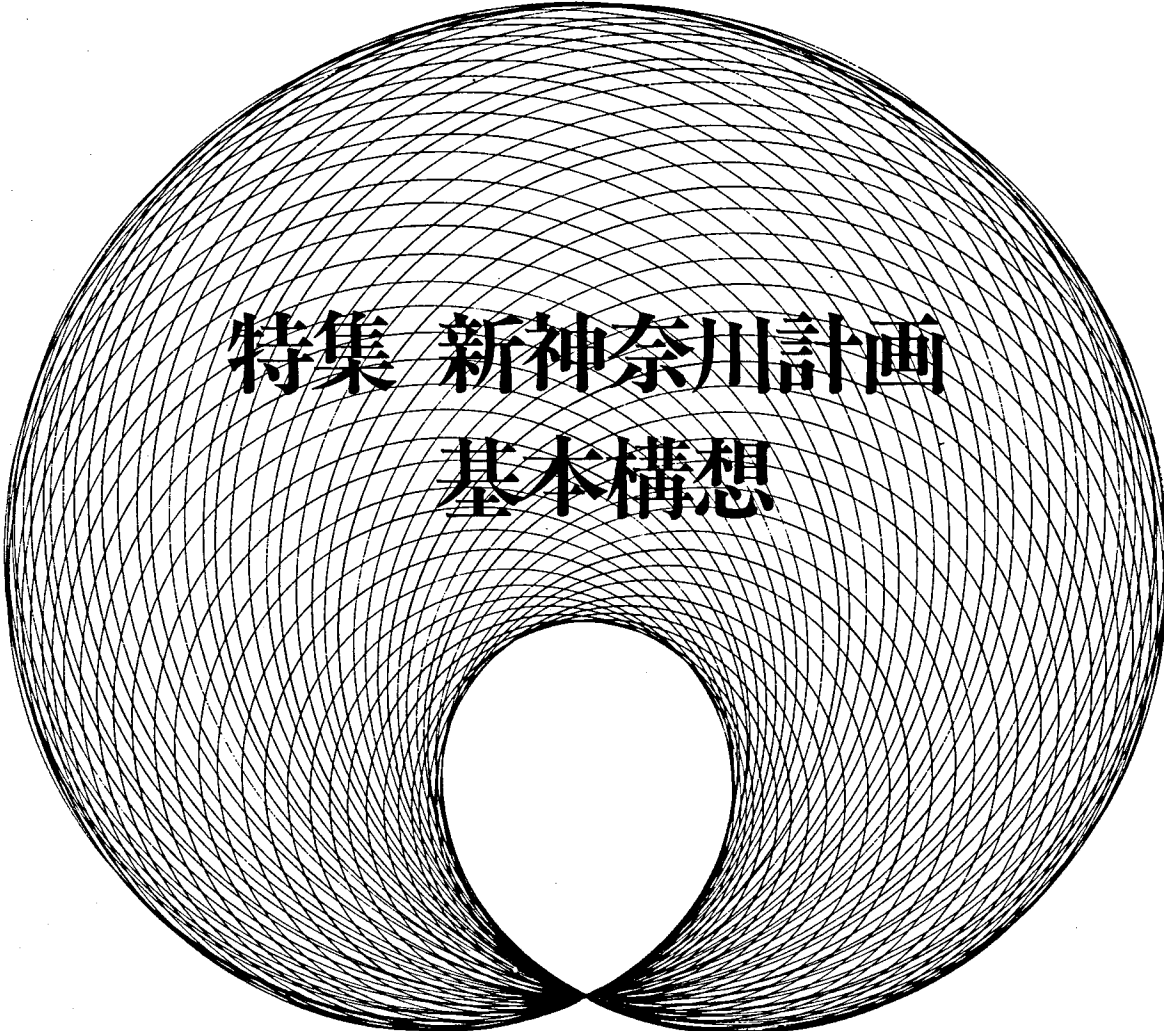
[図I 世界モデル]

世界モデルの全体が、システム・ダイナミックスの正式な用語を用いた流れ図によって示されている。レベル、あるいは直接はかれる物理量は長方形□で示され、このレベルに影響するレートは弁（バルブ）○によって示される。レートの方程式に作用する補助変数は円○で示され、時間遅れは長方形内の区画□□によってあらわされる。人口、財貨、貨幣等の実際の流れは矢印→

で、因果関係は点線の矢印---→で示される。雲形☁はモデルの行動に対して重要でないような発生源や終端をあらわしている。

昭和47年5月 ダイヤモンド社発行
成長の限界—ローマクラブ「人類の危機」レポート
より





特集 新神奈川計画 基本構想

新神奈川計画基本構想について

いま、県では神奈川の未来を創造する新しい総合計画「新神奈川計画（仮称）」の策定作業をすすめています。この新神奈川計画は、基本構想と基本計画、実施計画の三つから構成されます。計画の基本となる基本構想は、そのあらましを、すでに「県のためより」六月号で紹介しましたが、このたび、基本構想（素案）の全文をここに県民の皆さんに発表し、あすの神奈川を築く道しるべとして県民の皆さんとつくりあげていきたいと考えています。

基本構想をつらぬく基調は、県民生活を重視した新しい郷土づくりをめざしたものです。第一章「みんなで神奈川を考えよう」では、神奈川の過去・現在・未来を展望し、第二章「神奈川の未来を創造するために」では、そのための基礎条件である人口・土地利用・水資源・エネルギー・自然環境についてのきびしい制約を述べ、また、中央集権型のシステムから自治と分権へのシステム転換のあり方を述べています。第三章「あすの神奈川をめざす基本方向」では、生きがいに満ちた県民生活、環境の保全と創造、生活と調和した産業について、課題と方向を提起しています。

新神奈川計画は、二十一世紀を展望するあすの神奈川を県民の皆さんといっしょに創造していくための計画です。ぜひ、計画づくりに参加して下さい。

新神奈川計画(仮称)基本構想(素案)

序説 新神奈川計画のめざすもの

一 社会計画としての 新神奈川計画

神奈川県では、昭和二十九年の第一次総合開発計画から昭和四十八年の新総合計画に至るまで、五回にわたり総合計画を策定し、実施してきた。これらの計画は、それぞれの時代的背景のなかで策定され、情勢の推移に応じて改定されてきたものである。

新総合計画は、計画策定直後において客観情勢の変化、特に石油危機を契機とする日本経済の急激な転換が生じ、加えて高度成長時代の社会的なひずみが一挙に顕在化するとともに、県民の価値観やニーズも大きく変化してきているなかで、全面的な見直しと改定を迫られている。

今日、われわれが直面している生活上の障害を解決し、資源、エネルギー、環境のきびしい制約条件を踏まえ、高度成長以後における新しい時代への転換を根底から推し進めていくためには、二十一

世紀を展望する新しい発想に立つて県民生活と県行政のあり方を探究していくことが不可欠である。このような課題への

取り組みには、一定の行政目標に向かって政策体系を組み立て、その実現を目的とする従来の行政計画だけで対応していくことは困難であり、計画のあり方自体についても改めていく必要が生じている。

新しい計画は、県民と県とが現状の認識と課題を共有し合い、神奈川のあり方全体についてともに考え、相互に応答するなかからその進むべき方向を見定め、協働していくための計画でなければならぬ。そして、行政の政策体系と県民のニーズ実現への意欲と行動を結びつけ、県民と県との相互協働関係を築いていくことが何よりも重要である。

こうした観点に立って、自治と連帯のための社会計画として、「新神奈川計画」を策定しようとするものである。この計画は、行政の課題だけでなく、県民の課題をも含め、経済、社会、文化

にわたる広い視野から、神奈川の当面する課題を明らかにし、さまざまな制約要因のなかでいかなる未来を選択すべきかを考えていくとするものである。

また、この計画は、施設の整備を中心とする物の計画にとどまらず、これを生かす人とサービスに重点を置いた計画をめざすものである。施設をつくるのが最終の目標ではなく、その施設を通じて県民にすぐれたサービスが提供され、また、その施設を利用して県民生活が向上し、あるいは県民の積極的な活動が展開されることが必要である。

新神奈川計画は県民参加を基盤として策定するものであり、計画の策定は県民自身による参加と市町村の参加によって進める。この応答を通して新神奈川計画は県民の共有する計画となり、県政は県民との共同作品となる。

二 計画の組み立て

新神奈川計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画の三層構造とする。そして、この三層構造は統一的展望のもとに相互に整合する有機的な関係を持つものである。

〔基本構想〕 神奈川の現状と課題を明

らかにし、二十一世紀を展望する新しい神奈川を創造するための基本方向を求めていくとするものである。

〔基本計画〕 基本構想に基づき、県の政策を中心とした基本方針とその重点を明らかにする。

〔実施計画〕 基本計画に基づき、県の主要施策の具体的な実行計画を明らかにする。そして、計画実施の過程において新たに生じた情勢の変化に対応して見直しを行い、現実と計画との整合をはかる。

三 国・市町村計画との関係

国及び自治体の計画は、国民、県民あるいは市町村民の生活の向上を目的として、それぞれの段階における将来構想と政策体系を定める機能を有している。したがって、これらの計画は相互に密接な関連を持つものであり、それぞれの施策が有機的に展開されない限り、住民生活の全体的、総合的な向上を望むことは困難である。

従来、国の計画は上位計画で、自治体計画はこれに従属するものとみなされる傾向があった。しかし、国の政策が具体的に実施されるのは、住民の生活が営まれる自治体の場であり、その意味において、自治体計画を前提にしてはじめて国の政策は実効性を持つことができる。

自治体計画は、住民自治によって地域の特性を生かしつつ自立的に策定されるものであり、国の計画は、自治体の自主

性を尊重し、自治体計画の実現を支援するとともに、国の責任に属する事項を明確にすることを指向すべきである。

したがって、県は国に対してこの計画を実現するための支援を求めるとともに、市町村の計画の自主性を十分尊重し、緊密な連携のもとに一体的な行政が推進されるようにつとめる。

第一章

みんなんで神奈川を考えよう

— 神奈川の過去・現在・未来 —

一 神奈川とはどのような県か

明治維新とともに国際社会の舞台上に登場したわが国は、欧米先進諸国に追いつくことを目標に、一世紀余にわたって急速な近代化、工業化を推し進めてきた。特に昭和三十年代以降の日本経済は、世界的にも驚異といえる高度成長を遂げ、わが国は世界の経済大国の一つに数えられるに至った。

近代日本百年の歩みのなかで、神奈川は常に先駆的役割を果たし、重要な位置を占めてきた。それゆえにまた、激しい社会変動の光と影が色濃く映しだされてきた。

開国により横浜に貿易港が開かれ、神奈川は、欧米文化を吸収する窓口として文明開化の先駆けとなり、また、日本の立国の基礎である商業貿易の拠点として



の地位を築きあげてきた。

さらに、明治末期から大正にかけて、川崎、鶴見地区の開発と東京湾沿岸部の埋め立てにより、大規模工場があいついで進出し、ここに日本の工業の心臓部ともいえるべき京浜工業地帯が誕生した。そして、関東大震災、幾度かの戦争など、多くの試練を経ながら、工業県としての地位を一層確固たるものにしてきた。

第二次大戦後、壊滅的な打撃のなかから戦争への反省と平和への願いをこめて復興へのたしかな歩みが始まり、京浜工業地帯は再びよみがえり、国際貿易活動もまた開始された。

日本経済の高度成長とともに、京浜工業地帯は埋め立てにより膨張の一途をたどり、さらに工場立地は横浜、川崎の内陸部はもとより、湘南、県央地域へと拡大した。産業は集積の利益を求めて大都

市圏に集中し、これに伴う人口集中が急激に進んだが、なかでも中枢管理機能の集中度が高い首都圏では、この傾向が顕著であった。

神奈川では、首都東京のベッドタウン化の影響も加わって、昭和三十年に二百八十六万人であった人口が、昭和五十年までの二十年間に三百四十二万人増加して二・二倍となり、しかもそのうち六十一パーセントは県外からの転入による社会増によって占められている。

高度成長の過程における人口と産業の大規模な集積は、公害、自然破壊、危険物の集積、住宅難、生活関連施設の不足、交通混雑など生活をとりまく環境の悪化をもたらした。特に、生活関連施設整備の著しい立ち遅れは、人口急増に施設整備が追いつけず、また、産業基盤整備に投資の重点が置かれたことにも起因している。

さらに、工業化と都市化の進行は、農村から土地と労働力を吸収し、農業の生産基盤の大幅な縮小をまねいた。そして、都市といわず、農村といわず、地域社会が崩壊して地域の特色や、人びとの連帯感が薄れ、地域社会に対する新・旧住民の意識のずれや住民相互あるいは地域間の利害の対立などの矛盾が目立つようになつてきた。

また、高度経済成長のもつて、経済的効率を何よりも優先させた産業活動は、高度の分業化、管理社会化によって労働における人間疎外の問題を生み出している。

さらに、今後、世界的に不足が予測される資源・エネルギーの制約や食糧問題は、海外依存度がきわめて高いわが国に、そしてまた神奈川に新しい対応を迫りつつある。

今日、神奈川が抱えている諸問題の多くは、首都圏共通の問題であり、さらには日本全体の問題でもある。わが国が高度成長により実現した経済的繁栄とそれによつてもたらされた矛盾は、神奈川の光と影となつて集約的にあらわれており、その意味において、神奈川は日本の縮図であるといえよう。また、高度工業文明を短期間に達成したわが国の発展に先導的役割を果たしてきた神奈川には、先進工業社会が解決を求められている諸問題が凝縮した形であらわれている。

明治以来、幾多の困難と時代の転換に対応して今日までの発展を築いてきた神奈川には、常に未来を切りひらいていく創造的なエネルギーとすぐれた知識、技術の蓄積がある。

また、長い歴史に培われた伝統的文化があり、変化に富む美しい自然と活力に満ちた都市がある。

この神奈川の持つ多くの蓄積と創造力は、神奈川が直面する問題解決への大きな可能性を秘めている。

二 神奈川はこのままでは

どうなるか

神奈川が現状のまま推移した場合、われわれの生活の未来像はどうなるであ

らうか。高度化、複雑化した現代社会の将来予測には、相互に関連しながら動いているさまざまなシステムを全体としてとらえ、分析することが必要である。そのため一つの有効な科学的手法として、神奈川システム・ダイナミックス(神奈川シンボリック・モデル)の開発を試みた。

このシンボリック・モデルは、人口、土地・自然環境、交通、公害、産業、公共施設、財政の各分野を一つのシステムとしてとらえ、社会の仕組みや人びとの生活様式が変わらず、また、科学技術、産業活動、土地利用などについても今日の状況で推移した場合における神奈川の未来社会をコンピュータを用いて予測したものである。

その結果は、二十一世紀の神奈川が危機的状況になることをわれわれに警告している。

(一) 人口は、自然増を中心に今後もふえ続け、二千年には約九百万人に達する。また、二千年近くには住宅用地の制約、居住環境の悪化などにより、県外への流出人口が増加し、総人口は二千年に境に静止状態に入るものと予測される。人口構造の高齢化が進行し、二千年には六十五歳以上の高齢人口がパーセントをこえ、現在の約三倍となる。

(二) 居住環境は悪化の一途をたどる。窒素酸化物(NOx)は、積極的な対策を講じない限り、現在の二倍程度に増加し、環境汚染が進行する。廃棄物

生活排水量の増大は、環境への影響だけでなく、公共施設整備に大きな負担を与える。

また、市街化区域内の山林、農地などの宅地化が進行し、緑の量を示す緑被度は、二千年には半減する。

(三) 道路交通は、人口増加、自動車保有台数の増加などに伴って交通量が増大し、継続的な道路投資が行われたとしても混雑度は緩和されず、二千年には現在の1.3倍から1.4倍程度に悪化する。

鉄道の混雑度は、複線化などによっていったんは好転するが、再び悪化していく。

(四) 農地、山林、水などの資源は危機的な状況を呈する。

人口増加に伴って住宅用地は現在の約1.4倍に拡大し、その影響により、市街化区域内の農地は激減し、都市農業は衰退する。そして、野菜の自給率も四十三パーセントから二十パーセントに低下する。

また、市街化区域内の山林についても、開発不能地を除きほとんど壊滅する。水資源の不足はきわめて深刻であり、三保ダムが完成しても、二千年には必要量の七十パーセントあまりが確保されるに過ぎない。

(四) 産業の動向は、国の経済政策、環境、土地、水資源などの制約によって大きな影響を受けるが、二千年における工業生産額は、現在の三倍以上に達する

見込みである。第三次産業は就業者、生産所得とも第二次産業を大きく上回り、第三次産業主導型の産業構造への転換が進むものと予測される。

(六) 県・市町村財政の歳入は着実な伸びを示すが、その伸び率はこれまでに比べて大きく鈍化する。そして、現在の財政制度のもとでは膨大な財源不足に見舞われ、学校、公園、下水道、道路などの公共投資について政策の選択的、重点の実施が避けられないものと予測される。また、歳入を確保するため、起債への依存率が高まり、これが結果的に歳出にはね返って、公債費比率が二千年には二十パーセント近くになる。

(七) 横浜、川崎両市とそれ以外の市町村の地域についてその特色をみると、横浜、川崎を除く市町村が一層都市的傾向を強め、二十一世紀初頭には両者の人口は伯仲して行くことが予測される。

農業の衰退は大都市地域からその他の地域へと波及し、その反面、これらの地域では第二次・第三次産業の就業者及び工業生産額の伸びが著しい。

以上の分析結果は、われわれが神奈川を考えるための科学的資料としての役割を果たすものであり、われわれは、こうした道を歩もうとしているわけではなく、また、このような未来像しか残されていないというものでもない。

このモデルは、人口増加の抑制、高齢化社会への対応、生活様式や産業活動のあり方の見直し、さらに土地、水資源、

環境、交通などに対する公共政策など、われわれに多くの課題を投げかけ、その歩むべき進路の選択を迫っているといえる。

三 神奈川はこれからどう生きるか

国民総生産(GNP)を尺度とする経済成長を何よりも優先させ、物質的豊かさを追い求めた高度成長の時代は、石油危機を契機として明らかに幕をおろした。それは高度成長の終わりというだけでなく、現代工業文明における一つの時代の終えんと新しい時代の始まりを告げるものである。

経済成長は雇用を維持し、生活水準の向上をはかるために重要である。しかしながら、本来、手段として位置づけられるべき経済成長が目的化し、社会、文化など人間生活の他の分野との調和を無視して急速に進められてきたところに、都市問題、環境問題、人間疎外などの問題が生じている。

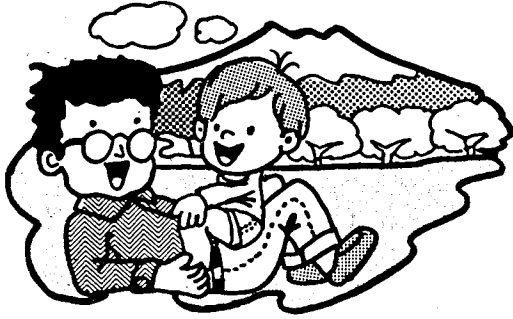
われわれは、高度成長による物質的な豊かさが直ちに生活の質の向上につながらないことを、日常生活を通じて実感として感じとってきた。金で買えるものがふえ、金では買えないものが失われてしまった。失ったもの、それは緑や青空に代表される外部の自然だけでなく、人間内部の自然、すなわち、心の豊かさや連帯感まで喪失しつつある。

われわれは、いま、本当の豊かさとは何かを問い始めている。現在われわれが

直面している諸問題は、生活の量的拡大を追い求め、その質的側面を軽視してきたわれわれの生活のあり方そのものが生み出した問題でもある。

これらの問題を解決し、将来における危機的状況を克服していくためには、これまでの経済成長優先の社会を支配してきた価値観とそれによって組み立てられてきた社会システムを根底から問い直し、人間尊重、福祉優先の価値観に基づいたシステムに転換していくことが大きな課題となる。

このような転換を推し進め、あすの神奈川を創造していくためには、新しい時代における新しい生活のあり方を県民一人ひとりが考え、合意への道を見いだし、



その実現に向かってもに行動すること大きな原動力となる。

その道程は決して平坦ではないが、神奈川は、時代の転換にあたって、これからの先駆者としての役割を果たしう

エネルギーと能力を十分備えている。県民のエネルギーと能力を結集してこの歴史的な課題に取り組み、明るい未来の創造に参加することにより、「神奈川」はわれわれの誇りのことばとなる。

このように地域をともに築いていこうとする意思と行動によって結ばれた新しい地域社会、すなわちコミュニティの形成こそ、あすの神奈川を創造する基盤となる。この地域社会における連帯の輪を、地域相互の、都市と農村との連帯へと広げ、新しいふるさと神奈川を創造しよう。

第二章 神奈川の未来を創造するために

―二十一世紀を展望するあすの神奈川―

Ⅰ 心がふれあい生きがいに満ちた神奈川を創造しよう

われわれの社会は長い間、「義務と忍耐」の社会であった。戦後ようやく「権利と要求」の時代に入り、民主主義の基礎ともいべき権利と要求が社会のなかに根づいてきた。

そして、いまや、自己の権利と要求に目覚めた個人が他人の権利をも尊重しつつ相互に連携して行動する社会、すなわち、「自治と連帯」による市民社会の形成が大きな課題であり、そのためのたしかな足とりがすでに始まっている。

自治と連帯の社会づくりには、人間の生命の尊重がすべてに優先され、基本的人権と基本的福祉が保障された差別と偏見のない社会の実現が基礎となる。

そして、県民が主権者として政治に参加し、また、まちづくりや福祉、文化な

どのさまざまな活動に主体的に参加することによって、地域に根ざした自治と連帯の社会が築かれる。

命と健康が守られ、仕事のなかに生きがいがあり、しかも日々を真剣に働く人びとの努力が公正に報われる神奈川にしよう。

福祉を優先する心がまちづくりにも、人びとの生き方にもしみとおり、福祉の心のもしびが明るく温かく照らしている神奈川にしよう。

生活のなかに自主性と創造性が生か

され、それぞれの地域に伝統的な文化や特色を生かした独自の文化が息づく神奈川にしよう。

命と心を守り育てる自然を大切にするとともに、住みよく暮らしやすい生活環境をつくり、子や孫に誇りをもつて引き継げる神奈川にしよう。

世界に向かって開かれた窓として、県民による経済、文化、そして人間同士との交流を進め、国際友好と平和を深める役割を担う神奈川にしよう。

ふるさと神奈川の創造は、県民全体の協働によってはじめて可能である。なかでも婦人の果たす役割はきわめて大きく、多方面にわたる活動を通じて、婦人の豊かな能力が生かされることが必要である。

Ⅱ 未来を創造するための

基礎条件

科学技術の急速な進歩は、物質的に豊かな社会を実現したが、その背後では人口の増大、食糧危機、環境破壊、資源の枯渇などの暗い要因が世界的な問題となりつつある。

食糧、資源、エネルギーの海外依存度が高いわが国においては、将来、世界的に予想される食糧の供給不足を踏まえ、その自給率の向上をはかるとともに、資源、エネルギーの制約に対処する方策を積極的に進めていくことが今日強く求められている。

特に、工業化、都市化の著しく進んだ神奈川においては、未来を制約する諸要因をどのように克服していくかが重要な課題である。

そのためには、未来を創造する基礎条件である人口、土地利用、水資源、エネルギー、自然環境について、きびしい制約を認識し、県民の英知をもってこれに対処する方向を見出し出していかなければならない。

一 人口

神奈川県は、昭和五十一年に人口が六百五十万人をこえ、人口密度が全国平均の約九倍という高密度社会である。

高度経済成長の時期における都市への人口集中は、特に首都圏に位置する神奈川において急激に進行し、社会増を主因とする人口増加が続いたが、昭和四十七年を境に自然増が社会増を上回ってきた。

いままでの人口集積が若年層を中心に進行し、平均年齢が若い人口構造からみて、今後も自然増を中心にした相当の人口増加が見込まれる。人口の著しい増加が進めば、これに伴って都市化が一層進展し、生活環境の悪化、土地、水資源の不足など県民生活に対する重大な障害が累積することが予測される。このため、県民の良好な生活環境を守り向上させていく観点に立って人口の社会増加は基本的に抑制する方向がとられなければならない。人口増加は、住民の居住地の選択、産業活動の規模などによって大きく影響さ

れるが、土地利用、水利用、産業立地などの公共的施策を総合的に運用することによって、可能な限り人口増加を抑制する。

二 土地利用

神奈川の県土面積は、二千三百九十平方キロメートルであり、国土全体のわずか〇・六パーセントを占めるに過ぎない。

この狭い県土が工業化と都市化の波に洗われ、これに伴う土地需要の増大は、

農地、森林などの大幅な減少をもたらすとともに地価の著しい上昇、さらに投機的な土地取引をまねくに至った。その結果、適正な土地利用が妨げられ、生活環境悪化の要因ともなっている。

県土は、県民のための限られた貴重な資源であり、かつ、県民の諸活動が展開される共通の基盤である。県土の利用については、その有限性に対する深い認識のもとに、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全をはかりつつ、住みよく暮らしやすい生活環境を確保することを基本として、総合的、かつ、計画的に行わなければならない。

そして、今日、重要な課題である環境保全を積極的に進めるためには、これまでのような後追いの処置ではなく、まず、土地利用の面において、貴重な自然と生命の安全を守ることの重大性を認識し、自然保護と災害防止に対する十分な配慮をしなければならない。

さらに、土地利用に当たっては、農地、

森林、宅地を問わず、すべての用途について有効利用をはかるとともに、用途相互間の利用目的の転換については慎重に対処する必要がある。農地、森林から宅地への転換は比較的容易であるが、その逆はほとんど不可能であり、また、環境の面から許容の限界があることを認識すべきである。

特に、超過密度である本県にとつて土地利用の大きな制約条件になっている基地については、全面返還を要請するとともに、住民の意向を踏まえた地元自治体の利用計画を尊重するよう国に対して強く要請する。

三 水資源

本県の水需要は、人口の急増、産業の発展及び生活水準の向上が主因となって急速な増加を続けてきたが、長期的には生活用水を中心に今後ともなお増大することが予測される。将来における水需給のひつ迫は県民生活に深刻な影響を与えることが予想され、水資源確保に対する真剣な取り組みを迫っている。

本県では水資源を主としてダムにより確保してきているが、ダム建設には巨額の投資と十年以上にわたる年月を要し、しかも水没地域住民の深い理解と協力によって実現できるものである。また、本県が水源として依存している相模川、酒匂川あるいは地下水などには限界があり、資源的にも経済的にも水資源を確保していくことは困難になっている。

このように水資源は、高価な代償を支払ってつくり出されるものであり、かつ、有限で代替性のない貴重な資源であることとを認識し、県民共通の財産として責任をもって活用していかなければならない。

こうした新しい資源観に立って、長期的展望に基づく水利用を進めることが基本である。新しい水源の開発はきわめて重要であるが、あわせて資源量に見合った水の合理的、効率的な活用が不可欠である。

そのため、工業用水の循環利用、下水処理水の再利用、送配水管の漏水防止など、水の有効利用を積極的に進めるとともに、水利用の節減をはかることが強く要請される。

さらに、将来における生活用水を確保するためには、水資源開発に対する国の行政的・財政的責任の明確化、開発地域住民に対する生活再建施策の充実、あわせて水道事業施設整備などについて、国の政策の根本的な転換を求めていかなければならない。

四 エネルギー

わが国は、消費エネルギーの約四分の三を海外からの輸入石油に依存しており、近い将来に予測される石油供給の危機を前にして、これに対処する具体的方策の確立が今日緊急の課題となっている。

将来における安定的な社会生活を維持するためにも省エネルギーの推進は不可欠であり、公共輸送機関の優先、住宅

の断熱構造化の普及、廃熱の二次的活用など、あらゆる分野においてエネルギーの利用効率を高めていく必要がある。さらに基本的には、現在のエネルギー多消費型の産業構造を省エネルギー時代に対応した産業構造へ転換していくことが迫られている。

省エネルギーは、エネルギー供給の制約からだけでなく、エネルギーの大量消費による環境への影響の面からもきわめて重要である。

また、石油依存からの転換を進めるためには、エネルギー源の多様化をはかるとともに、代替エネルギーの研究開発が積極的に推進されなければならない。特にエネルギー資源の乏しいわが国においては、自由利用でき、しかもきれいなエネルギーである太陽エネルギーの実用化について研究開発を推進する必要がある。

代替エネルギーとしての原子力発電については、現在県内に具体的計画はなく、恐らく将来においてもその可能性は少ない。万一、そのような議論が生じてくる場合にも、安全性及び環境に対する影響について、県は県民の意見を踏まえて慎重に対処する。

エネルギーについては、広域的対処を必要とする問題であり、長期的視野に立った国の政策の確立が急務であるが、われわれもまた、エネルギーの制約を冷厳な現実として受けとめ、エネルギーの節約を基調とした生活様式を築いていく努力をしなければならない。

五 自然環境

人間は、自然の生態系の一部として、自然を利用しつつ、自然との共存のなかで生きる存在である。

科学技術文明の発達は、自然を利用するだけでなく、自然をつくりかえ、有限な自然の資源を大量に消費して生産を拡大し続け、物質的に豊かな社会をつくりだすことに成功した。しかしながら、その過程において自然環境の汚染と破壊が進行し、人間の生命や健康がおびやかされ、災害発生の誘因が増大するなど、さまざまな問題が引き起こされている。そして現代のわれわれが生活し、次代の人びとに引き継ぐべき生存の基盤そのものが危機に直面している。

このような人間をとりまく環境の激しい変化は、人間の諸活動が自然のシステムの限界を無視して独走したため、自然の循環体系の秩序が崩れてきたことに起因している。もともと自然の循環を活用する産業であったはずの農業までが、化学肥料や農薬にたより過ぎたため、自然の持つ機能を破壊し始めており、環境汚染の問題を生じさせている。

自然は有限であり、かつ、いったん失われた自然の回復はほとんど不可能であるか、あるいは回復に長い時間と膨大な費用を必要とする。また、自然の生態系の一部に起きたささいな変化も生態系全体に大きな影響を及ぼすことを深く認識しなければならない。

われわれが、あすを健康で安全に生き続けていくためには、これまでの産業活動や生活のあり方そのものを反省し、人間と自然との共存を基調として、自然のシステムとの調和をはかっていくことが必要である。

自然環境を県民共通の財産としてこれを守り創造していくことは、現代に生きるわれわれの責務であり、子や孫に誇れるふるさと神奈川を築いていくいしずえである。

Ⅳ 自治と分権へのシステム転換

明治以来百年、欧米先進諸国に追いつくための近代化、工業化が国民的課題とされ、そのために、政治、経済、社会、文化の機能が極度に中央に集中する中央集権的な社会システムがつけられ、維持されてきた。このようなシステムは、産業の発展、経済成長のような統一された目標を追求していくためにはそれなりに合理的、効率的であった。

地域における多様な住民の要請にこたえ、これを住民とともに実現する現場は地方自治体であり、地方自治の確立こそ地方分権の大きな目標の一つである。そのためには、国、県、市町村の役割分担の再編成が必要であり、住民と行政の関係についても自治の主体者としての住民参加のシステムが拡充されなければならない。また、このような地方自治の新しいあり方は必然的に自治体内部におけるシステム転換、すなわち県民を基点とした県政の自己革新を前提とする。

一 役割分担

しかしながら、高度成長のひずみが顕在化するにつれて、これまでの中央集権的な社会システムは限界に達し、転換を余儀なくされている。経済の量的拡大よりは生活の質的充実が強く求められている今日、各地域が、それぞれ個性のある発展を遂げながら、しかも経済、社会、文化などのあらゆる面において均衡のと

あすの神奈川を創造するためには、行政と県民が相互に応答するなかから、それぞれ役割分担を明らかにし、行政と県民、企業、各種の団体が相互の協働関係を築きあげていくことが必要である。行政がその責任を積極的に果たしていくためにも協働関係は不可欠であり、たとえば、設備や制度を用意するのが行政の福祉であるとすれば、これを生き生きと機能させるのは県民の福祉の心である。また、住民生活に関連する行政の機能については、国と地方との間で事務の分担区分がしだいに不明確になってきているので、住民の視点から機能分担を整理

し直し、それぞれの責任を明確化する必要がある。

これまでの中央集権的な仕組みは、国と地方における行財政の配分の矛盾を生じ、地方自治体が実施する事務でありながら権限が国にあるもの、事務や権限の配分に財源措置が伴っていないものなどさまざまな矛盾を生み出している。住民の生活を中心にすえた地方自治を確立するためには、国と地方を通ずる行政事務全般について見直し、国が国民全体に共通に保障する最低限の生活基準に関するものと地方が地域の実態や住民のニーズに即して実施する事業との区分を明確にする必要がある。これに伴い、国と地方自治体との権限と財源の配分を根本的に改善し、機関委任事務の移管、許認可権の委譲、自主財源の強化など、地方自治体の事業の実情に応じた適正な権限と財源の配分を行うべきである。

県と市町村との関係については、住民に最も密着した基礎的自治体である市町村の自治を尊重するとともに、その行政が円滑に機能できるように広域的、専門的立場から支援する。そして、重複行政などについてそれぞれの機能分担を可能な限り見直し、協調行政によって、県民の立場に立った総合的な施策の実現につとめる。

二 県民参加

自治体としての県は、県民生活を守り向上させるとりでとして、重大な責務を

担っている。県民と県との協働によりあすの神奈川を築いていくためには、県政を県民とともに考え、ともに推進する共同作品とすることが何よりも必要である。そのためには、議会制民主主義の基本をしっかりと踏まえ、県議会の意思と活動を尊重しつつ、県民の県政への参加の道が広く開かれなければならない。

今日、都市問題、環境問題の激化、価値観の多様化などにより県民の行政に対するニーズは多様化し、複雑化しつつある。これらのニーズのひとつひとつは生活のなから生まれ出る切実なものである。行政の施策の出発点となるものであり、しかしながら、県民のニーズのなかには、県民相互に、あるいは地域相互に利害が対立し、矛盾するものも少なくない。また、県があらゆる努力を傾注するとしても、限られた財政の枠のなかでは、県民のニーズのすべてを充足することは困難であり、事業の重点的实施によって行政効果を高めていくことが不可欠である。

県民の意見や要望を調整し、その優先順位を選択するとともに、これを整合性ある政策体系に組み立て、実現していくためには、県民相互の、そして県民と県との応答を通じて合意への道が見い出されなければならない。

このため、多様な方法を活用して県政への参加の機会を拡充し、県民のニーズや意向を県政のなかに生かしていくようにつとめる。

また、県民自身による参加とあわせて、県民に最も密着した立場にある市町村の県政への参加を積極的に進め、市町村と一層緊密な連絡協調体制を確立する。

さらに、現状認識と課題を共有し、県民参加を実効あるものとするため、県政に関する平明で的確な情報を提供し、そのうえで、県民の判断と選択を求め、その意見を吸収する情報機能を充実する。

こうした県民と県とのひらかれた関係をつくりあげ、県民参加を基盤として、県民による県民のための県政を実現する。

三 県政の新しい方向

県政を県民との共同作品とするためには、まず、県民の立場に立つて、行政自らがこれまでの慣習、手法、意識などを大胆に見直し、新しい時代に対応したシステムに改めていくことが必要である。

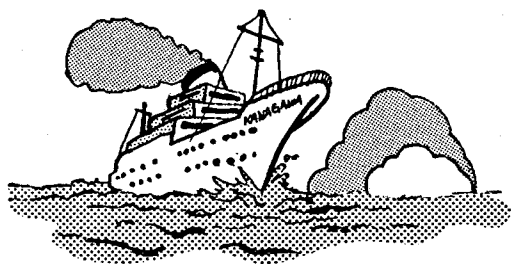
県政が県民の要請にこたえるため、職員一人ひとりが、その専門的能力を高め、現実への鋭い問題認識に立つて行政に創意と工夫をこらすとともに、自治体職員としての意識を強め、相互に協力して行政を推進する。

行政の運営にあたっては、従来の縦割り行政の弊害を改善是正し、関係部局の横の調整と連携を強化して行政効率を高めるとともに、科学性を導入して、総合的、計画的な行政を進める。行政機構についても、行政需要の変化に即応し、県民に密着した行政運営をはかるため、不断に組織機能についての検討を行い、必

要な改善を行う。

また、高度成長期における豊かな経済に支えられた行財政の構造を、高度成長後の新しい状況のなかで、長期的、構造的な観点から見直し、行財政制度全般にわたる抜本的な改革を関係自治体との連携のもとに国に強く要請するとともに、自らもまた行財政運営のあり方を点検し、新しい時代に対応したシステムへの転換をはかっていかなければならない。

さらに、県民生活に重大な影響を持つ環境問題、交通問題、災害対策などについては、市町村との連携による対処はもとより、その根本的な解決のためには県をこえる広域的な対処がぜひとも必要であり、関係自治体との緊密な協調体制を確立し、対策を推進する。



あすの神奈川をめざす基本方向

I 生きがいにあふれた

県民生活をめざして

一 充実した暮らしの実現

(一) まちづくり

課題

都市への人口と産業の急激な集積は、既成市街地の過密化と周辺部への無秩序な市街地の膨張を促進した。

このように工業化と都市化に押し流された形で市街地の形成が進んだため、計画的な土地利用を行うための規制と誘導が後追いのとなり、また、産業活動のための基盤整備に重点が置かれてきたことにも起因して、生活環境の整備が大きく立ち遅れてきた。その結果、住工混在、生活関連施設の不足、交通混雑などが深刻化し、県民の生活環境は著しく悪化している。

さらに、住宅事情は、一応量的には充足されてきたが、狭小過密住宅、老朽住宅などの解消や今後の世帯数の増加に伴う新規需要への対応が大きな課題となっている。

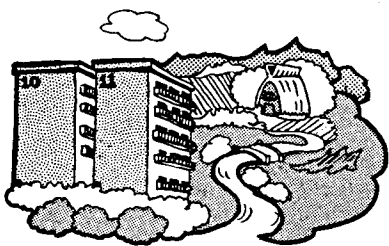
無秩序な宅地開発による自然の破壊は、水害やがけ崩れの誘因となっており、また、市街地における木造住宅の密集や石

油、高圧ガスなどの危険物の集積は、災害発生の可能性を増大させている。

自動車交通の発達による生活の利便性を高め、産業活動を効率的にした反面、交通量の激増によって道路交通の混雑をまねくと同時に、騒音、振動などの公害や交通事故の増加をもたらしている。

また、人間関係や生活の激しい変化などによる精神的不安や社会環境の悪化は、都市における犯罪発生の誘因ともなっている。

このような生活上の障害を解決し、良好な生活環境を確保するためには、経済的な効率を中心としたこれまでのまちづくりを新たな観点から見直し、人間を中心にすえたまちづくりへと転換していくことが求められている。



方向

まちは、われわれが住み、働き、憩うなどの生活を営む場である。

われわれがめざすまちは、子供、老人、障害者ともより、そこで生活するすべての住民にとって住みよい安心して暮らせるまちであり、個性あるまちなみや人びとの心のふれあいがあるまちである。

このようなまちづくりは、県民の生活環境を守り、向上させることを基本とし、地域的な特性に応じて生活圏の整備を進めるものでなければならぬ。そして、県民一人ひとりがわれらのまちという意識のもとに、まちづくりの担い手として参加することにより、住みよい安心して暮らせるまちを創造することができよう。

第一は、地域の特性を重視した生活圏の整備である。

大都市地域においては、良好な生活空間を確保するため土地利用、建築物などに対する規制と指導を強化するとともに、過密市街地の都市再開発を推進する必要がある。また、その他の都市地域においては、大都市地域の延長としてではなく、地域の特性を生かしつつ住民生活に不可欠な都市施設の充実をはかる。農山漁村地域においては、生活環境の整備に重点をおき、地域的格差の解消につとめるとともに、地域の産業のあり方とも対応した一体的な地域整備を進めることが何よりも重要である。

第二は、まちづくりの基礎的条件とし

ての生活関連施設の整備である。

生活道路、上・下水道、公園、教育・文化施設、医療・福祉施設、スポーツ・レクリエーション施設など、日常生活に欠くことのできない生活関連施設は、住民の日常生活圏を配慮して優先的に整備していかなければならない。この場合、サービス施設については、地域における住民のコミュニティ活動の拠点としての役割を重視すべきである。日常生活圏で充足することが困難な高度のサービスを提供する施設や大規模な施設については、日常生活圏内の施設との有機的な連携を考慮して広域的な整備を進め、全体的に機能させることが重要である。

第三は、住宅の整備である。今日、住宅の規模、設備などの質的な面における改善や居住環境の整備を求める県民の要望が高まっている。住宅の整備はこのような県民の住宅需要に対応して、世帯数の増加動向をも踏まえ、公的住宅、民間住宅それぞれの住宅供給の役割分担に基づいて、居住環境の整備と一体的に進める必要がある。

また、国に対して、地価や建築費の上昇に対する抑制、融資制度の拡充など、積極的かつ総合的な住宅政策を推進するよう強く要請する。

第四は、交通施設の整備と交通安全の確保である。交通機関の混雑を解消し、利便性を高めるためには、地域の実態に応じて、公共輸送機関相互の連続性を重視した交通輸送体系の整備がぜひとも必

要である。そのため、バス、国鉄、私鉄

等の連絡による輸送力の強化をはかるとともに、バス輸送の円滑な運行を確保するための交通施策を充実する。

道路交通については、歩行者や自転車のための道路空間の確保をはじめ、生活に直結した道路を優先的に整備する必要

がある。また、市街地における大型車や通過交通の混入を防ぎ、生活の安全と、都市機能の向上をはかるため、交通規制

と並行して都市内交通と通過交通を分離する道路体系が整備されなければならぬ。

さらに、人間優先の理念に基づく多角的な交通規制や交通安全施設の整備拡充

など、総合的な施策を推進し、安全で快適な道路環境の確保につとめる。交通事故の防止には、県民の日常的な努力が何よりも重要である。

今後、車社会がこのまま進展した場合

は、交通事故、道路混雑、環境汚染などが一層深刻化し、県民生活に大きな影響を与えるおそれがあり、県民一人ひとりが車社会のあり方について真剣に考えていく必要がある。

第五は、県民の生命と財産を災害や犯罪から守ることである。

火災、地震などの災害から県民生活を守るため、長期的な対策として、都市の再開発、防火地域の指定などによる都市構造の不燃化、耐震化を進めるとともに、都市における石油、高圧ガスなどの危険

物施設の安全性を確保する災害防止対策

を積極的に推進する。

また、がけ崩れ、水害などの自然災害を未然に防止するため、地形、地質及び河川に対する影響を考慮した土地利用が行われなければならない。

このような施策とあわせて、県民の生命と財産を守る緊急的な対策として、避難場所、避難路の機能を有する公園、道路などの公共空間の整備を促進する。

特に、地震災害は広域的、複合的な被害が予想されるので、まず、県民一人ひとりが自ら守る意識を身につけておくことが基本であり、行政においては、災害発生に備える応急体制を整えておかなければならない。

また、地域における人びとのふれあいと連帯感を高めることによって、明るく豊かな社会環境をつくり、犯罪を未然に防止するなど、防犯活動を推進し、生活の安全を確保することが要請される。

(二) 社会福祉

課題

人口の都市集中、人口構造の高齢化、核家族化の進行、高齢者世帯の増加などの激しい社会変動のなかにあつて社会福祉への需要はますます増大し、かつ、複雑化、高度化しつつある。

これまでの福祉は、行政の福祉施策を中心に展開されてきたが、福祉を必要とする人びとにとつて、それだけでは必ずしも十分ではなく、地域社会の支えによつて自立した生活を営めるようにすることが、真の福祉への道ではないかとの認識が高まってきている。

わが国の社会保障は、国民の福祉向上の要求に支えられて逐次充実されてきたが、なお、先進諸国に比較して低い水準にある。特に公的年金制度については、国民皆年金にみられるように、制度的には一応整えられてきたが、内容的には多くの問題が残され、高齢化社会の到来を前にして、年金制度間の格差は正や費用負担と給付のあり方について抜本的な解決が求められている。

高齢や心身の障害などにより、自立して生活することが困難な人びと、いわゆる福祉対象者に対する社会福祉サービスは、年々充実されてきたが、なお質・量ともに不足している。これまでの福祉サービスは、国や県、市町村、民間社会福祉事業団体などの相互の連携が必ずしも十分でなく、福祉対象者のニーズに、適

切にこたえていたとはいえない面があつた。また、福祉の充実には、地域社会の人びとの協力が不可欠であるが、生活の基盤としてのコミュニティが十分に形成されていないため、地域福祉サービスの展開が困難となつている。

さらに、地域福祉活動の拠点としての各種施設や収容処遇が必要な人びとに対する社会福祉施設、特に老人や心身障害者を対象とする施設の不足が著しい。

方向

われわれは、生活上の障害によつて個人や家族の努力だけでは社会的に自立することが困難な人びとに対して、その生活機能の阻害の態様に即して適時、適切な援助をし、また、そうした事態を未然に防止できるような社会を築いていかなければならない。

このような考え方を基本として、いきとどいた福祉を実現するためには、所得保障の充実をはかるとともに、幅広い社会福祉サービスを展開する必要がある。

第一は、所得保障の充実である。すべての国民が人間としての尊厳を認められ、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するうえで基礎となるものが所得保障である。厚生年金、国民年金などの年金制度については、高齢化社会の進行に対処するためにも、当面の課題として経過年金や福祉年金の改善を含め、給付水準を引き上げるとともに、年金制度間における不均衡を是正するため、適正

な費用負担と公平な給付を前提として、公的年金の一本化をめざした年金制度の改革を推進していく必要がある。

また、公的扶助、公的給付についても、年金制度の充実を基軸とした制度の改善が必要である。

これらの所得保障制度については、国の積極的な施策の展開によって、その改善、充実がはかられるべきである。

第二は、地域福祉サービスの展開である。社会福祉サービスは、福祉対象者が住みなれた地域社会のなかで、可能な限り自立して生活が営めるように行われることが基本である。地域における福祉サービスは、行政の幅広い施策と住民の連帯の意識に支えられた自主的な活動が有機的に結合することによって、その内容を一層充実することができる。そのためには、行政の施策が福祉対象者のニーズに的確にこたえる弾力性に富んだものでなければならぬと同時に、行政の施策に呼応して、福祉を自ら守り高めるための県民の自発的な福祉活動への参加が強く求められている。このような活動が生き生きと展開される場がコミュニティであり、そこでの福祉活動に重要な役割を担うのがボランティアである。ボランティア活動を、一部の熱心な人びとの手にゆだねるだけでなく、活動の輪を広く県民のなかへと広げ、これらのエネルギー



ーが行政を中心とする地域福祉サービスと有機的に結合して厚い福祉網を形づくりに、コミュニティ・ケアを実現することが期待される。

第三は、施設を通じての福祉サービスの展開である。保育、訓練などの通所施設や福祉センターなどの利用施設の機能を一層充実し、対象者のニーズに応じて利用できる体制を整備する必要がある。

また、福祉対象者を収容処遇する福祉施設については、今後ともその増設が必要であるが、特に重い障害を負った人びとを対象とする施設、治療や訓練の効果を高めるための施設を、重点的に整備する必要がある。

これらの施設整備にあたっては、特にコミュニティにおける位置づけを明確にし、施設の内外における福祉サービスの拠点とすることが前提とならなければならない。そして、施設と地域とが一体となって、効果的で体系的なサービス・システムをつくるのが重要である。

第四は、社会福祉の推進体制の確立である。今日の社会福祉サービスは、経済的給付や介護的サービスにとどまらず、福祉対象者を全人的にとらえ、相談、判定、指導、訓練、治療、教育などについて一貫した総合的な対応が求められている。このようなニーズにこたえていくためには、専門性を重視した福祉行政の体制を整備するとともに、幅広い県民のエネルギーが結集され、民間社会福祉事業団体などの積極的な活動の展開が何より

も重要である。

また、福祉教育は、県民の社会福祉に対する認識と理解を深め、連帯の輪を広げていくための基礎である。したがって、福祉の啓発活動を幅広く展開し、また、生涯教育の場を通じて社会福祉を学ぶための機会を整備する必要がある。

さらに、県民が福祉活動に参加し、あるいはニーズに適合した福祉サービスを受けることができるようにするために、県民が福祉についての的確な情報をは握できる体制づくりを進めなければならない。

(三) 保健衛生

課題

近年、生活水準の向上、さらには公衆衛生活動の進展、医学・医療技術の進歩により、県民の健康水準は著しく改善されてきた。しかしその反面では、急激な人口増加、人口構造の高齢化などに伴って保健衛生に対する需要は一層増大し、また、生活様式や環境の激しい変化は県民の健康に直接的、間接的影響を与え、新たな問題を生み出している。

そして、成人病、精神疾患、難病の増加など疾病構造の変化や保健水準における地域差の問題などによって、保健医療体制の新しい展開が求められている。

また、医療費保障については、逐次拡充整備されてきたが、各種の医療保険制度相互間における負担と給付の不均衡や

保険外負担の問題が、なお残されている。さらに、食品、医薬品などの安全性の問題と公害などの生活環境に由来する健康障害が生じている。

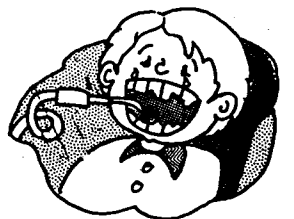
このように県民の保健衛生に対する需要は増大し、かつ、多様化、高度化しつつあるが、これにこたえる体制は必ずしも十分でなく、今後、これらの健康問題にいかに取り組み、解決していくかが重要な課題となっている。

方向

生命の尊重は、何ものにも増して優先されるべきであり、健康こそ生きがいにあふれた県民生活を実現するための基本的条件である。

県民が生涯を通じて健康な生活を送るためには、健康の保持増進から疾病の予防、治療、リハビリテーションまで、さらに安全で快適な生活環境の確保を含む総合保健の体制を確立することがきわめて重要である。

そして、このような保健衛生のあり方を基礎として、県民、行政、保健関係機



関・団体が一体となって、地域の実情に応じた地域保健計画を策定し、住民を中心にすえた地域保健活動を推進する必要がある。その際、保健水準の立ち遅れている地域については、その向上に重点がおかれなければならない。

第一は、健康の保持増進である。まず、県民一人ひとりが健康は自ら守りつくっていくという意識を持って、栄養、運動、休養などの調和のとれた生活を実践することが望まれる。

それには、健康生活を実現するために必要な意識の高揚、知識の修得、体力づくりなどについて健康教育の積極的な展開が不可欠であり、県・市町村はもとより、学校、事業所、地域住民組織及び保健医療機関・団体が相互に緊密な連携のもとに、その機会と場を拡大していくことが必要である。そして、保健所機能や市町村の保健活動の充実強化をはかることによつて、これを専門的立場から支援することが重要である。

第二は、疾病の予防である。乳幼児期から老年期までの各時期に応じた健康相談、検診制度を体系的に充実し、医療との連携による早期発見、早期治療により、生涯にわたつて県民を病気の発生と進行から守る予防システムの確立が必要である。これは、健康上の障害により福祉対象者となることを未然に防止するうえにおい



ても、きわめて重要な役割を担うものである。

第三は、県民医療の充実である。県民が身近に必要な医療を安心して受けられるようにするため、人口規模、医療サービスの利用のしやすさ、さらに医療を質的、量的に充足できる地域の広がりなどを考慮して、地域住民の健康状態に適合する地域医療体制を確立する必要がある。

このため、身近な家庭医を中心とする初期医療、専門医療、高度・特殊医療などを段階的に整備し、医療機関相互がそれぞれの機能を分担しつつ有機的な連携を図るとともに、医療需要などを十分考慮した公的医療機関の配置が必要である。

特に休日、夜間などの救急医療については、地域医療の一環として位置づけ、地域の実情に合った救急医療体制の整備が急務である。さらに、有病老人、慢性疾患などの健康障害者の保健医療については、地域医療と福祉サービスとの連携による地域的総合施策の展開がきわめて重要である。

また、地域医療体制を充実するには、長期的展望に立って医師、看護婦など保健医療従事者の確保につとめる必要がある。

第四は、医療費保障制度の改善である。医療保険制度相互間の格差の是正と保険外負担の軽減をはかるとともに、さらに包括医療に対応した保険制度に改善するよう国に対して要請する。

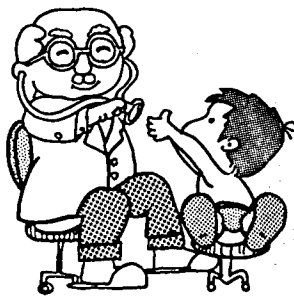
第五は、安全で快適な生活環境の確保である。健康な生活には、心身の健康に

とどまらず、良好な環境条件を保持することが不可欠である。特に、食品、医薬品などの安全性を確保することはもとより、県民の住居、あるいは利用する施設など生活をとりまく衛生的な環境を維持向上させていくことがきわめて重要である。

第六は、保健衛生に関する調査、研究開発の促進である。健康な生活の実現に科学技術の果たす役割はきわめて大きい。健康に対する阻害要因を科学的に解明し、保健医療科学の成果を県民のために活用することをめざして、試験研究機関、医療機関、大学、専門団体の協力を得て、相互の密接な連携のもとに調査、研究開発の推進をはかる。

(四) 労働福祉

課題



高度経済成長期を通じて、わが国の産業は雇用需要を持続的に拡大し、ほぼ完全雇用を達成した。しかし、高齢者や心身障害者の雇用機会はい依然として不利な

状況におかれ、婦人の雇用環境にも目立った改善はみられなかった。高度成長から減速成長への経済基調の変化に伴い、労働力需給は緩和の傾向にある。このような背景のなかで、人口の集積が著しい神奈川県では、今後、長期にわたる労働力人口が増大し、しかも労働力の高齢化、高学歴化が進行して、雇用問題はきびしい対応に迫られる。

賃金などの労働条件や福祉施設制度については、着実な向上の跡がみられるが、企業規模による格差が存在するなど、なお改善すべき面を多く残している。

さらに、技術革新や合理化による高度の分業化、職場や企業における管理社会の傾向が進むなかで、労働者の疎外感が深まり、生きがいや働きがいに対する欲求が強まりつつある。

また、技術の進歩、情報化の進展などによる産業社会の変化や労働者の自己啓発意欲の高まりに伴い、職業的、社会的生活を営むうえでの課題に対応した教育訓練の機会と内容の拡充が求められている。

方向

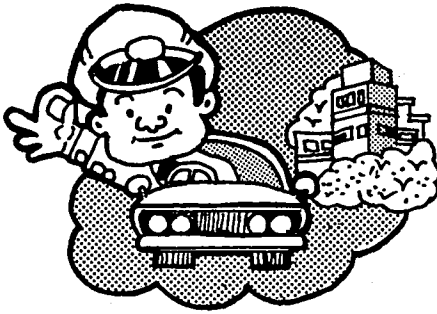
労働福祉は、将来にわたつて完全雇用を維持し、経済生活の向上をはかるとともに、自己の能力と創造性が十分発揮できる労働環境を整え、労働者の生きがいを充実していくことにある。

これを実現していくためには、これまでの産業社会の制度、慣行を見直すこと

もに、すべての職場に自主対等の労使関係を確立し、社会的視野に立つて労使が積極的に取り組むことが不可欠である。また、行政においても労働政策と産業政策との連携を一段と強め、施策を充実していかなければならない。

第一は、働く意思と能力を持つすべての県民に対する雇用の場の確保である。そのためには、増加する労働力に見合った雇用需要を維持できる安定した経済成長が基礎となるが、単に全体として労働力需給の量的均衡をはかるだけでなく、労働力の需要構造を現実の供給構造に適應するものへと改善していかなければならない。

特に高齢者の就業を困難にしている雇用制度や慣行を改め、労働力の高齢化に対応した雇用の場を確保するとともに、社会連帯の責務として心身障害者の雇用を促進し、その社会的自立を援助していくことが必要である。



さらに、婦人の能力が正當に評価される雇用環境を形成していくため、職種や職域の拡大をはかり、男女別の意識に根ざした職場の待遇や慣行を改革していくことが重要である。

また、高学歴化の進展に伴い、労働者の適性に応じた職種の拡大、職務内容の充実など就業環境を整えるとともに、学歴偏重の意識を改めていく必要がある。

経済変動の際における失業の防止、労働者の生活保障や再就職の促進などについては、雇用保険制度を積極的に運用するとともに、より一層充実した制度に改めていくことが必要である。

第二は、労働者の努力が公正に報われる生活条件の向上である。職場における安全衛生設備が最優先で整備され、実効性ある最低賃金制の確立をはじめ労働時間などの労働条件の改善をはからなければならない。

福祉施設・制度は、労働者のニーズに対応して充実していく必要があるが、この場合、可能な限り企業規模や地域間の格差が生じないようにするため、労使の改善努力にあわせて、行政も支援を充実していかなければならない。中小企業が単独で整えることが困難な福祉施設については、適切な負担のもとに地域共同の施設として設置、運営することが検討され、また、企業内施設が地域社会に広く開放されることが望まれる。

第三は、労働者の生きがいをもつ労働環境の質的充実である。これまでの経

済効率の面からのみ考えられてきた労働のあり方を見直し、労働者の能力と創造性が生かされ、自主性が尊重される職場づくりを進めていくことが必要である。

さらに、職場や企業活動の意思決定の分野においても、労使相互の理解と合意のもとに、労働者が参加できる道が開かれなければならないであろう。

第四は、労働者の職業能力と教養を高め、労働生活を豊かにする教育訓練の充実である。これからの教育訓練は、生涯学習の一環として位置づけ、労働生活の全期間を通じ、自己啓発意欲にこたえることを基本として展開されなければならない。そのため、専門知識や技術、技能の習得はもとより、さらに幅広い人間形成のための学習の機会を確保し、充実していく必要がある。

(五) 消費生活

課題

技術革新による高度工業社会は、商品の大量生産を可能にし、消費者の所得水準の向上とあいまって大量消費の時代を出現させた。

こうした過程を通じて、消費生活が生産に左右されるといふ現象が生じ、消費者の地位は事業者に対してますます低下しつつある。消費者は、高度化、複雑化する商品・サービスについて十分な知識と判断力を持って選択することが困難になっており、ほとんど事業者の一方的な



宣伝や広告などの情報に依存せざるを得ない状況にある。そのうえ、欠陥商品によって消費者の生命と健康がおびやかされ、安全性に問題のある商品・サービスに対する不安が高まっている。また、不当表示や誇大広告をはじめ、ヤミ価格協定などの不正な取引によって消費者の利益が損なわれるなど、さまざまな消費者問題が発生している。さらに物価の上昇は、日常生活に大きな支障を与え、物価の安定は、県民生活にとって重要な課題となっている。

また、絶え間なく新製品が登場するなかであって、生産が必要をもちくり出すといった状況が生じ、消費者は、受動的で画一化した消費生活を余儀なくされている傾向にある。

方向

消費者の安全と利益を守り、事業者に対する消費者の対等な地位を確立するためには、消費者の権利が基本的に確保されなければならない。

そのためには、まず、事業者が商品の生産や販売について消費者の求める方向に姿勢を転換し、社会的な要請に対応した事業活動を行うことである。さらに、消費者の権利を擁護し、県民生活の安定と向上をはかることは、行政に課せられた重大な責務であり、消費者の自主的な運動と一体となって積極的な施策を展開

する必要がある。

一方、消費者自らも、生産に支配される消費生活でなく、新しい生活の創造をめざして、主体的な消費生活を築いていくことが期待される。

第一は、商品・サービスの安全性の確保である。欠陥商品などによる被害から消費者を守るためには、監視体制の強化と検査機能の充実をはかるとともに、商品・サービスの安全基準、表示制度を拡充する法律制度を整備することが必要である。

もとより、事業者が品質管理の徹底によつて安全な商品・サービスを供給すべき社会的責任は大きい。消費者被害の救済については、「売り手注意の原則」に基づいて事業者責任が明確化され、被害を受けた消費者が事業者に対し責任の履行を迅速確実に求めることができる制度が確立されなければならない。

第二は、消費者に対する情報提供の充実である。消費者が商品・サービスの内容や機能について十分に理解し、合理的な選択ができるような情報が提供されなければならない。事業者から消費者の必要とする正しく分りやすい情報が提供されることはもとより、行政においても、商品の安全性など消費者に役立つ情報提供を一層充実する必要がある。



第三は、消費者の苦情や意見に対する積極的な対応である。事業者は、苦情の適切な処理体制の整備を一層進めるとともに、消費者の苦情や意見を事業活動に反映していくことが要請される。また、行政としても消費者の被害や苦情については積極的に取り組み、消費者の立場に立ってその解決につとめる。

第四は、消費者による自主的な消費者運動の展開である。個々の消費者の権利への自覚を基盤とする地域に根ざした消費者運動を積極的に展開し、行政への参加や企業活動への意見の反映を通じて、社会的な対抗力としての役割を高めていくことが望まれる。

第五は、物価対策である。物価の安定をはかるためには、生産性の向上、自由かつ公正な競争の確保、財政・金融政策の適切な運用を総合的に推進することが最も重要である。物価問題は国の政策に待つべき要素がきわめて大きく、独占禁止法の改正、監視体制の強化を国に対して要請する。また、県内産の生鮮食料品などが安定的に提供されるよう流通機構の改善、整備につとめる。

第六は、主体性のある消費生活の創造である。消費生活を充実していくためには、消費者も自らの生活を見直し、主体性ある生活観に基づいて個性を生かした消費生活を築いていくことが期待される。

また、資源、環境の制約が大きな課題となつて今日、これに対応した企業活動が求められることはもとより、消費者

においても資源、エネルギーの消費節減につとめるとともに、環境問題を考慮した消費行動が望まれる。



二 豊かな心の創造

(一) 教育

課題

人間が、常に学びながら成長していく存在である限り、教育はいつの時代においても人間にとって欠くことのできないものである。

高度の工業化を達成したわれわれの社会は、他方において人間と社会にかかわるさまざまな難問を抱えている。これらの諸問題を克服し、明るい未来を築いていくために、人間のすぐれた英知と創造力が求められており、この意味からも、今日、教育はきわめて重要な役割を担うものといわなければならない。

わが国では、明治以後、学校教育制度の確立に力を注ぎ、その普及にはめざま

しいものがあつた。特に戦後は、高度経済成長に伴う所得水準の向上や高学歴志向を背景に、本県では高等学校進学率は九十パーセントをこえ、大学進学率も四十パーセントをこえるに至っている。このような教育の普及は、子どもの成長、発達や国民全体の教育・文化水準の向上という点で、大きな役割を果たしているが、反面、次のような深刻な問題を引き起こしている。

学歴を過度に重視する傾向が学歴偏重の風潮を生じ、学校も生徒も入試競争の影響を強く受け、学校はしだいにその個性を失い、人間形成の場としての機能を十分果たし得ない傾向を生じている。

また、高等学校教育以降の進学者の増大に伴つて、現行の教育システムは多様化した生徒の適性、ニーズに十分対応し得ず、学校に適應できない生徒の疎外、脱落、離反現象を生じている。

さらに、かつて子どもの成長や教育に望ましい影響を与えていた家庭や地域社会は、都市化、核家族化が進行するなかで、しだいにその教育的機能を喪失し、学校万能主義に拍車をかけていることも今日の教育に内在する大きな問題の一つであろう。

このような問題を解決するには、子どものすこやかな成長、発達を保障し、そのニーズに正しく対応するための教育の個性化や新しい教育システムと教育方法の開発が必要であるとともに、学校、家庭、地域社会の均衡のとれた教育機能の

回復と再建がぜひとも必要である。

さらに、教育の機会均等を保障し、適切な教育を行うためには、その施設設備の整備が十分はかられていることを必要とする。都市化の著しい本県では、児童生徒の急増に伴う教育施設の整備拡充は、小学校、中学校、高等学校を通じ重要な課題となっているが、特に高等学校の新増設は、県民の強い要望にこたえるべき緊急な課題である一方、その本県財政に与える影響は、きわめて深刻なものとなっている。

また、今日、自由時間の増加と所得水準の向上を背景に、人間としての生きがい追求し、あるいは新しい知識や技術を身につけたいという欲求が増大しているなかで、学校卒業後における多様な学習機会の拡充が望まれていることもこれからの教育の大きな課題であろう。

方向

教育は、一人ひとりの人間の可能性を個性豊かに開花させることによって、社会を築き、新たな文化を担う主体者としての人間形成を促す営みであり、それは人間の出生から始まり、生涯を通じて行われるものである。

幼児、少年、青年にはそれぞれの発達段階に応じた教育の課題と目標があり、また、壮年、老年にとつてもその時期に応じた生きがいの追求や課題がある。教育は、一人ひとりの自主的な学習意欲を基礎に、学校教育をも含めてすべての人



びとに生涯にわたって開かれたものでなければならぬ。生涯学習をこれからの教育の中心にすえ、それにふさわしい学習の内容、方法、制度が整備されなければならぬ。

第一に、学校教育を生涯学習の一環としてとらえ、学校と社会との接続を重視しながら、一層充実したものとすることを要する。そのためには、幼児教育の充実をはかるとともに、これに続く学校教育を生涯にわたる学習の基礎を形成する場として、また、自らが学ぶ意欲と態度を身につける場として位置づけることが重要である。児童生徒の発達段階に応じて、小学校、中学校及び高等学校の一貫性を重視しつつ基礎学力の充実と体力の向上をはかり、個性と創造力をのばし、豊かな人間性を養う教育の実現につとめなければならない。特に、国民一般に普遍的な教育となっている高等学校教育については、その内容、方法、制度などの諸問題について早急に検討し、真に国民教育に

ふさわしいものとして改善、充実すべきである。

また、心身障害児教育については、子どもたちの豊かな発達と将来の自立をめざして、子どもたちが成長していく基盤である地域とのかかわりを考慮しつつ教育の機会を整備し、内容を充実していく必要がある。

さらに、急増する児童生徒の教育機会を確保するため、小学校、中学校、高等学校の施設を最優先で整備拡充する。

そして今日、われわれが取り組まなければならないのは、学校教育を過熱し、ゆがめる根源となっている学歴偏重の社会的風潮に対して学校と教育の主体性を回復し、学校が人間形成の場であるという認識を広く県民のなかにとりもどすことである。教育が社会的栄達の手段ではなく、生涯を通じての学習が人間の生きがいと成長の基礎であるという自覚を県民一人ひとりが持つことこそ新しい教育県神奈川をつくり出すものとなるのである。

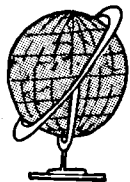
第二に、教育を生涯にわたって開かれたものとするため、学校を卒業してからも継続して教育が受けられる機会を用意していかなければならない。現在、若年層を中心に開かれている教育の機会を壮年層・老年層にまで広げ、多様な学習要求にこたえることのできる教育のシステムを整えていくことが必要である。そして、このシステムが新たな知識、技術や生きがいを求める県民の学習の場として生活

のなかに定着し、自ら学習を進展させていく契機となることをめざすものである。

第三に、学校を地域に開かれた教育・文化活動の核として、地域の人びとの生活に結びつけていく方策を充実していかなければならない。また、教育の機能についても家庭、学校、地域社会のそれぞれが重要な役割を担っていることを改めて認識する必要がある。特に、幼児や青少年の人間形成に重要なかわりを持つ家庭と地域社会の教育機能を回復させ、家庭、学校、地域社会が独自の機能を發揮しつつ連携することにより、はじめて真に充実した教育を実現することが可能となる。

(二) 文化

課題



人間と人間、人間と社会環境、人間と自然との調和が崩れ、人びとの生活のなから人間的なうるおいが失われようとしている今日、改めて文化のあり方が問われている。

急激な工業化と都市化によって、安定的な地域社会の基盤が崩壊し、地域固有の風土や人びとの連帯意識が失われ、また、伝統的な風俗、芸能などの維持伝承が困難になっている。さらに、情報化時代、大量生産・大量消費時代を迎えて、

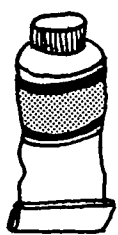
日常生活においても生活様式の画一化が進行するなかで、人びとは一方的な文化の受け手としてとどまっているに過ぎず、文化形成のエネルギーを生かす手だてで見失っている。そして人びとの間に生きがい追求し、創造と参加の喜びを求める意欲が高まり、所得水準の上昇や自由時間の増加とあいまって、芸術文化やスポーツ、レクリエーションなどの文化活動への欲求がますます増大しつつある。

また、今後、国際間の平和で緊密な協調関係の維持が強く要請されるなかで、経済交流のみならず、芸術、学術、スポーツなどの文化の面における国際交流が一層重要性を増している。

日常生活や地域社会における文化への新しい芽ばえを大切にし、しっかりと根づかせ、大きく育てていくことが豊かな文化県神奈川を創造するための重要な課題である。

方向

文化は人間が長い歴史のなかで形成してきた物質的、精神的な成果のすべてであり、芸術文化はもとより、衣食住の生活様式、都市の景観、社会慣習など幅広い分野を含むものである。また、文化は、われわれの生き方や生活の基本となるものであり、自らつくり出す努力や工夫の



積み重ねによって高められていく。

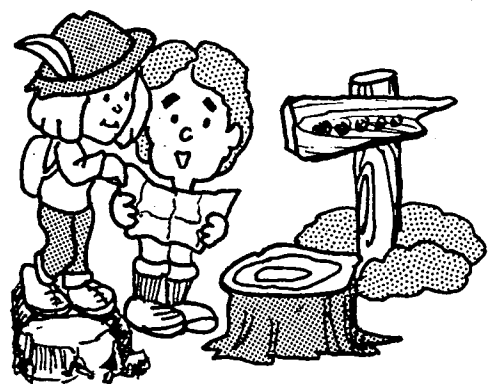
このような文化的視点に立つて、もう一度われわれの生活や社会を見直すとともに、人間的なふれあいの輪を広げ、個性的で豊かな文化を創造していかねばならない。

第一は、文化活動の積極的な展開である。うるおいのある豊かな生活を営むため、生活に根ざしたあらゆる領域のなかで、自主的で個性的な創造活動を活発にし、これを豊かなものに育てていく必要がある。

特に、心とからだのバランスのとれた生活をめざして、スポーツ、レクリエーション活動を日常生活のなかに定着させていく必要がある。そして、このような芸術文化やスポーツ、レクリエーションなどの文化活動が個人から地域へと広がり、だれもが自由に参加できるサークル活動や行事として育っていくことが期待される。特に青少年、婦人、老人は、地域におけるさまざまな文化活動の担い手として重視されなければならない。

このような地域における個性的で多様な文化活動の展開が人と人との心のきずなを強め、新しいふるさと神奈川をつくる重要な役割を果たすであろう。

第二は、文化環境の創造である。われわれの生活とこれととりまく自然や社会環境を、心と物の調和をとりもどす観点から見直し、それぞれの地域で特性を生かした文化環境づくりを進める必要がある。



また、豊かな文化に接し、これを楽しむことができる機会を拡大して、新たな創造の意欲を呼び起こすとともに、県民が生活のなかで、多様な文化活動を展開するために必要な場づくりを含む諸条件の整備を進める。さらに、地域の特色や祖先が築きあげてきた伝統的文化を県民共通の財産として守り、かつ、生活の糧として生かしていく必要がある。

第三は、外国の多様な文化との交流の促進である。われわれは、西欧文化の新风が吹き込む日本の窓としての神奈川の役割を引き継ぎ、芸術、学術、スポーツなど文化の面における国際交流を活性化し、異質な文化との出会いによって新たな文化の創造の芽を育てると同時に、文化交流による人間連帯の輪を世界へと広げていく努力が必要である。

II 環境の保全と創造をめざして

課題

われわれは、人間の繁栄と幸福を物質的な豊かさや生活の利便性に求めてきたが、その反面、人間の生存にとって最も大切な環境への配慮がなごりにされ、環境の汚染と破壊が進行して、自然と人間との調和が損なわれつつある。

特に、高度成長の過程における産業の集積と人口の過密化、無秩序な市街化によって、公害が発生するとともに、自然破壊が進行して、県民をとりまく生活環境は著しく悪化している。

県下各地に立地する工場の生産活動は、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下などの産業公害を引き起こし、また、自動車交通の発達、道路網の拡大は、騒音、振動などの公害、光化学スモッグによる被害を地域化させている。このほか、産業や家庭からの廃棄物を原因とする環境汚染が深刻化している。

環境の悪化は、これらの公害などによる影響だけでなく、自然環境の破壊も大きな要因をなしている。市街地では、緑がすでにわれわれの周囲から姿を消し、周辺地域においても、押し寄せる都市化の波によって平地林、農地などの貴重な緑が失われつつある。さらに、自然度の高い森林地帯まで開発が行われ、山崩れや洪水の誘因となり、水源かん養の機能

にも大きな影響を与えている。

また、海においても、海岸の埋め立てや汚濁した河川の流入によって海洋環境が汚染されている。

このような公害の発生と自然破壊の進行によって、人間の生命と健康がおびやかされ、生活にとって貴重な自然が奪われつつあり、これまでの産業活動や生活のあり方が反省を求められるとともに、後追いの環境対策が見直しを迫られている。

方向

自然は、人間の生命をはぐくみ、物質的な生活を支え、心にうるおいを与えてくれる生存の基盤である。われわれは、環境の調節機能を持つ自然の浄化能力や生態系の仕組みを正しく理解し、自然と人間とのかわり合いを根本的に再認識するとともに、人間の社会的、経済的行動が自然との共存のなかで営まれるよう配慮しなければならない。

このような基本的な考え方のもとに、公害の防止と自然環境の保全、回復をはかり、住みよい自然豊かな環境の創造を推し進めていかなければならない。そのためには、県民自らが環境に対する監視者であると同時に、地域社会の担い手として新しい環境の創造に参加することが期待される。

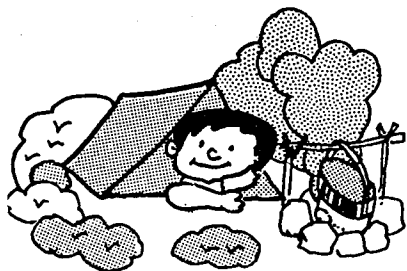
第一は、環境の創造と公害の未然防止である。良好な環境水準を維持し、向上させていくため、科学的な究明に基づいて、自然の微妙な自浄機能を重視した総合的な環境管理システムを確立する必要がある。

まず、地域環境を保全する基本的対策として、地域の環境に与える影響を事前に予測評価する環境アセスメントを実施する必要がある。

さらに、環境の受容能力に基づく汚染物質の総量規制の導入と長期的視野に立った発生源対策が必要である。

次に、環境汚染に対応する体制として、県内自治体はもとより、隣接都県との協力のもとに広域的な環境監視網の充実をはかる。また、行政と民間が協力して公害防止技術の研究調査を進めるとともに、新技術や新製品の性質を事前に評価するテクノロジ・アセスメントを実施して、新たな公害に対する不安を解消する必要がある。

第二は、汚染や資源の浪費から脱却する社会づくりの推進である。産業経済活動から発生する排出物を再資源化、ある



いは内部処理化する技術の開発を促進するとともに、産業廃棄物に対する企業の責任体制を明確にする必要がある。また、家庭生活においても、廃棄物の減少や物の再利用の工夫を行い、県民自らが生活の質の転換をはかることが重要である。

第三は、自然保護の推進である。貴重な生態系としての自然を豊かに保つていくためには、積極的な自然の保全と創造が必要である。

自然度が高く、あるいは優れた自然景観を有する自然保護地域の保全をはかるとともに、生態系の維持に重要な役割を担っている野生動物や自然の資源などを保護していかなければならない。

斜面緑地など都市化が進むなかで残存している緑については、手厚い保護が要請されている。また、海岸の自然についても、その役割を十分認識し、保全する必要がある。

自然の機能を損ない、災害の誘因ともなる開発行為については、極力これを抑制し、自然の循環系が破壊されないよう守っていかなければならない。

第四は、環境緑化の推進である。特に都市地域においては、生活の場に自然とのふれあい失われ、人間生活に果たす緑の役割が重要な意味を持つてきている。美しく住みよい県土を実現するためには、地域社会の担い手としての県民の参加のもとに、環境のなかに緑の拠点づくりを進めていく必要がある。

環境緑化については、地域固有の自然

植生を配慮しつつ、県民自身の周囲から

地域へ、さらに全県土へと繰り広げ、緑化を通して自然環境に恵まれた地域社会づくりを進めることが期待される。また、市街化区域内の農地についても、生産緑地として環境に果たす役割を評価する必要がある。

第五は、汚染された環境を回復し、自然豊かな環境を保全するための費用負担の確立である。公害の汚染防除、環境復元、被害救済については、汚染者負担の原則を徹底させることが必要である。また、自然保護についても、自然の保全管理などの費用を自然を利用し享受する側が公平に負担する仕組みが検討されるべきであろう。

III

生活と調和した

産業をめざして

課題

(一) 商工業

重化学工業を中心とする神奈川の工業は、高度成長の過程のなかで拡大の一途をたどり、工業立地も京浜工業地帯を核として、さらに、内陸部へと拡大していった。そして、工業生産は急激に増大して、製造品出荷額では全国で上位を占め、神奈川の工業はわが国の高度成長を大きく支えてきたが、その反面、高度成長のひずみも顕著に現われている。公害などの環境問題の深刻化、資源・エネルギー

の制約、国際的経済環境の変化などによって、新しい視点に立った産業構造のあり方が重要な課題となっている。

また、神奈川には、自動車、電機などの大企業がある一方で、それに関連した下請け企業をはじめ、卸売業、小売業、各種サービス業などの分野に数多くの中小企業が存在している。

中小企業のなかには、大企業なみの経営水準を持つ企業がある反面、生産技術、販売力、サービス機能などの面で立ち遅れが目立つ企業も多い。低成長経済への移行、公害防止の要請、大規模小売店の進出、発展途上国との競合など、社会経済環境の変化に直面して、多くの中小企業は、きびしい対応を迫られつつある。

方向

わが国をとりまく国際的経済環境のなかで、神奈川の産業が発展していくためには、海外諸国との相互依存を前提とした幅広い経済交流を進めるとともに、生活や環境と調和した産業をめざして、地域社会との共存をはかりながら、活力ある産業活動を展開していかなければならない。

第一は、産業構造の転換である。神奈川の産業は、県内に蓄積された知識、技術を最大限に活用することによって、長期的展望のもとに、雇用の安定に留意しつつ、脱公害、省資源・省エネルギーの要請にこたえ、しかも高付加価値の条件を備えた産業構造へ転換することが望ま

れている。

そのためには、研究開発関連企業の集積と企業間あるいは研究施設間などの情報交流をうながし、神奈川の産業全体を知識・技術集約化の方向に移行させていくことが必要である。

また、公害防止技術の開発、生産工程の改善によって脱公害化をはかるとともに、廃棄物の再生利用を含めた省資源・省エネルギー化を進めることが求められる。

今後における産業の成長分野は、製品開発能力やデザイン開発能力をよりどころとする知識労働集約型産業あるいは異質の生産技術の組み合わせによるシステム型産業に求めている必要がある。

第二は、中小企業の振興である。事業所数で商工業の九十九パーセントを占める中小企業は、地域の経済発展の担い手として産業の各部門において重要な役割を果たしている。

経済環境の激しい変化のなかで、中小企業が自らの機能を充実し、県民の多様なニーズにこたえていくため、経営活動に創意と工夫を重ね、個性ある企業に発展していくことが望まれる。それには、

金融の円滑化、技術・経営情報サービスの強化など、企業の外部環境についても一層の整備がはからなければならない。特に中小商業においては、需要動向の掌握、消費者サービスの向上、流通コストの低減などにつとめるとともに、専門店化、チェーン化、集団化を進め、環境変

化に対応した経営活動を行うことが必要である。

また、中小工業は、優れた人材の養成と確保をはかり、専門分野においてその技術的特色を発揮しうる水準に達することが必要である。

さらに、観光レクリエーションに対する需要が多様化しているなかで、地域の特性を生かしつつ、観光資源の保全、観光関連施設の整備、サービスの改善向上をめざして、県民のニーズに即した観光産業の振興をはかる必要がある。

第三は、企業の社会的責任の明確化である。今日、企業を持つ社会的役割はきわめて大きく、その社会性、公共性が強く求められている。市場原理を基本とする経済体制のもとで、公正で自由な競争の機能を確保するためには、市場機構を支えている制度や政策を見直し、社会的ルールを確立する必要がある。

そのうえに立って、企業は、自由競争のルールを厳正に守りつつ活力ある産業活動を展開するとともに、環境の保全、防災体制の整備などに力を注ぐ必要がある。



る。

また、企業は、地域社会の構成員としての責任と役割を自覚して、積極的にコミュニティづくりに参加し、地域社会と密着した活動を通して文化や福祉の充実に協力することが要請される。

(二) 農林漁業

課題

わが国は、国内で消費する穀物の約六十パーセントを輸入に依存しており、世界的に人口増加と食糧供給の不均衡の拡大が予測されるなかで、食糧の自給力向上はわが国にとって重要な課題である。

神奈川の農林漁業は、優れた技術と大消費地を擁する立地条件を生かして発展してきたが、急激な工業化、都市化が進行し、また国際情勢が複雑に変化するなかで、さまざまな問題が生じている。

農業については、生産基盤である農地が過去十五年間に半減し、経営面積が狭小化するともに、労働力の他産業への流出、後継者の減少、地力の低下などが進んで、農産物の県内供給力は著しく低下している。また、野菜に代表される農産物価格の不安定は、県民生活に影響を与えるとともに、農業者の営農意欲を減退させている。

林業については、自然環境の保全、水源のかん養など森林の持つ公益的機能が重視されているが、所得の零細性、山村労働力の減少傾向などから、森林の保育

管理が困難になりつつある。

漁業については、海浜の埋め立て、沿岸地域の汚染などの影響を受け、沿岸漁業が伸び悩んでおり、本県漁業生産量の約三十五パーセントを占める遠洋漁業も、諸外国の漁獲制限により縮少の方向をたどらざるを得ない状況にある。

また、飼料の大半を海外に依存する畜産は、飼料の輸入不安定、価格の高騰などが経営上の問題として深刻化している。

このように農林漁業のこれからの道はきびしいが、農林漁業の問題は食糧問題であると同時に、多様な自然空間を生活空間として生かした地域社会づくりを行うという視点からも、農林漁業者だけでなく、都市住民を含めた全県民が関心と理解を持たなければならぬ重要な問題といえよう。

方向

生命力を育て自然の営みを利用した生産を本質とする農林漁業は、食糧を供給する役割と自然環境を守る機能をあわせ持っている。農林漁業者の生活を守り、県民に生鮮食料と緑を安定して供給できる農林漁業を実現していくためには、農林漁業者自身の役割の認識と農林漁業への県民の支持及びこれらを基盤とした行政の総合的な施策の展開が何よりも重要である。

第一は、農林漁業者が安心して働ける生産環境の確保と条件づくりの推進である。生産の基盤である農林地や沿岸漁場

は、これ以上の減少を抑制し、その生産性を高めるとともに、特に市街化の進む地域の優良農用地については、生鮮食料の生産基地として保全していく必要がある。

農林漁業者の経営安定のため、農林漁業の担い手の育成、経営が維持発展できる価格安定制度の充実、生鮮食料を安定供給する流通機構の整備、栽培漁業の推進、飼料の自給率の向上と輸入の安定などをはかることが必要である。また、地方の低下や水産資源の減少をきたす生産のあり方を反省し、自然の循環系を重視した新しい技術の研究開発を促進し、県民の食生活の豊かさとその安全性を確保していかなければならない。

第二は、地域の農林漁業を担う生産者を相互に結ぶ組織づくりを進めることである。地域の特性を生かした農林漁業として発展するためには、専門化した各部門の相互補完あるいは協業化をはかるなど、農林漁業者、団体による自主的な地域計画の策定とその推進が期待される。

また、兼業化が進み、耕作放棄地まで出現している現状のなかで農用地の有効利用と効率的な経営を確立するため、非農業者の新たな参加を含めた経営委任の制度を検討する必要がある。

第三は、農村と都市の相互理解と連帯を強めていくことである。農林漁業の行われている自然空間は、県民にとっても貴重な生活空間の一部であり、これを共有している実感を県民のなかに育ててい



くことが必要である。そして、この自然空間を永続させるためにも、農林漁業を守り発展させていくことが重要であり、農村を単なる都市への奉仕者として位置づけるのではなく、両者の共存、有機的な相互補完の姿をつくり出すことが、根本的に求められなければならない。そのためには、農村と都市のコミュニティを相互に結ぶ各種の方策の検討が必要であり、特に県内で生産された農林水産物は県内で消費する方向が望まれる。

また、森林の持つ公益的機能を評価し、森林の保育管理に要する費用の社会的負担のあり方を県民全体で考えていく必要がある。

むすび

今日、神奈川が直面している困難な問題を解決し、明るい未来を切り開いていくことは、現代に生きるわれわれが担うべき重大な課題である。

われわれは、二十一世紀を展望するあすの神奈川を創造するために、英知と創造力を結果して、自らの進むべき道を選択し、その第一歩を踏み出していかなければならない。

県民一人ひとりが神奈川の抱えている課題について共通の認識を持ち、相互に責任を分かち合いながら協働することによって、心がふれあい生きがい満ちた神奈川を築いていこう。

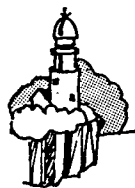
自主性と創造性を生かした活発なコミュニティ活動を通じて、新しいふるさとづくりを展開し、その連帯の輪を地域から地域へ、さらに神奈川全体に広げていこう。

中央から地方への流れを地方から中央への流れに変え、地域から失われつつある個性を再びとりもどし、多様性に満ちた地域の特色を生かして、新しいふるさと神奈川を築いていこう。

この新神奈川計画が、神奈川の未来を創造するための道標となり、この計画に呼応してさまざまな民間計画がつくられ推進されることを期待する。

この計画の実現に向かって、県は広域自治体としての役割を果たしつつ、県民に身近な行政を推進し、生活者の心がしみ通る脈うつ県政を実現する。

新しいふるさとづくりに県民一人ひとりが参加し、ともに行動することによって、自治と連帯の社会を築き、子や孫に誇れる神奈川を創造しよう。



新神奈川計画に 県民皆さんの英知を

神奈川県知事

長洲 一一一

私は、知事就任後初めての県議会で、四年間の県政を担当するに当たっての所信を述べましたが、そのなかで、新しい時代に即応する県政の方向と目標を定めるため、「新神奈川計画」とも呼ぶべき総合計画に取り組みたいと提言しました。

以来、今日まで、総合開発審議会のご意見もいただきながら、策定作業を進めてまいりましたが、このたび、これをとりまとめ、これからの神奈川の指針ともいえる新神奈川計画の「基本構想」(素案)として、県民の皆さんにお届けできるはこびとなりました。

私は、新神奈川計画づくりにおいて、とくに大切なことは、その内容とともに、策定のプロセスにあると考えています。

県政を県民との共同作品にしていく。これが私の基本姿勢であります。このため新神奈川計画についても県民の皆さんに今後の作業に参加していただき、活発なご意見をいただきたいと考えています。

そこで、ご参考までに新神奈川計画に対する私の基本的な考え方を述べてみたいと思います。

ご承知のように、神奈川県では、昭和二十九年の第一次計画以来、昭和四十八年の新総合計画に至るまで、五度にわたって総合計画が策定されてまいりました。これらの計画はいずれも、それぞれの時代の背景のなかで衆知を集めて策定されてきたものです。し

かし、石油危機を契機として、わが国をとりまく諸情勢は大きく転換し、人びとの価値観やニーズも大きく変化してまいりました。

こうして、いやおうなしに現行の新総合計画の見直しが必要になったわけです。

私は、この見直しに当たって、単に客観情勢の変化への対応にとどまらず、計画の概念そのものをも考え直す必要があると思います。第一に、これまでの計画は一般に、やや「物中心」に傾斜してはいなかったか。これからは「人中心」の計画へと心がける必要があるのではないか。第二に、環境、資源、エネルギーの有限性といった冷厳な現実をふまえ、二十一世紀を展望する新しい発想に立つて考えることが大切なのではないか。そして第三に、行財政システムをはじめ、社会システムを全体的にとらえ、新しい時代にふさわしい県民生活と県行政のあり方を探求していかなければならないのではないかと———ということであります。

以上の点から、私は、新神奈川計画を、新しい発想に立った新しいタイプの計画にしていきたいと考え、新神奈川計画を「社会計画」として性格づけました。

これまでの計画はいわゆる「行政計画」であり、一定の行政目的を設定し

新神奈川計画策定の 今後の予定

新神奈川計画の基本構想、基本計画、実施計画の策定作業は、次のように予定しています。

基本構想については、本誌上に掲載した素案をもとに県民の皆さんの参加をお願いすることになっていきます。そのための機会として、県民討論会などを開催するほか、わたしの提案(県の主な機関に用紙があります)などの文章によるご意見もいただきます。

県民討論会は、県のたより、七月号でもお知らせしていますが、

【横浜地区】

八月二十七日(出) 午後一時～四時
県政総合センター・ホール

【川崎地区】

十月二十二日(出) 午後一時～四時
県立川崎労働福祉会館

【横須賀・三浦地区】

十月一日(出) 午後一時～四時
県立横須賀青少年会館

【県央・津久井地区】

九月十七日(出) 午後一時～四時
県高相合同庁舎(相模原)

【湘南地区】

十月十五日(出) 午後一時～四時
県立農業会館(平塚)

【足柄上・西湘地区】

九月三日(出) 午後一時～四時
小田原商工会議所会館

て、これを実現するための施策の体系を組み立てるものでした。もちろん行政計画の重要性はいささかも否定するものではありませんが、計画策定に当たつての視野が、「行政計画」にだけとらわれていまずと、今日のような大きな時代の転換期のなかで、あすの神奈川を創造するための計画としては、不十分ではないか、と考えるのであります。

新神奈川計画の基本構想は、こうした発想に立って、二十一世紀を展望する神奈川のあり方を、県民とともに考え、ともに創造していこう、と訴えています。そして、行政の課題だけではなく、県民の課題も含め、経済、社会、文化にわたる広い視野から、神奈川の当面する課題を明らかにし、さまざまな制約要因のなかでいかなる未来を選択する必要があるのかを考えようとしています。

いわゆる経済の高度成長時代に急激に進行した都市化、近代化に伴って、一方では行政と民間との相互依存関係が強まるとともに、他方では相互の責任の範囲がしだいに不明確になってきたようにも思います。したがって、新神奈川計画では行政と民間の役割を明確にすることも必要であります。これは決して行政が責任を回避するものではなく、反対に、責任を積極的に果たし

ていくために必要なことであります。さらに、国と自治体、県と市町村との関係においても、役割の分担と協力関係を明確にしていかなければなりません。つまり、国、県、市町村、住民、企業、各種の団体が相互に補完し、協働体制を確立していく道を明らかにしなければならぬと思います。

新神奈川計画の全体は、基本構想、基本計画、実施計画の三つで構成されます。本誌に掲載された基本構想は、計画全体の魂あるいは理念の部分に当たるものであり、基本計画は、この基本構想を実現するために県のとるべき基本施策の方向と重点を明らかにするものです。さらに、実施計画においては県の重要施策の具体的な実行計画を明らかにします。

もちろんこの三つは、統一的な展望のもとに、相互に整合する有機的な関係をもつものでなければなりません。

そこで、将来を展望するに当たり、行政に科学性を導入するため、また、県民の皆さんに適切な情報を提供するために、現在、システム・ダイナミックスによる神奈川モデルを研究、開発中ですが、その第一段階の作業であるシンボリック・モデルの結果がまとまりましたので、本誌にも掲載しております。それによれば、もし現状のまま推

移するならば、二十一世紀の神奈川は破局的な様相を呈することが、冷厳な数値によつてきびしく警告されていきます。

私は、このような事態を回避するための方策を、新神奈川計画のなかで県民の皆さんと共に考え、創り上げていきたいと強く考えている次第です。

こうした意味からも、新神奈川計画の策定および推進には、県民の皆さんの参加がどうしても必要であり、そのために県では計画の内容を積極的に皆さんにお知らせします。また、県民討論会、わたしの提案制度、各種懇談会など、ご意見をいただく場を数多く用意したいと考えております。もちろん公式の場や制度だけではなく、あらゆる機会を利用して、ご意見をお寄せくださるようお願いいたします。

みんなで神奈川の未来のためによい計画をつくる、その根本のエネルギーは、結局のところ私たちの「神奈川を愛する心」ではないでしょうか。

いいところは守りぬこう、わるいところは素直にみつめよう。よくも、わるくも、わが郷土神奈川であります。「神奈川」が私たちの誇りの言葉となるよう、県民の皆さんが英知と熱情をこめて、この作業に参加して下さい。もう重ねてお願いします。

の六地区で開催します。参加の申し込み方法など、詳細は最寄りの各地区行政センター県民課へおたずねください。

また、県の地区行政センター単位に、「県政に親しむつどい」（地域別会議）も開催し、地域での討論を期待しています。

次に、基本計画については、この県民討論会などで基本構想と合わせてご意見をいただくことにしています。

このための基本計画骨子案は、県総合開発審議会のご意見を踏まえながら、なるべく早い時期に本誌の臨時増刊号で県民の皆さんにご紹介したいと思っております。

基本構想、基本計画については、県民の皆さんの英知と創意を十分盛り込むとともに、日常生活と密接な関係にある市町村の意見なども反映させて、それぞれ最終的な原案にまとめあげ、審議会の審議を経て、策定したいと考えています。

実施計画については、基本計画に引き続き五十二年度中にはできるよう準備をすすめています。



神奈川システム

ダイナミックス

シンボリック・モデルによる神奈川の二十一世紀像

モデル開発のねらい

一九七一年、「地球の有限性」という共通の問題意識をもった人びとの集りであるローマクラブは、世界の人口増加、エネルギー消費、経済成長などが、高い伸びを続けていくならば、地球の規模において成長の限界に達するであろうと、全世界に警告を発し、大きな反響を呼びおこした。

このとき、予測に使われた分析手法が、システム・ダイナミックス・モデル(SDモデル)と呼ばれる新しい手法であった。

県では、昨年から、このSDモデルの開発をしてきたが、そのねらいは、第一に、行政を進めるうえでの政策課題の検討や、政策の優先順位を決めたり、さらには、長期展望のもとでの施策の展開など、行政に科学を導入しようとするものである。第二に、県民参加を積極的に実現するための科学的立場からの情報の提供、あるいは、

県民とともに課題や問題点などを共有することによって、解決策を見いだしていくこととするものである。

モデルの前提条件と

その結果

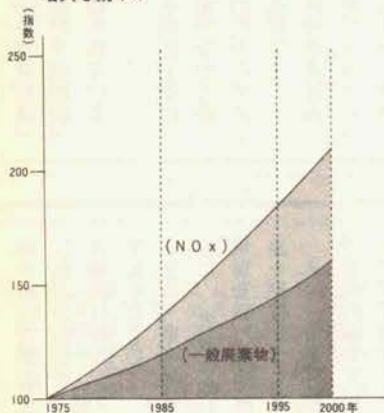
今回開発したシンボリック・モデルでは、今日の地域社会が抱える公害、環境、交通、住宅など、さまざまな問題のなかで、経済成長、産業活動などが、ほぼ現状のまま推移し、さらに、社会システムや科学技術、人びとの生活、行動様式が変化しなかつた場合を想定している。

こうした神奈川の二十一世紀像がどのような姿になるかを描き出すことによって、未来社会に対する警告の意味をもつとともに、解決すべき問題の提起を期待している。

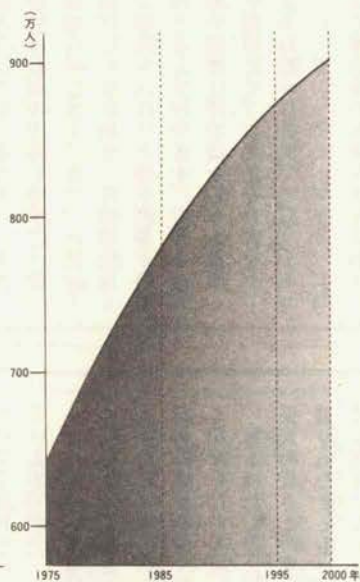
シミュレーション(模擬実験)結果の主要なもの、次に示す図表のとおりとなる。

■窒素酸化物(NOx) 一般廃棄物の変化■

窒素酸化物(NOx)の排出量は、規制の強化をしないと、生産活動、自動車交通の増大などにより、現在の2倍程度にふえる
一般廃棄物も人口増加などにより増大を続ける



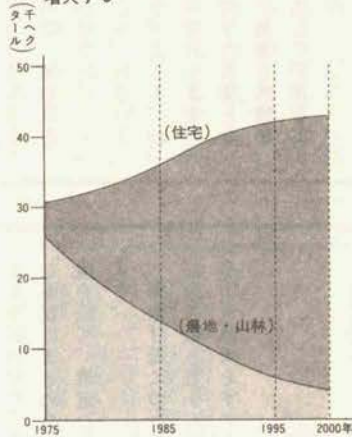
■県人口の変化■



人口は、今後もふえ続け、西暦2000年には、約900万人に達し、現在のおよそ1.4倍になる

■土地利用の変化■

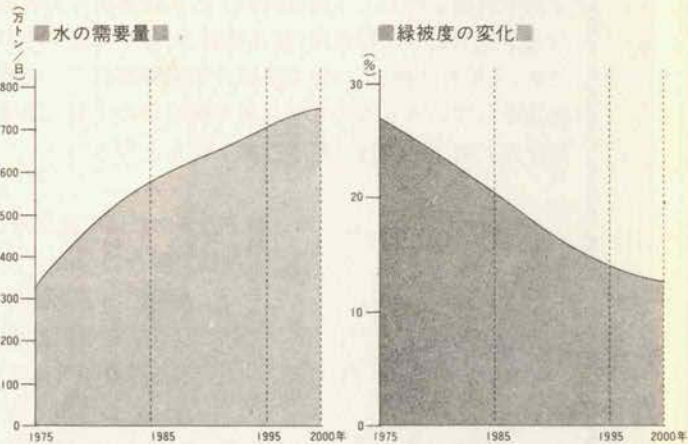
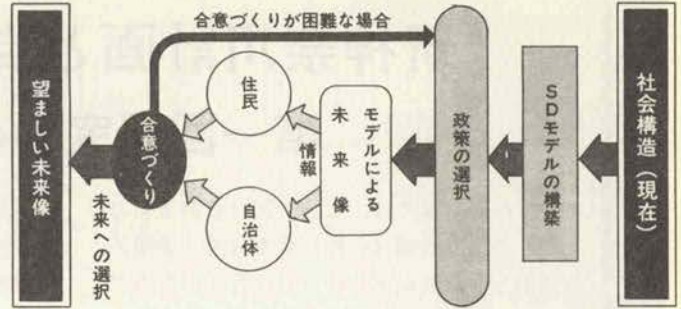
市街化区域内の農地や山林の面積は、積極的な保全策を講じないと大幅に減少し、現在の20パーセント以下になる
その反面、住宅用地は、1.4倍に増大する



■シンボリック・モデルからの主な指標■

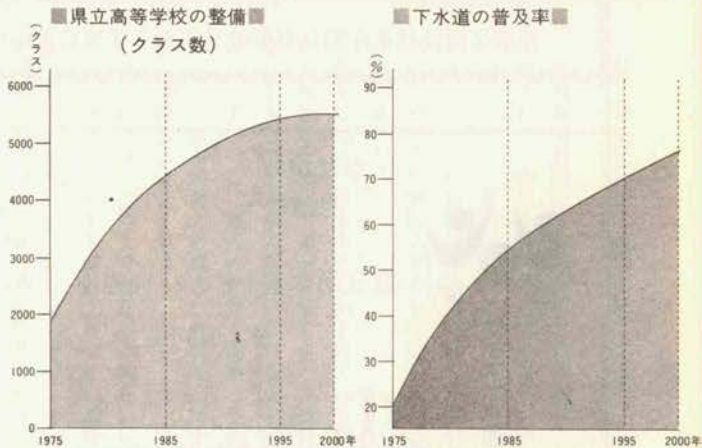
項目	単位	1975年 (昭和50年)	2000年	説	明
県人口	万人	640	900		
市街化区域内住宅用地面積	千ヘクタール	31	44		
市街化区域内農地山林面積	千ヘクタール	26	4		
野菜自給率	%	43	20	県内の野菜の消費量に対する生産量の比率を示す	
緑被度	%	27	13	山林の緑被度を100とした場合の比率を示す	
窒素酸化物(NOx)	指数	100	210	現在の排出量を基準としている	
一般廃棄物	指数	100	160	同上	
鉄道混雑度	%	260	250	横浜・川崎地域を対象にして、混雑時の乗客送迎員に対する乗客人員の比率を示す	
道路混雑度	指数	100	130	横浜・川崎地域を対象としている。現在の交通量を基準とした数値を示す	
工業生産額	兆円	13	45	昭和50年価格	
水需要量	万トン	330	750	1日当たりの必要量を示す	
県立高等学校	クラス数	1,980	5,480	50年5月現在 県立高校90校	
下水道普及率	%	20	76	排水量に対する下水処理率を示す	
歳入総額	千億円	11	41	県と市町村との歳入合計額である。昭和50年価格	
公債費比率	%	8	18	県と市町村との歳入合計額に対する地方債(長期借入れ金)の返済比率を示す	

■S・Dモデルの役割■



水の需要は、人口の増加や産業活動などに伴い、今後もふえ続け、2000年には、現在に比べ、およそ2.3倍の必要量となる

市街化区域内の緑の量を示す緑被度は、農地、山林などの開発に伴い半減する



公共施設は、仮に高等学校や生活基盤である下水道の整備に力を入れたらとグラフを見るとおり整備が進むが、限られた財源の制約から、ほかの施設の整備がむずかしくなる

システム・ダイナミックス・モデルとは(注1)

ある地域や、ある一定の領域をひとつのシステムとしてとらえ、モデル構造を組み立て、コンピュータを使用して、時間とともに変化する動きを明らかにするとともに、政策を変化させた場合のシミュレーションを行うことにより、モデル全体のさまざまな状態を表現することが可能である。

注1 直訳すれば、組織や体系の時間的変化を動的にとらえる指標といえる

注2 直訳すれば、代表的な指標といえる

シンボリック・モデルとは(注2)

県内の地域を対象にし、地域の人口、産業、土地、交通、公害、公共サービス、財政などの七つの部門からなり、現状の社会がこのまま推移した二十一世紀の地域構造をマクロ的にとらえている。現在引き続いて、県内だけでなく首都圏の影響をも含め、政策実験に活用するためのより精妙な「基本モデル」の開発を進めている。これら二つのモデルを合わせ、「神奈川県システム・ダイナミックス」と呼んでいる。

「新神奈川計画と自治を考える」

第一回研究会の開催!!

いま神奈川県では、この特集号にあるとおり「新神奈川県計画（仮称）基本構想（素案）」を発表し、20世紀へむけた県民参加の計画づくりをはじめています。

この計画は序章にもあるとおり「基本構想」「基本計画」そして「実施計画」と3層構成になる予定であり、現在は「基本構想」だけが発表され、「基本計画」について県総合開発審議会で審議をしているところです。来年度以後の「実施計画」については「基本計画」にもとづきつ

くられることになっています。

こうした折から、当自治研センターとしての計画のもつ今日的な意義づけと、この計画が県民と自治体におよぼす影響について、継続的な研究をすすめるようとしているところです。県民討議が8月27日から開始される予定ですが、それにさきだち、第1回の研究会を次のとおり企画しました。会員の皆さんの参加をよびかけます。

1. 日時 8月6日(土) 午後2時から5時まで
2. 会場 神奈川県政総合センター 9階 9A講習室
(横浜駅西口下車徒歩5分)
3. 名称 第1回「新神奈川計画と自治を考える」研究会
4. 内容 (1) 「新神奈川計画策定の背景と自治体への影響」
神奈川県企画部次長 宮森 進
(2) 内容についての質議討論
(3) 今後の研究会のすすめ方について

※ この研究会についての参加お問い合わせは

自治研センター事務局 045(662)0743 へどうぞ

《第2回目は8月20日(土)午後2時からYMCA横浜会館で開く予定になっています》



かながわ
自治研センター

設立記念タイタック 発売中

¥ 300円

学者、研究者、自治体関係者、労働者市民の手によるこの「神奈川県地方自治研究センター」ができました。「地方自治を住民の手に」をあい言葉として、このセンターを発展させる意思をあらわしています。



特集 新神奈川計画 基本計画

新神奈川計画基本計画について

新神奈川計画は、基本構想と基本計画、実施計画の三つから構成され、このうち、計画の理念ともいうべき基本構想については、すでに「月刊かながわ」七月号で素案の全文を紹介しましたが、このたび策定作業を進めていました基本計画(素案)についても全文を県民の皆さんに発表し、ご意見をいただくことになりました。

基本計画は、基本構想で示されている新しい神奈川の未来像を実現するために、県が責任をもって分担すべき役割と県が推進しようとする基本方策及びその重点を明らかにしようとするものです。そして県民の生命と健康と生活を守り向上させるとともに、都市環境の整備と自然環境の保全回復をはかることを重点課題としています。

第一章では、このような計画のねらいについてふれ、第二章では、神奈川の未来を創造するための基礎条件である人口、土地利用、水資源、エネルギーのきびしい制約に対処する方向を述べています。第三章では、「健康を守り福祉の向上をはかるために」、「文化をはぐくみ教育を充実するために」、「自然を守り住みよい生活環境をつくるために」、「生活と調和した産業の発展をはかるために」の四つの柱のもとで、それぞれの分野の基本的な施策の方向を掲げています。第四章では、自治と連帯の社会の基盤となる新しい地域社会の創造など、この計画を実現していくための課題を提起しています。

新神奈川計画を県民との共同作品にしていくためには県民の皆さんの積極的な参加が必要です。計画づくりへの参加を通して皆さんの意思が盛り込まれて、はじめて、計画は心と生命をもった生き生きとしたものとなります。

あすの神奈川は、あすの県民でもある皆さん自身の問題です。あなたの提案、意見を県民討論会で、県民相談窓口で、また、はがきによる、わたしの提案、制度などを通してお寄せください。

新神奈川計画（仮称）基本計画（素案）

第一章 計画のねらい

この基本計画は、基本構想で示されている新しい神奈川の未来像を実現するために県が責任を持って分担すべき役割を明らかにし、県が推進しようとする基本方策とその重点を定めるものである。

今日、日本経済は高度成長から安定成長への転換期にあり、社会経済情勢は大きく変わりつつある。こうした状況のなかで策定される地方自治体の計画は、今後の国全体の経済的、社会的変動いかんによっては現実とのそごを生ずることも考えられる。なぜなら、現状のままであれば地方自治体は自らの計画を実現するための十分な行財政上の手段を与えられていないからである。ことにインフレや不況に直面した場合、その対策には限界を伴わざるをえない。

県は、このことを十分自覚しながらも、県民生活が当面している諸問題を解決し、県民が安心して生活できる条件を確立するために、県民参加を通じて長期的展望に立った主体的な総合計画をつくりあげていかなければならない。

県は、県民の支持のもとに、自治権を拡充するための努力を重ねつつ、この計画の実現を積極的に推進する。

基本計画策定の基本方針は次のとおりである。

- (一) この計画は、人間尊重、福祉優先をめざす県政の基本的な指針となるものであり、県民の生命と健康と生活を守り向上させるとともに、都市環境の整備と自然環境の保全回復をはかることを重点課題とする。
- こうした視点に立つて従来の諸施策の総合的な見直しを行い、その反省のうえに新しい計画を策定する。
- (二) 計画の範囲は、県が実施する施策を中心とするが、これらを実現するための制度の改正その他について国に対して要請する事項をも含むものとする。
- (三) 基本計画の具体的な実施プログラムは、各地域の特性と実態を踏まえて策定する実施計画で明らかにする。
- (四) 首都圏整備計画など県民生活に関連する国の諸計画については、住みよい

地域づくりを進める観点から市町村の意向をも踏まえ、主体的選択的に対処する。

(五) 市町村計画に対しては、その自主性を尊重するとともに、広域的立場から

第二章 基礎条件の方向

一人口

現状と課題

これは、開発規制や社会、経済情勢の変化などによって県内への転入人口が減少してきたためである。

高度成長政策により、本県では京浜工業地帯を中心に産業が集中し、工場立地の拡大が進行した。これに伴い、本県の人口は昭和三十年代から県外の若年労働力を吸収して飛躍的に増大し、また、東京から住居を求めて転入する人口がこれに一層拍車をかけた。そして、昭和五十一年には六百五十万人をこえ、人口密度は全国平均の約九倍という超過密社会になった。

しかしながら、若年層の定着によって自然増は今後も増大を続け、また、土地利用、産業活動などのあり方いかんによっては、社会増もさらに増大する可能性があり、積極的な抑制策を講じていかなければ、昭和六十年における人口は約七百七十万人に達するものと予想される。

近年、人口の増加傾向はようやく鈍化し、また、人口増加の内容も昭和四十六年までは社会増が主力であったが、昭和四十七年からは自然増中心に転じている。

こうした人口の増加は、過密現象を助長し、生活関連施設の不足、交通混雑の激化、自然破壊などをもたらし、県民の生活環境を著しく悪化させる要因となる。

他方、老年人口がしだいにその割合を高め、年齢構造が変化しつつあることは、人口増加の問題とあわせて新たに社会的

対応を要する重要な課題となろう。

方 向

良好な生活環境を維持し、住みよい県土を築いていくため、土地、水資源、環境などの制約を踏まえつつ、今後における人口の社会増を可能な限り抑制し、昭和六十年における人口が、七百五十万人以下となるよう、抑制につとめる。

このため、県下の市町村と協力して次の施策を講ずる。

ア 市街化区域内の農用地、山林を極力保全する。

イ 市街化区域の拡大は、極力抑制する。
ウ 市街化調整区域内の大規模開発を規制する。

エ 公有水面の埋立ては、基本的に認めない。

オ 工場移転跡地及び基地返還跡地へのベッドタウン団地の建設は、抑制する。
カ 企業に対し、県内雇用を極力推進するよう要請する。

キ 公営、公社、公団又は民間の宅地分譲などにあたっては、県民優先措置を推進する。

ク 南関東における人口の増加を抑止する諸施策を国及び関係都県との協力のもとに推進する。

二 土地利用

現状と課題

県土の総面積は二千三百九十平方キロ

メートルで、その利用形態は昭和五十年において農用地十一・七パーセント、森林四十・〇パーセント、水面・河川・水路三・五パーセント、道路三・五パーセント、宅地二十一・六パーセント、その他十七・二パーセントとなっており、大都市のなかでも都市的土地利用の度合いの高いことが特徴である。これは、高度成長期における急激な人口の増加と産業の集積により土地需要が増大したため、大量の農地、森林が住宅地、工場用地などに転用されたことに起因するものである。昭和三十年から昭和五十年までの二十一年間に住宅地、工場用地は埋立てを含め約二・四倍に達した。

このような激しい都市開発の進行は、自然破壊による環境悪化をもたらす一方、総合的な土地政策の欠如から、地価の高騰、土地の投機的取引の増大などの問題を生じてきた。このような状況のなかで住宅地、公共用地の取得難は一層深刻化し、生活基盤施設の整備が著しく阻害されている。

土地利用については、土地を投機の対象としてではなく、生活を支える基盤としての利用のあり方を求めていくことが、今日重要な課題である。

方 向

土地利用については、土地の有限性に対する認識のもとに、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全をはかりつつ、住みよく暮らしやすい生活環境を確保して

いかなければならない。そのためには、まず土地利用の面における環境保全を確立することが必要であり、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、公害及び災害の防止などについて十分配慮することが基本的に重要である。

このような視点に立って国土利用計画の県計画を策定し、これを指針として土地に関する法制度を総合的に運用することにより、計画的な土地利用をはかる。また、市街化区域の拡大は極力抑制する。土地の利用区分ごとの利用の方針は次のとおりである。

(一) 農 用 地

ア 市街化区域以外の農用地については、生鮮食料などの供給機能を重視し、農用地以外への転用を抑制する。

また、土地の有効利用の観点から、耕作放棄地の再利用を促進する。

イ 良好な都市環境を形成するため、市街化区域の優良農用地は、その緑地空間としての価値を評価し、生産緑地、集合農地制度の活用をはかり極力保全する。

(二) 森 林

ア 森林は、木材生産はもとより、水源かん養、県土の保全、保健休養及び優れた景観の維持などの公益的機能によつて県民生活に重要な役割を果たしているため、計画的な造林と積極的な保育管理を促進し保全する。

(三) 宅 地

イ 都市環境の貴重な構成要素である市街化区域の良好な森林は、緑地保全地区、保健保安林などとして指定につとめ保全する。

ア 今後予想される世帯の独立、居住水準の改善などによる土地需要に対処するため、計画的なまちづくりを進めるべき市街化区域における土地の高度利用を推進する。

イ 工場用地については、環境の保全及び雇用の確保を十分考慮して慎重に対処する。

(四) 公 共 用 地

日常生活や生産活動に欠くことのできない医療・福祉・文教施設、公園緑地、道路などの公共用地については、環境の保全及び配置に留意しながら必要な用地の確保につとめる。

(五) 水面・河川・海岸等

ア 水資源の確保、自然環境の保全及び災害の防止をはかるため、水面、河川



を保全整備する。なお、河川については、都市的利用地の増大に伴い水害の危険性が高まっているので、河川に悪影響を及ぼす流域の開発については、慎重に対処する。

イ 漁業、レクリエーションなどに利用され、優れた景観と自然環境を形成する海岸及び沿岸海域は、貴重な資源として保全するとともに、埋立てについては基本的に認めない。

三 水資源

現状と課題

高度成長の過程における人口と産業の集中は、必然的に水需要の増大をもたらす。上水道の一日最大給水量は、昭和五十年において三百三十万立方メートルに達し、昭和四十年に比較して約一・八倍となっている。

最近における水需要量は、経済の停滞、水需要抑制策などを反映し鈍化の傾向を示しているが、長期的には今後予測される人口増加に伴って、生活用水を中心に水道用水はさらに増大することが予想される。

県内における保有水資源は、現在上水道水日量五百四十万立方メートル、工業用水日量約九千九百立方メートルである。

この水源の約九十パーセントは相模川、酒匂川に依存しており、残りの約十パーセントの水源は多摩川その他中小河川及び地下水となっている。



将来の県内水資源は、宮ヶ瀬ダム計画を最後として限界に達する。加えて、今後河川流域の開発に伴う水質汚濁の進行、地下水の過剰揚水に起因する地盤沈下などにより、質及び量の両面からの制約が一層きびしさを増してくるものと予想される。

このような実情を踏まえ、水資源の開発と保全についての多面的な対策と、あわせて水需要を抑制する施策の推進が重要な課題となっている。

方向

水は有限であり、しかも水資源の開発には関係水源地域住民の深い理解と多額な投資を必要とする貴重な資源である。

県民の健康と安定した生活を守るため、生活用水を中心とする水道用水を最優先に確保することを基本として、水資源の効率的利用を積極的に推進するとともに、あわせて節水対策などの方策を講ずる。

ア 水資源の効率的利用をはかるため、県内水源の広域的相互融通利用を進める。

イ 水の有効利用をはかるため、漏水防止対策を強化するとともに、県民に対し水の合理的利用と節水について普及啓発につとめる。

ウ 地下水については、水循環の過程において許容される採取量を調査し、過

度の汲み上げによる地盤沈下、地下水位の低下などを防止する。

エ 工場用水については、本県の限られた水資源量を考慮して合理的利用について普及啓発をはかるとともに、淡水補給量を極力抑制する。工業用水道による供給は現存の施設規模にとどめるとともに、工場用水の循環利用により、回収率八十パーセントを目標として効率的利用を促進する。

オ 二十一世紀を展望する長期的水資源対策として、関係住民の理解と協力をえて宮ヶ瀬ダム建設計画を進める。

ダム建設計画にあたっては、その安全性を確認するとともに、地域の総合的發展をはかるため、水源地域整備計画を策定し関係住民の生活環境と産業基盤を整備する。

カ 長期的な観点から、工業用水及び雑用水として下水処理水の再利用を検討する。

キ 良質な水を確保するため、水源であるダム、河川、地下水などの水質汚染防止対策を積極的に推進する。

四 エネルギー

現状と課題

県内のエネルギー総消費量は、昭和五十年推計によれば、可住地面積当たりで全国平均の約五倍に達しており、産業部門の占める比率が著しく高い。これは、エネルギーを多量に消費する鉄鋼、石油精

製、石油化学などの重化学工業や火力発電所の立地、産業と人口の集中による輸送部門の増大、さらにはビル冷暖房などの都市的需要的増加によるものといえる。今後においても人口の増加と県民生活の向上により、日常生活に必要なエネルギーは確実に増加するものと予想される。

一方、エネルギーの供給についてみると、わが国の消費エネルギーの約七十三パーセントを占める石油は、そのほとんどすべてを輸入に依存しており、資源埋蔵量、石油産出国の動向などから近い将来その需要量を確保することが困難となり、エネルギー危機が到来するであろうということが予測されている。また、県民生活に身近な電力についても、石油をエネルギー源とする火力発電が大半を占めているので同様な事態が予想される。

エネルギー問題は国全体の問題であり、エネルギーの確保、液化天然ガスや石炭の輸入資源の確保、エネルギー源の多様化、代替エネルギーの開発、省エネルギー対策の推進など国の政策に負うところが大きい。しかしながら県民生活の安定、環境汚染の防止という観点から、エネルギー問題の重大性を県民全体が認識し、省エネルギーを積極的に推進していくことは、今後の重要な課題である。

方向

(一) 省エネルギーの推進

ア 県民生活における省エネルギーについては、家庭における電力・燃料使用

第三章 基本施策の方向

の工夫、住宅の断熱構造化の促進、あるいは車社会の反省など県民の自発的な努力を必要とする。

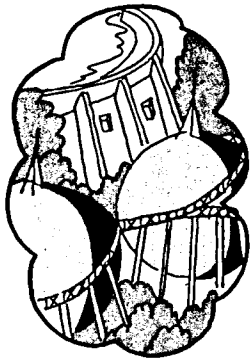
また、日常生活で消費するほとんどすべての製品は、原料としての石油、またはエネルギーを使用して生産されたものであり、大量生産、大量消費による資源の浪費からの脱却をはかっただけならいかなければならない。

イ エネルギー多消費型産業については、長期的には省エネルギー型の産業構造への転換が必要であるが、省エネルギー設備の導入及びエネルギーの利用効率を高める技術開発や廃棄物の処理施設などから発生する廃熱の有効利用が期待される。

ウ 交通機関のエネルギー効率を高める視点から、大量輸送機関を中心とする交通システムの確立を促進する。

(二)安定供給体制の確立

石油系燃料、電力、液化天然ガスなどを安定的に供給するため、備蓄、供給体制の整備を促進するとともに、保安管理体制を強化し、県民生活の安全確保につとめる。



I 健康を守り福祉の向上をはかるために

第一 健康づくりと

保健・医療の充実

(基本構想 保健衛生)

一 県民の健康水準の向上をはかるため、健康教育及び疾病予防対策を推進するとともに、保健所、医療機関などの機能を整備充実し、地域ぐるみの総合保健活動を展開する。

二 地域医療体制を確立するとともに、その一環として休日、夜間救急医療体制の整備を促進する。

三 食品、医薬品などの安全性を確保するため、監視機能を強化し、営業者の自主的管理体制の整備を促進する。

四 健康の阻害要因の解明及び治療方法の開発についての調査研究を促進する。

五 医療保険制度の抜本的な改革及び老人、障害者などに対する医療費公費負担制度の改善充実を国に要請する。

一 地域総合保健活動の展開

現状と課題

県民の健康水準は、生活の向上、公衆衛生活動の推進などにより著しく改善されてきたが、なお、健康状態の地域差がみられるため、地域の実情に応じた保健活動の展開が求められている。

また、保健医療に対する知識の不足、栄養の不適切な摂取、運動不足などによって肥満あるいは各種の慢性疾患が増加しつつあり、日常生活における健康管理が一層強く望まれている。

脳卒中、がん、心臓病などの成人病の増加に伴って医療需要は増大し、精神障害、ウイルス性疾患などとともに、これらの疾病に対する予防対策が急務となっている。

このような健康問題を解決するために、健康の保持増進から疾病の予防、治

療、リハビリテーションまでを包含する計画的かつ総合的な保健活動の展開が必要であり、その基本となる健康教育の推進が今後の大きな課題である。

施策の方向

(一)地域保健計画の策定

地域における住民の健康状態、生活環境などの実態を把握して、県民、市町村、保健関係機関・団体の参加のもとに、地域保健計画を策定し、これに基づいて地域健康づくり運動などの総合的な保健活動を展開する。なお、計画実施の各段階において活動の効果を評価しつつ計画を進めることにより、その実効性を確保する。

(二)地域保健活動の推進体制の強化

ア 地域保健活動の拠点として保健所及び保健ステーションの整備を進めるとともに、保健婦などの専門職員の充実はかる。

イ 地域保健活動を推進する母体として、県民、市町村、保健所、大学及び医師会をはじめとする各種専門団体が一体となった組織づくりを進める。

ウ 地域保健活動に重要な役割を担う市町村の専門職員に対する現任教育に協力するなど市町村の保健体制の充実を促進する。

エ 県民の組織的な地域保健活動の実践を活発化するとともに、そのための指導者の育成を行う。

(三)健康教育の推進

ア 家庭における健康管理を中心とした健康教育を、積極的に推進するため、健康生活に必要な情報の提供、各種の健康管理教室の開催など、年齢階層に応じた系統的な健康教育の機会を拡充する。

イ 県民が日常生活のなかで健康づくりを実践することができるよう、栄養、運動などについての個人の健康状態に応じた総合的な生活指導を行う体制を整備する。

ウ 疾病の予防及び有病者の食生活を含む疾病管理について正しい知識とその実践を普及するため、啓発指導活動を充実する。

(四)疾病予防対策の推進

ア 母性から乳児、就学前幼児に至る各時期の集団健診及び健康相談の体系的整備をはかるとともに、訪問指導を強化して、母子健康管理対策を充実する。

イ 歯科保健対策として乳幼児期を重点に児童生徒を含めむし歯予防指導を充実し、また、成人に対する口腔内疾患の発生子防指導を実施する。

ウ 成人病については、早期発見、早期治療が不可欠であり、市町村及び医療



機関との連携のもとに、予防、治療、事後措置に至る系統化された検診及び保健指導体制を確立し、成人病対策の徹底を期する。特に、老人に対しては健康障害を防止するための予防対策の充実につとめるとともに、在宅寝たきり老人、有病老人に対して、市町村、福祉関係団体との協調のもとに訪問保健指導を実施する。

エ 医療機関との連携により、在宅精神障害者またはその家族に対する訪問指導を行うとともに、保健所などにおける精神衛生相談、集団生活指導などを充実し、社会復帰の促進、再入院の防止などの施策を推進する。

オ 感染症及び環境汚染因子に起因する疾患などの発生を予防し、そのまん延を未然に防止するため、市町村、関係機関・団体の協力をえて疾病の予測監視体制を整備する。

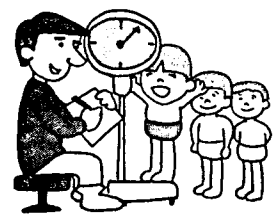
二 県民医療の充実

現状と課題

急激な都市化の進展により、県内の医療施設、病床数及び医師、看護婦などの保健医療従事者は、人口対比でいずれも全国平均を下回っており、また地域的な格差が生じている。

休日、夜間などの救急医療体制については、地域ごとに逐次整備されつつあるが、全県的な応需体制の整備が今後における大きな課題である。

施策の方向



(一)地域医療体制の確立

ア 地域の特性に応じた医療体制を整備するため、医療の需給状況、医療施設の機能を考慮して、関係機関相互の協力のもとに医療計画を策定する。

イ 県内の医療施設の整備を進めるとともに、地域中核または基幹の専門病院としての県立病院を拡充整備し、また、がん、循環器などの疾病に対する高度治療、検診、教育などの機能を有する特殊専門機関の拡充を促進する。

ウ 精神障害者の社会復帰の促進をはかるとともに、医療機関との連携のもとに社会復帰施設の整備を進める。

エ 市町村の設置する伝染病隔離施設については、各種の感染症疾患などにも対応できる整備をはかり効果的に活用するよう指導する。

(二)救急医療体制の確立

ア 国、市町村、医師会など関係機関・団体との緊密な連携により、地域の特

性に応じた休日、夜間救急医療体制の整備を促進する。

イ 公的医療機関については、救急医療に対応できる施設整備と機能強化を促進するとともに、重症患者の救命のための高度な救急医療体制の整備をはかる。

ウ 救急医療情報システムについては、救急医療体制の整備とあわせて全県システムへの展開を促進する。

(三)医薬品等の確保と献血の推進

ア 災害時における医薬品などの供給体制を確立する。また、医薬分業の進展に伴い、薬局などにおける受入れ体制の整備を促進する。

イ 献血量の安定確保をはかるとともに、献血思想の普及と献血の組織づくりを推進し、また、血液製剤の製造・供給機能の拡充を促進する。

(四)保健医療従事者の確保

ア 看護婦などの養成施設及び実習病院の整備促進をはかる。

イ 看護婦などの保健医療従事者の定着及び未就業有資格者の再就職をはかるとともに、ための対策を推進する。

ウ 県内医科大学における保健・医学教育に協力し、医師などの確保対策の一環とするため、指導訓練の場として保健所、県立病院などを提供し、その機能の充実につとめることとし、そのために必要な措置を行う。

三 医療費保障の充実

現状と課題

現行医療保険制度の給付格差は、被用者を対象とする職域保険と地域保険としての国民健康保険との間に存在するだけでなく、職域保険相互間にもみられ、公平な医療費保障が行われていない現状にある。

他の医療保険に比べて老人の比率が高い国民健康保険については、医療費の改定、高額療養費支給制度の実施に加え、老人医療費の増加に伴って地方自治体の財政負担が急増し、その運営はきわめて困難になっている。

また、老人医療の公費負担について、その対象年齢に市町村による差がみられる。さらに、増加傾向にある保険外負担は県民の生活を圧迫し、特に有病老人や障害者を抱える家庭にとって医療費負担は過重である。

施策の方向

(一) 医療保険制度の改善

ア 現行医療保険制度相互間における各種の給付格差を改善するよう国に要請する。

イ 健康診断などの疾病予防措置を保険給付の対象にするとともに、リハビリテーションに対する保険給付の拡充をはかるよう国に要請する。また、保険外負担については、適正な医療を保障

する観点に立つて軽減するよう国に要請する。

ウ 増加する老人医療費に対応して国民健康保険財政の健全化をはかるため、必要な財政措置を講ずるよう国に対して強く要請する。

(二) 公費負担医療制度の充実

ア 老人医療の公費負担について、対象年齢の引下げを国に要請する。

イ 重度障害者の医療をはじめ、結核、精神疾患、原因不明疾患を含む特定疾患などに対する公費負担制度の改善、充実を国に要請する。

四 安全で衛生的な環境の確保

現状と課題

食品添加物の安全性、環境汚染物質による食品汚染、食中毒の発生など、県民の食生活の安全を守るうえで多くの問題が生じている。また、医薬品の副作用及び薬物の乱用などによる健康障害が社会的に問題となっている。

県民の日常生活に密接に関連する環境衛生営業の衛生上の管理や建築物の高層化、大型化に伴うこれらの施設の衛生的環境の確保が望まれている。



施策の方向

(一) 食品の安全性の確保

ア 食品製造施設、食品市場などに対して専門監視指導体制の確立をはかり、重点的監視を実施する。また、営業者による食品衛生向上のための活動を活性化し自主的な衛生管理の徹底を促進する。

イ 食品添加物の安全性、環境汚染物質などによる食品汚染に対する試験検査体制及び監視情報機能の充実につとめる。

ウ 製造基準、成分規格の定めのない食品などについて、本県独自の指導基準を拡充する。

(二) 医薬品等の安全性の確保

県民に対し医薬品などについての正しい知識の普及啓発につとめるとともに、その副作用と薬害の未然防止をはかるため、消費者、関係機関などから積極的に情報を収集して適切な措置を講ずるための情報機能を充実する。

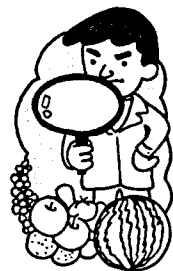
また、毒物、劇物について、適正な管理の徹底をはかるほか、薬物乱用による危害と事故の防止対策を推進する。

(三) 環境衛生施設等の指導強化

ア 多数の人びとが利用する環境衛生営業施設や百貨店、事務所などの建築物について衛生監視指導を強化するとともに、関係団体の指導育成により営業

者の自主的な衛生管理体制の整備を促進する。

イ 保健保養上の資源としての温泉については、採取量の適正化や源泉の共同化、集中化を指導する。



五 調査研究開発の促進

現状と課題

疾病構造の変化、県民の健康状態の地域差、原因不明疾患などに対応する調査研究の促進が社会的に強く要請されている。また、環境汚染などの健康に対する阻害要因の解明やその治療方法の開発が求められている。

施策の方向

ア 地域の特長や疾病構造に適合した予防・治療の方法について調査研究開発を推進する。

イ 健康及び安全に関する情報を迅速に収集、解析し、その実態は握のうえに適切な措置が講じられるよう情報システムを整備する。

ウ 環境汚染物質や新合成物質などが健康に影響を与える原因の解明につとめるとともに、潜在的危険の子測について調査研究を推進する。

第二 県民連帯による

福祉社会づくり

(基本構想 社会福祉)

一 地域社会における住民の自主的な福祉活動を活発化するための条件整備を推進する。

二 福祉対象者が地域で自立した社会生活を営むことができるようにするため、地域福祉サービスの推進体制を確立する。

三 行政サービスの体系的整備をはかり、市町村の主体的な福祉サービスを積極的に支援するとともに、専門的、広域的福祉サービスを展開する。

四 健康で文化的な最低限度の生活を確保するため、年金制度を基軸とした所得保障制度の充実を国に對して要請する。

一 所得保障の充実

現状と課題

わが国の年金制度は、昭和三十六年の国民年金の発足によって一応国民皆年金制が確立されたが、制度の歴史が浅く未

成熟なため、経過年金や老齢福祉年金の受給者が大部分であり、生計を支えることができる水準の給付を受けていない現状にある。老後の生活の安定にとって年金制度の持つ役割は、きわめて重要であり、分立する年金制度間における給付水準や支給開始年齢などの格差が社会的な問題となっている。

また、国民皆年金制のなかで未加入者や未納者などのいわゆる無年金者が発生することが予想される。

高齢化社会の到来を前にして、年金受給者の増加に対応する負担と給付のあり方を抜本的に検討することが今日の国民的課題である。

生活保護の受給者は、その質的变化が進行して、高齢者、傷病者、障害者などの占める割合が高まっており、また、健康で文化的な最低限度の生活を保障すべき生活保護基準は、一般世帯の消費水準に比較して著しく低い水準にとどまっている。



施策の方向

(一) 年金制度の充実

ア 厚生年金、国民年金などの公的年金の給付水準を上げるとともに年金相互間の格差を是正し、老後の生活の安定を保障する制度を確立するよう国に對して強く要請する。

イ 国民年金未加入者や保険料未納者な

どの無年金者の発生を防止するため、年金相談機能を強化するとともに、救済制度の確立について国に要請する。

(二) 公的扶助・給付等の充実

ア 生活保護制度については、社会経済情勢の変化に適合する生活保護基準の引上げと全体的な都市化傾向に応じた級地区分の改善を国に要請する。

イ 重度障害者福祉手当、母子家庭に対する児童扶養手当などの公的給付は、対象世帯の経済的負担の軽減や家庭生活の安定のために重要な役割を果たしているため、経済情勢の変化に見合った給付水準を維持するよう国に要請する。

二 地域福祉活動の推進

現状と課題

社会福祉は、地域社会における住民の自発的な参加を基盤として充実していくものであるが、一般的に福祉は与えられるものという考え方が根強く、都市化の進行に伴う地域的な連帯感の希薄化とあいまって、地域福祉活動は必ずしも定着しているとはいえない。

また、行政の福祉施策が地域との十分なかかわりを持つことなく、福祉対象者と直接的に結びついて実施されてきたため、地域住民の参加の意欲が十分生かされなかったともいえる。

さらに、身近な地域に福祉活動についての学習や訓練の場が少なく、指導者が



不足しているため、実践の機会を見出すことが困難な状況にある。

施策の方向

(一) 福祉を支えるコミュニティづくり

ア 県民の日常生活の場で発生する個別の問題や緊急の事態に対応する民間福祉活動を促進するため、地元市町村と協力して、住民が主体的に参加するコミュニティづくりを積極的に支援する。

地域福祉活動の拠点となる施設の整備を促進し、あわせてコミュニティづくりに必要な福祉を中心とした情報収集・提供機能を強化し、組織活動に對して協力援助する。

イ 各種の社会福祉施設が地域福祉の拠点として地域社会に開かれた存在となり、施設のもつ専門的機能が地域の実践活動に結びつくよう指導援助を行う。

(二) ボランティア活動の促進

ア ボランティア活動が地域社会の日常

活動として定着し、いつでも、だれでも、できることから参加することが可能な条件づくりを促進する。特に、婦人のボランティア活動に対する期待は大きいので、その進展のための援助を強化する。

また、ボランティア活動の円滑化をはかるため、県ボランティア・センターを中心に地域のボランティア・センターの機能を充実し、ボランティアとその需要との調整を行うとともに、県、市町村、民間団体との連絡協調体制を強化する。

イ ボランティア活動が継続的、組織的に行われるようその推進母体を育成し、訓練、研修、指導者の養成について援助する。

ウ 県民がそれぞれの立場においてできることから助け合いの活動に参加し、福祉のともしびが、県内全域に広がるよう「ともしび運動」を展開する。

(三)福祉意識の高揚

福祉意識は、家庭教育、学校教育、社会教育などの教育の機会を通じて醸成されるものであり、これらの教育との有機的な関連を持ちながら研修会、講座などを開催し、福祉教育を推進する。

また、福祉意識の高揚をはかる普及啓発活動を積極的に展開する。



三 福祉サービスの充実

現状と課題

老人、心身障害者、要保護児童など、いわゆる福祉対象者の増加によって、福祉に対する需要はますます増大し、かつ、多様化する傾向にある。このような県民の福祉需要にこたえていくためには、国を中心とする所得保障の充実をはかるとともに、県においても市町村と一体となって、地域住民の自発的な参加による福祉活動と有機的な連携を保ちつつ、積極的に福祉サービスを充実していくことが必要である。

従来、地方自治体が担うべき福祉サービスの分野については、県、市町村の機能分担が必ずしも明確でなく、そのため、重複サービスがある一方で真に必要なサービスが欠けている面があった。

また、社会福祉施設は、対象者の処遇を地域社会のなかで行うことが望ましいという観点に立って、その運営につとめてきたが、なお、地域との結びつきが十分でなく、その視点が生かされていると

はいいい難い。福祉対象者の障害の態様に適合し、しかも、生涯生活の各年齢段階に対応したきめの細かい福祉サービスの展開が、今後における重要な課題である。

施策の方向

(一)相談・訓練活動等の充実

ア 福祉相談の窓口である福祉事務所、児童相談所などの相談機能を充実するとともに、保健所などの関係機関との連携を緊密にして、一層専門的かつ総合的な指導体制の確立をはかる。

イ 幼児から老人にいたるまでの生涯の各段階において、精神あるいは身体上、経済上などの理由から生ずるさまざまな生活の障害を予防し、また、早期発見、早期指導を行うため、各種の巡回相談、電話相談などの相談活動を実施するとともに、検診事業を充実強化する。

ウ 生活機能に障害を有する人びとが容易に利用できる通所訓練施設の整備を促進するとともに、地域で実施する各種の訓練事業を指導、援助し、訓練機能を充実することにより、対象者の生活適応能力の維持向上をはかる。

(二)家庭援助サービスの充実

ア 寝たきり老人や重度障害者などの場合、できるかぎり家族と一緒に生活することが望ましいが、本人にとっても介護する家族にとっても多くの労苦が

伴う。このため、在宅福祉サービスの持つ役割はきわめて重要であり、ボランティア活動との調整をはかりつつ、市町村と協力して家庭奉仕員、保健婦などの派遣事業を充実強化する。

イ 福祉対象者に対する日常生活用具、訓練用具などの貸与・助成事業を充実し、また、家庭介護に適した用具などについて普及、紹介及び改良、開発を促進する。

ウ 家庭における介護者の入院などの一時的な都合により福祉対象者を緊急に保護する必要がある場合における一時入所制度、入浴サービス事業、福祉電話などの家庭援助サービスの充実をはかる。

(三)施設サービスの充実

ア 老人、障害者、児童などのための各種の通所通園施設及び入所施設については、対象者の社会的つながりを維持しながら処遇する立場に立って、各施設の結果たすべき機能及び県、市町村、民間の役割分担を配慮し、地域ごとに体系的な適正配置をはかる。特に、家庭での介護が著しく困難な人びとを対象とする入所施設、社会的自立を促進するための治療・訓練・作業施設の重点的な整備を促進する。

イ 社会福祉施設の処遇内容を一層充実するとともに、国に対して措置費の適切な改定を要請する。また、民間施設の経営安定と従事職員の処遇改善をは

かるため、民間社会福祉事業の振興につとめる。

ウ 入所施設については、一般社会から孤立させることなく、その専門的機能が地域社会の自主的な福祉活動と結合し、地域福祉推進体制の核として有効に生かされるように指導援助を行う。

(四)老人や障害者の生活環境の整備

老人や障害者にとって生活しやすい生活環境をつくるため、住宅機能の整備改善を促進するとともに、車いす使用者などが社会的活動をするためにも不自由のないまちづくりをめざして、公共施設など多くの人がびとが利用する施設の改善を進める運動を展開する。

(五)社会活動、余暇活動の促進

福祉対象者の社会参加を促進するため、老人クラブなどの各種団体を育成するとともに、スポーツ、レクリエーション活動や教養・文化活動を援助する。また、これらの自主的な活動の場としての地域福祉センターの整備を援助する。



(六)社会的自立の促進

ア 低所得世帯、母子家庭などの独力で社会的自立が困難な人びとに対し、自立に必要な資金貸付制度の充実をはかる。また、一般雇用になじまない老人や障害者のための地域における作業施設の運営などの自立促進事業を援助する。

イ 老人や障害者に対して機能回復訓練などの社会適応訓練事業を積極的に推進するとともに、自助具の改良、開発の促進、貸与・交付制度の充実をはかる。

四 福祉推進体制の整備

現状と課題

行政の福祉推進体制は、制度的には一応整備されているものの、県民の生涯にわたる生活過程から発生する多様な福祉需要に適切に対応できるまでには至っていない。特に縦割りの行政機構による福祉サービスは、対象者を全人的にとらえることを困難にしているばかりでなく、その効果を十分発揮しているとはいえない。また、行政機関との連携による弾力的、効果的な福祉活動が期待できる民間団体に対しては、その支援と育成が立ち遅れているため、行政、民間相互の協働関係を確立することが困難となっている。住民の福祉に関する情報は、福祉サービスを提供する側からの一方的、かつ不

十分な情報にとどまっている状況にある。福祉社会の進展に伴って、福祉従事職員が必要は一層増大すると予想されるが、人材確保や研修の体制が不十分である。

施策の方向

(一)福祉活動の推進体制の整備

ア 国、県、市町村、民間団体などが福祉の推進主体としての役割分担のあり方について相互に検討し、それぞれの責任分野の明確化をはかる。

イ 多様化し、かつ、専門性が要請されている県民の福祉需要に対応するため、民生・児童委員、家庭奉仕員、各種相談員、福祉行政窓口・実施機関、本庁機構などが連携した対象者本位の幅広いサービス体制を整備するとともに、総合的な企画、研究、調整部門の充実をはかる。また、福祉行政について県の関係機関相互の横断的システムを確立し、その体制により、市町村との連携を強化する。

(二)専門職員の確保と資質の向上

ア 専門職員を確保するため、修学資金の貸付け、養成機関に対する助成、従事職員の処遇改善などの方策を推進する。なお、福祉についての専門的技術をもつ職員の養成機関の設置については、国の施策として充実するよう強く要請する。

イ 福祉専門職員の資質の向上をはかる

ため、県における研修体制を整備充実し、部門別、実務的な研修を体系的に実施する。

(三)福祉情報網の確立

県民が主体的に福祉活動に参加し、あるいは適時適切な福祉サービスを受けることができる基礎的条件として、福祉に関する確かな情報をうるることができるよう、市町村、民間団体などとの連携のもとに、情報の把握・提供システムの整備をはかる。

(四)民間社会福祉関係団体の育成

福祉の推進主体としての民間社会福祉関係団体を育成するため、地元市町村と協力して、その自主性を損なわない範囲で、事業経営の円滑化、近代化などに必要な指導、助成を行う。

第三 雇用の安定と

働きがいの充実

(基本構想 労働福祉)

一 労働力の供給構造の実態に適應した雇用機会の確保につとめる。特に、高齢者、心身障害者の雇用の増進をはかる。



二 自主対等の労使関係をすべての職場に確立するとともに、中小企業の労働者を重点に、労働条件の改善や職場生活、余暇活用のための環境整備を促進する。

三 職業生活の全期間を通じて充実した教育訓練が受けられる条件整備を進めるとともに、技能が尊重される環境づくりにつとめる。

一 雇用の場の確保と職業の安定

現状と課題

高度成長から低成長への移行に伴い、企業の雇用需要は減退の傾向をみせており、景気変動時においては、雇用への影響が一層強まることが予想される。

このような状況のもとで、高齢者はしだいに増加の傾向をたどっていくが、その雇用環境はきわめてきびしいものがある。定年延長は進められてきたものの、定年年齢を五十五歳以下とする定年制は大企業を中心に半数近くを占め、また、求人が若年層に偏りがちであることなどから雇用機会の不均衡が拡大するおそれがあり、高齢者の雇用問題は、今後一層重要性を増してくる。また、職業を通じて社会的活動に参加しようとする心身障害者の自立の促進は、社会全体の課題として取り組む必要がある。そのほか、職場復帰を希望する家庭婦人が増加しつつ

あり、その受入態勢も整えていかなければならない。

さらに、基地施設の返還、整理統合などによる駐留軍離職者の発生や港湾輸送の近代化に伴う港湾労働者の作業内容の変化などに対応して、その雇用対策がこれまで以上に必要となる。

施策の方向

(一)雇用の場の確保

産業の振興、特に中小企業の経営の安定をはかり、雇用の場の確保につとめる。雇用を増進し、また、労働力の供給構造の変化に適應するよう雇用構造の改善をはかるため、労使の社会的役割とそれぞれの責任に応じた積極的な対応を啓発する。

(二)失業の防止と再就職の促進

ア 景気動向、雇用動向を的確には握し、不況時の雇用調整や産業構造の変化による事業転換に際しては、不況対策及び雇用安定にかかる諸制度の積極的な運用により、失業の防止につとめる。

イ 雇用調整を実施する場合は、労使間の協議により合意をえて行われるよう、事前協議制の普及を促進する。

ウ 離職者に対しては、能力再開発訓練などにより円滑な職業転換を進めるとともに、求人開拓を強化して再就職の促進につとめる。

エ 雇用調整・雇用改善給付による失業

の防止や失業者の生活保障などの機能を持つ雇用保険制度の周知徹底をはかり、その加入を促進する。

また、雇用保険制度が社会・経済環境の変化に応じて改善充実されるよう国に要請する。

(三)雇用援護対策の充実

ア 高齢者の雇用を促進するため、定年延長や雇用の障害となつてゐる雇用・賃金制度の改善指導を行う。また、雇用奨励金などの雇用援護制度の積極的活用をはかるとともに能力開発、職業相談などの機能を充実する。

イ 心身障害者の職業的自立を促進するため、労使に対し社会連帯の責任として積極的な受入態勢を啓発するとともに、適応職種、職能評価などの調査研究及び雇用援護制度を充実する。

ウ 中高年婦人の就職を容易にするため、職域の拡大など雇用環境の整備につい

て企業に働きかけを行うとともに、能力開発の機会を拡充する。

エ 駐留軍離職者に対しては、職業相談、職業転換訓練などの特別援護対策を充実し、早期再就職の推進につとめる。

オ 登録港湾日雇労働者の就労を確保するため、荷役作業の変化に対応した能力開発や紹介方式の適正化をはかる。

また、失業対策事業就業者の高齢化に対応するため、作業内容の改善と福利厚生 の充実につとめる。

二 労働環境の充実

現状と課題

賃金、労働時間などの労働条件をはじめ、労働関係の諸問題は、労使の自主的な決定にゆだねられている領域が広く、これらの改善には、労使の相互信頼を基礎とする近代的労使関係の確立が何よりも必要であるが、中小企業の分野においてはなお立ち遅れがみられる。

低成長下においては、労働条件や企業内福祉に対する改善の条件が弱まり、企業間格差が拡大するおそれがある。また、婦人労働者の就業条件は、実質的な賃金格差や男女別定年制などにみられるように多くの問題を残している。

技術革新、生産の合理化は、職場に単調・単能作業の分野を広めると同時に労働の緊張度を高め、また、新しい労働災害、職業病などの問題を生み出し、職業生活における環境整備が求められている。



施策の方向

(一) 近代的労使関係の確立と

労働条件の改善

ア 労使関係の近代化を促進し、労働問題に対する労使の自主的改善を助長するため、各種の労働講座の拡充、労働情報の収集・提供機能の強化をはかる。
特に、未組織労働者が多い中小企業の労使の認識を深めるため、労使関係相談機能を充実する。

イ 中小企業を重点として、週休二日制をはじめとする労働条件の改善を促進する。

また、婦人労働者の就業環境を充実するため、男女別の意識に基づく労働条件の是正や育児休業制度の普及などについて啓発指導する。

(二) 職場・生活環境の改善

ア 労働災害を防止し職業病を予防するため、労使に対して労働安全衛生思想の普及、徹底をはかるとともに、労働災害防止団体を育成指導する。

イ 職場生活の充実をはかるため、単調・単能作業の分野における職務内容の改善充実、作業方法の多様化などを啓発指導し、労働者の能力と創造性が生かされ、仕事を通じて知識や技能が高められる職場づくりを促進する。



また、職場の福利厚生施設については、改善が遅れがちな中小企業の施設整備に対する援助を行う。

ウ 労働者の生活資金、持家促進などの融資を円滑にするため、労働関係金融機関に対し指導援助を行う。

(三) 余暇活用の促進と環境の整備

ア 労働者、特に婦人、青少年のための各種の文化・スポーツ事業を充実するとともに、労働団体などが実施する自主的な文化・スポーツ活動を積極的に援助する。

イ 余暇活用のための労働福祉施設については、地域における各種施設の機能との整合をはかりつつ整備するとともに、市町村、労働団体などの施設設置について助成する。

また、企業に対して共同施設の設置を指導するほか、施設の地域への開放を働きかける。

三 教育訓練の充実と技能の尊重

現状と課題

今日、職業能力や一般教養を高め、職業生活を充実したものにしよととする労働者の意欲が強まり、これに対応した教育訓練の機会が求められている。特に、第三次産業就業者の比重が高まってきているなかで、その教育訓練の機会が不足している。また、中小企業の行う教育訓練は、大企業との格差が大きく、不十分

なままに推移している。

技能を公証する技能検定制度は、漸次拡大されてきたが、なお検定を必要とする職種も多く残され、また、公証された技能が、国家試験による資格取得や企業の処遇改善に生かされているとはいえない状況にある。さらに、技能労働者が社会的に十分に評価され尊重されるに至っていない。

施策の方向

(一) 教育訓練の充実

ア 基礎的職業訓練をはじめ、職業生活の全期間を通じて技術、技能の持続的向上をはかる成人訓練や職業転換訓練が受講できる条件整備を進めるとともに、一般教養修得のための学習機会の確保につとめる。

また、第三次産業就業者や婦人に對する教育訓練の機会の拡大をはかる。

イ 職業訓練をはじめ労働者の学習機会を確保するため、企業に対して教育訓練休暇制度の普及拡大を指導するとともに、成人訓練を含めた認定職業訓練の実施を促進し、その運営、施設整備に対する指導、援助を強化する。

ウ 公共訓練については、中小企業の労働者を対象とする成人訓練の拡充をはかる一方、離転職者や心身障害者などの雇用促進のための職業訓練を充実する。

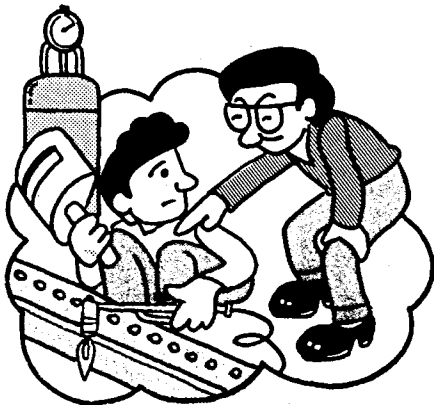
訓練職種・課程の設定については、

労働者の要望や技術、技能の進歩に即応できる体制を整える。また、指導員研修の充実、訓練技法の研究開発の促進をはかるとともに、施設設備の整備につとめ、訓練効果を高める。さらに、事業内訓練をはじめ教育訓練関係機関との相互交流を積極的に推進する。

(二) 技能尊重気風の醸成

ア 技能労働者の資質の向上、処遇の改善をはかるため、技能検定制度の拡大及び国家試験制度との連携強化について、国に要請するとともに、技能検定を補完する技能審査制度を充実し、企業が公証された技能を十分評価するよう働きかけを行う。

イ 技能についての認識を高めるため、技能尊重月間を設定するほか、技能顕彰制度の充実、技能士団体の育成などにより、技能を尊重する環境づくりを進める。



第四 安定した

消費生活の実現

(基本構想 消費生活)

一 商品・サービスに関する被害を未然に防止するとともに、被害救済のための措置を講ずる。

二 消費者の権利を確立するため、消費者運動の積極的な展開を支援するとともに、消費者意向の反映につとめる。

三 生活必需物資を安定的に供給するため、流通機構の改善整備をはかるとともに、不公正な取引、不当な価格形成に対する監視、規制を強化する。

一 消費者利益の確保

現状と課題

今日の大量生産、大量消費の経済社会においては、欠陥商品をはじめ安全性に問題のある商品・サービス、さらに不当表示や誇大広告など、取引をめぐる消費者被害は跡を絶たない。特に、最近における生活様式の多様化に伴って、環境、衛生、金融、保険、レジャーなどの各種のサービスに関する消費者問題は多発する傾向にある。

こうした被害から消費者を守ることは消費者行政の重要な責務であり、被害の未然防止と、被害が発生した場合の救済措置に対する的確な対応が求められている。

施策の方向

(一) 商品・サービスの安全性の確保

ア 商品・サービスの安全性に対する監視、規制を強化するとともに、その安全基準設定の対象品目を拡大するよう国に要請する。

イ 安全性に不安や疑いのある食品、生活用品などについては、早期にその安全性の解明につとめる。そのため、各試験研究機関相互の連携を含め、商品の試験検査機能の総合的整備をはかる。

ウ 欠陥が明らかになった商品の回収、製造中止など迅速な危害防止措置が講じられるよう、消費者保護法令の運用強化を国に対して要請する。

事業者に対しては、危害を未然に防止する自主管理体制の徹底を指導する。



(二) 適正な取引の確保

ア 消費者が商品を的確に判断できるようにするため、商品の表示、規格について、対象品目の拡大、基準項目の整備などを促進する。

イ 消費者の利益を損う悪質な販売方法、不当な表示などに対する監視、規制を強化する。

ウ 商品の品質保証、修理及び回収が的確に行われるよう事業者のアフターサービス制度の充実を促進する。

エ 保険、金融などの各種サービスについて、規約、約款などの契約条件の適正化を確保するため、事業者に対する指導を強化するとともに、規制に関する法令の整備を国に要請する。

オ 計量についての検査指導体制を拡充するとともに、計量思想の普及をはかる。

(三) 苦情処理体制の整備

ア 消費者からの苦情は、個別的な処理にとどまらず、消費者全体の被害予防の見地から情報として活用すると同時に、事業者に対し改善を求める。

イ 事業者が消費者のための相談窓口を設置し、また、自主的な被害予防、救済措置を講ずるよう働きかけを行う。

ウ 複雑、多様化する消費者被害を公正かつ、すみやかに解決するため、新たに消費者被害の救済機関を設置する。また、売り手注意の原則に基づいて、

事業者が商品の責任を持つ事業者無過失責任制度の法的整備を国に要請する。

(四) 情報機能の充実

ア 消費者に商品・サービスについての的確な情報を提供するため、消費生活センターを拠点とする情報の収集伝達機能を高めるとともに、情報管理機能の総合的整備をはかる。

イ 事業者の行う宣伝、広告が単に販売拡大を目的とするだけでなく、消費者にとって真に有用な情報を提供するよう働きかけを行う。

二 消費者意向の反映

現状と課題

多様化、複雑化する消費者問題に対応して、消費者の自らの生活は自らで守ろうとする意識が高まりつつある。真に消費者の権利を確立するためには、地域の連帯感に根ざした消費者運動の幅広い展開が今後とも期待されると同時に、消費者一人ひとりの意識を高める啓発、教育の機会や場の提供が必要である。また、消費者の意向が行政や事業者の企業活動に十分反映される消費者指向の体制の整備が求められている。

施策の方向

(一) 消費者運動の助長

地域社会に根ざした自主的な消費者運

動を助長し、その社会的対抗力を高めるため、市町村と協力して、消費者情報の提供、活動の場の提供、リーダー研修などを積極的に実施する。

(二)消費者の参加

消費者の意向を行政に的確に反映するため、消費生活に関する各種の審議会、協議会への消費者の参加を促進する。

(三)消費者の啓発、教育の推進

ア 消費生活に関する知識の向上と消費者の連帯意識の高揚をはかるため、消費者に対する啓発、教育の機会を充実するとともに、自主的な消費者の啓発活動を援助する。

イ 消費生活における資源、エネルギーの重要性についての意識の高揚をはかり、消費者の資源の有効利用に関する活動を促進する。また、商品のアフターサービス体制の整備、エネルギー消費量の表示、並びに過剰・過大機能、過剰包装の自粛など、幅広い分野において省資源の運動を展開する。



(四)消費者、事業者、行政の

相互信頼の確保

消費者、事業者、行政の間の交流を深め、相互信頼関係を確保して、消費者指向上に合った合意づくりにつとめる。

三 流通の円滑化と価格安定への努力

現状と課題

生活必需物資価格とサービス料金の上昇は、消費生活に大きな影響を与え、消費者の生活設計を不安定にしている。物価問題、流通問題の改善については国の施策に待つところが大きい。県として地域経済のなかで県民の生活の安定と向上をはかるため、流通の効率化、価格の安定措置、的確な情報提供などの対策を積極的に講ずる必要がある。

施策の方向

(一)流通・価格対策の推進

ア ヤミカルテル、ヤミ再販売行為などの不当な価格形成や不正な取引を排除するため、監視、規制を強めるとともに、独占禁止法の運用強化を国に要請する。

イ 生活必需物資の需給ひっ迫などの異常な事態に際しては、需給状況、価格動向の調査、監視、安定供給の確保に対する措置、情報の収集、提供などの迅速かつ的確な対策を講ずる。



ウ 総合的な物価対策については、国における強力かつ適切な措置を要請する。

(二)流通機構の改善整備

ア 消費者が良質な生活必需物資を適正な価格で購入できるよう流通機構の整備をはかる必要がある。このため、卸売部門における共同化、集約化及び小売部門における適正な配置、運営などにより流通機能の向上を促進する。

イ 生鮮食料品の安定的供給を確保するため、卸売市場の体系的な整備を促進する。

ウ 流通改善のため産地直結販売を促進するとともに、県内で生産された生鮮食料品の県内消費を促進するため生産者と消費者の交流を深める。

第五 同和対策の推進

差別と偏見を根本的に解消し、明るい社会の実現をめざす。

現状と課題

同和問題は、わが国の社会の歴史的発

展過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、国民の一部のひとが、経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なお著しく基本的人権が侵害され、特に近代社会の原理として、また、憲法によって何人にも保障されている市民的権利と自由が完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である。同和関係住民の社会的、経済的地位の向上を不当にはばんでいる諸要因を解消するとともに、根強く残る差別と偏見を根本的に解消し、差別のない明るい社会の実現をはかる。

施策の方向

(一)啓もう啓発活動

県民に対し、同和問題の正しい認識と理解を高めるため、啓もう啓発活動の強化をはかる。

(二)同和教育の充実

人権を尊重する同和教育の一層の徹底をはかるため、地域の実態に応じ学校教育および社会教育において、同和教育の充実強化をはかる。

(三)生活環境の改善

対象地域住民の生活の向上をはかるため、生活環境、住宅環境並びに環境衛生施設の整備を推進する。

(四)雇用の促進と産業の振興

対象地域住民の経済的地位の向上をはかるため、職業の安定、雇用促進を強化し、また、中小商工業者及び農業者の経営の安定と振興をはかる。

(五)福祉の増進

健康で文化的な生活を確保するため、生活相談活動及び地域福祉活動の充実をはかる。

II 文化をはぐくみ教育を充実するために

第一 人間性豊かな

教育の充実

(基本構想 教育)

一 教育の機会均等を確保し、一人ひとりの個性を生かす教育を重視して、人間性豊かな児童生徒の育成につとめる。

二 県民が生涯を通じて、いつでもどこでも学習できる機会と内容の整備をはかる。

三 家庭と地域社会の教育機能を回復し、学校、家庭及び地域社会相互の連携を強める。

一人間性豊かな児童生徒の育成

現状と課題

戦後、本県における教育の普及にはめ

現実に十分対応するシステムをいまだ確立しえないでいる。

都市化や自然破壊、核家族化が進行するなかで、地域社会や家庭の教育機能が弱体化し、良好な教育環境を維持していくことがますます困難になってきている。

また、生活様式の変化や食生活の改善により体位が向上した反面、体力とのアンバランスが拡大し、持久力など意志的な面での弱点も指摘されている。

心身障害児に対しては、障害に応じた就学の機会を確保し、教育内容を充実させていくことが必要である。また、心身障害児の将来における社会的自立の基礎を築くためには、幅広い科学的な研究開発実践が必要であるが、現状では必ずしも十分とはいえない。さらに、心身障害児教育を一層充実するためには、連帯の精神に基づく地域社会の協力や人びとの心身障害児に対する正しい認識を一層深めることが必要である。

施策の方向

(一)教育の機会均等の確保

ア 高等学校教育を履修する意欲と希望を有する者に対しその機会の確保につとめる。このため、高等学校の新増設を計画的に進め、私立高等学校との関係及び用地事情を配慮しつつ適正配置に努力する。また、新増設に対する国库補助制度の拡充などを国に対し強く要請する。

さらに、教育の機会均等の観点から各種の奨学金制度の整備を促進する。

イ 心身障害児に対しては、障害の種類程度に応じ、しかも地域とのかかわりを配慮した適切な教育の機会を確保するため、各地域に拠点校として特殊教育諸学校を建設、整備するほか、小学校、中学校における特殊学級の設置の促進、通学が困難な心身障害児のための訪問指導の充実をはかる。また、指導、相談の機能を強化し、科学的な就学指導の促進につとめる。

ウ 義務教育施設については、校舎、屋内運動場などの新増設及び老朽校舎の改築を促進するとともに、その助成制度の改善充実を国に要請する。

エ 幼児教育の普及と充実をはかるため地域の実情に応じて、幼児教育施設の設置を促進するとともに、幼稚園及び保育所の保育内容について一元的な研究開発を進める。また、幅広い社会教育の機会を通じて、幼児教育の重要性が県民に認識されるようにつとめる。

(二)ゆとりある充実した学校教育の実現

ア 児童生徒の学習負担の適正化をはかるため、小学校・中学校・高等学校教



育の一貫性のうえに立って、教育内容を精選し、基礎的・基本的な事項を確実に習得させる一方、生徒の個性に応じた教育課程の弾力的運営について研究開発を進める。特に、高等学校教育については、生徒の個性、将来の社会的・職業的生活、発達段階に一層即応するための新しいシステムを開発し、教育の個性化を推進する。

イ 入試競争の影響による教育のゆがみを防止するため、公立高等学校入学者選抜制度の抜本的改善と通学区域制度の適切なあり方について検討を進める。また、進路指導のあり方についても検討を加え、効果的な指導組織の編成にとめる。

ウ 心身の健全な発達を助長し、あわせて生涯にわたってスポーツに親しむ習慣と態度を養うため、学校内外におけるスポーツ活動を活発化する。また、地域保健医療体制とのかかわりのなかで、健康管理を充実するとともに、健康生活の基礎となる健康教育の推進にとめる。

エ 心身障害児に対し、障害の種類、程度に応じて、適切な教育指導を行うよう指導内容、方法について研究開発を進める。また、社会的自立を配慮した後期中等教育段階における教育のあり方についても、教育、労働、福祉、医療など関係諸機関相互の連携のもとに検討を加え、必要な施策を段階的かつ総合的に実施する。

オ 児童生徒指導の組織をととのえ、その運営について改善工夫をすすめるとともに、家庭や地域社会との連携を密にして、幅広い指導を行いうる体制を整備し、好ましい教育環境の確保にとめる。

カ 教育活動を一層充実するため必要な施設設備の整備をはかる。

(三)教職員の確保と資質の向上

ア 教育の質的水準を高めるため、優れた人材の確保につとめる。また、現職教育の充実をはかるため、研修の機会の確保、大学との連携、教育センターの機能の充実、学校における教育研究の援助を積極的に行う。教職員定数の基準の改善についても国に対し強く要請する。

イ 教職員の勤務環境を一層整備するとともに、福利厚生の実現につとめる。

(四)私学教育の振興

私立学校の教育条件を維持向上し、経営の健全性を高め、父母の学資負担の増大を抑制するための助成措置を講ずるとともに、国に対しても実情に即した助成制度の拡充を要請する。

二 生涯学習への援助

現状と課題

人びとは、変動する社会への対応、生活課題の解決や生きがいの追求など、さ

さまざまな動機から主体的、個性的な学習・文化活動の機会を求めており、特に、自由時間の増大や所得水準の向上とあいまって、この傾向は一層強まっている。

このような多様な学習要求にこたえるためには、現状のシステムでは学習機会の面においても、内容の面においても必ずしも十分とはいえない。

県、市町村、民間が有機的に連携し、県民がいつでも、どこでも、自主的に学習を継続しうる開かれたシステムを開発整備することが重要な課題である。

また、青少年及び婦人はそれぞれ特有の課題を有しており、これに応ずる多様な教育の機会と内容を整備する必要がある。

施策の方向

(一)生涯教育の機会の確保

学校教育終了後も、県民がその学習要求に応じて系統的、発展的な学習をすることができるよう開かれた継続教育システムを総合的に開発整備する。

ア 日常生活圏における学習の拠点となる公民館、図書館、博物館など社会教育施設の体系的な整備を促進するため、市町村に対する積極的な指導援助を行うとともに、市町村の開設する学級、講座などの拡充について必要な援助を行う。

イ 県立短期大学の機能の拡充をはかるとともに、これを生涯教育の場として

積極的に開放する。さらに県内各大学に対しても大学開放を呼びかける。また、定時制高等学校の開放について研究開発を進める。

ウ 県立の図書館、博物館などの既存社会教育施設の整備充実につとめるほか青少年・労働福祉施設などについてもその領域に応じて有効な教育活動ができるよう連携と調整をはかる。

エ 教育放送の充実をはかり、放送を媒体とする教育方法の研究改善を進める。オ 県、市町村、民間教育機関の生涯教育に関する情報を一元的に提供しうるシステム及び案内、相談の機能の整備をはかる。

カ 社会教育指導者の養成と資質の向上をはかるため、研修、研究機能を活発化するとともに、ボランティアの発掘育成につとめる。

キ 市町村、社会教育団体、大学その他の民間教育機関との連携をはかり、グループ、サークルの自主的な学習活動を活発化するとともに、その求めに応じて指導援助を行う。

(二)青少年教育の推進

ア 青少年の健全な心身の発達をめざす団体への加入を進め、積極的な社会参加活動を促進するとともに、青少年団体相互の連携を強める。

イ 青少年の学習、研修の機会を拡充し、また、青少年団体の活動を活発化するための指導援助を行う。

ウ 青少年指導者の確保をはかるため、指導者の養成、人材の発掘活用につとめるとともに、資質向上のための研修を充実する。

(三) 婦人教育の充実

ア 婦人の学習活動の促進に中心的な役割を果たす指導者の育成と確保をはかる。

イ 婦人の当面する生活課題に応じた学級、講座などの開設を促進、援助するとともに多様な活動の拠点となる施設の整備をはかる。

三 家庭、地域社会の教育機能の回復と拡充

現状と課題

核家族化、生活様式の変化、婦人の就労の増加などに伴い、家庭の教育機能が必ずしも十分に果たされていない現状のなかで、あらためて親の持つ教育的役割の重大さ、教育に対する責任についての自覚が求められている。



また、都市化の進展に伴って連帯感の希薄化や自然破壊、社会環境の悪化などの現象が生じ、社会参加、集団のなかでの遊び、世代間の交流、自然とのふれあいなど、本来、地域社会の持っていた教育機能が失われつつある。

このような家庭や地域社会の教育機能の低下は、今日の教育に内在する大きな問題の一つである。

施策の方向

(一) 家庭教育への援助

ア 家庭教育の充実をはかるため、両親などの一般成人を対象とする学級、講座の拡充をはかるとともに、親の疑問や不安にこたえる情報の提供や相談機能を拡充整備する。

イ 母親クラブや子ども会などを主体とした親と子のふれあいを活発化するため、青少年施設などを活用して学習の機会を拡充する。

(二) 地域社会と学校との連携の強化

ア 地域における教育・文化活動の活性化をはかるため、学校施設の積極的な開放と活用を進める。

イ 集団活動、社会参加、自然とのふれあいなど青少年が学校内ではえられない幅広い学習体験をしよう、地域における社会教育事業及び団体の活動を促進するとともに、これらと学校教育との連携を強める。

(三) 地域ぐるみの青少年育成活動の推進

青少年会館、青少年相談センターなどの各種の青少年施設を活用し地域の連帯によって、愛護育成活動及び青年と地域、青年相互の交流を活発化する。また、社会環境浄化や非行防止活動を促進する。

第二 個性豊かな文化の創造

(基本構想 文化)

一 個性的で創造的な文化活動を活発化し、地域における人と人とのふれあいの輪を広げる。

二 地域の特色を生かした、うるおいのある文化環境を創造する。

三 日常生活におけるスポーツ、レクリエーション活動の普及につとめる。

四 県民による人と文化の国際交流活動を展開するとともに、これを促進する場づくりと人づくりを進める。



一 文化活動の活発化

現状と課題

情報化社会の進展により、人びとは商業主義と結合した画一化した文化のなかで生活するようになってきたが、近年、所得水準、知識水準の向上や自由時間の増加に伴って、個性的で創造的な生活を実現したいという欲求がしだいに強まり、文化活動への意欲が高まっている。

また、激しい人口流動を伴った都市化の進展や生活様式の変化によって、地域における人間的なふれあいが失われつつある今日、生活の場で人と人との心をつなぐ文化的諸活動の機会の拡充が要請されている。

文化の交流は、地域間の相互理解を深め、新たな文化を創造するうえできわめて重要である。

施策の方向

(一) 文化活動の奨励援助

ア 県民の文化意識を啓発し、芸術、学習、スポーツ、趣味など、地域と生活に根ざした個性的で多様な文化活動の輪が広がるよう、市町村、民間団体が実施する文化振興事業を援助する。

イ すぐれた芸術を鑑賞する機会を拡充し、芸術文化への興味と関心を深めるとともに、自らが創造し、発表する機会を拡充するため、「神奈川芸術祭」や各種のコンクール、大会を開催する。

ウ すぐれた芸術文化活動に対して奨励援助を行うとともに、新進芸術家の発掘と育成につとめる。

エ 学術研究などの文化的諸活動の発掘紹介とその奨励をはかる。

(二) ふれあいの場づくり

ア 地域における人びとのふれあいの場として、地域の特色を生かした祭の創造など、だれもが自由に参加できるコミュニティ行事の活発化をはかる。

イ 県民の郷土愛をはぐくみ、地域の連帯感を深めるため、文化行事、スポーツ、レクリエーションなどによる祭典を「かながわふるさとまつり」として

市町村、民間団体の参加をえて県下の各地で展開する。

ウ 文化活動の輪を広げていくため、地域における文化クラブ・サークルなどの組織づくりやボランティアの育成をはかる。

エ 人びとの相互理解と連帯を深めるとともに、新たな文化の創造を促すため、地域相互、都道府県相互の文化交流を活発に進める。

二 文化環境の創造

現状と課題

従来、とかく機能中心に考えられ、個性が薄れてきた地域の生活空間を見直し、人間を中心にすえた個性的でうるおいのある生活空間を求める声が高まっている。



文化関連施設は、これまで逐次整備されてきたが、だれもが自由に利用できる日常生活圏施設の整備は必ずしも十分でなく、また、施設が特定の都市に集中するなど地域格差も生じている。

さらに、文化活動の契機となる文化、スポーツ、レクリエーションなどの催しや施設に関する情報の提供が要請されている。

今日、急速な都市化の進展に伴い、かけがえない文化財が滅失の危機に直面している。また、生活様式や価値観が変化するなかで、地域の風土に培われた伝統的な文化が人びとの心のふるさととして見直され、その伝承と現代生活における活用が求められている。

施策の方向

(一) 地域文化振興のための条件整備

ア 地域固有の自然、史跡、産業、伝統芸能などを地域の文化的特色として生かすとともに、新たに形成された市街

地における文化的特色づくりを促進するための各種の文化振興事業を援助する。

イ 地域文化の振興のため、市町村との連携を密にした文化行政の推進体制を確立する。

ウ 地域のなかの多様な文化活動を活発化するため、既存施設の積極的かつ総合的な利用をはかるとともに、公民館の整備などコミュニティにおける文化活動の核づくりを促進する。

エ 鑑賞、発表、交流などの文化活動や文化施設、文化財などに関する情報を容易に知ることができるよう情報・相談サービス機能を充実する。

(二) 文化遺産の保護と活用

ア 将来に残すべき文化遺産を選定するため、調査を実施するとともに、文化財の保存管理を充実し、広くその活用をはかる。

イ 県民の文化財愛護活動に対し適切な指導援助を行い、また、文化財保護思想の啓発普及につとめる。

三 スポーツ、レクリエーションの普及

現状と課題

生活様式や生活環境が著しく変化するなかで、人びとの健康への不安が増大し、健康の増進や体力づくりを求める気運が高まり、また、所得水準の向上や自由時間の増加に伴って健康的で生きがいのある

生活が強く望まれている。

しかしながら、日常生活のなかで気軽にスポーツ、レクリエーションを楽しむことができる場やプログラムが不足しており、また、スポーツ、レクリエーション活動普及のための組織づくりや指導者の養成が求められている。

施策の方向

(一) スポーツ、レクリエーション活動の場づくり

ア 日常生活のなかでだれもが自由に利用できるスポーツ、レクリエーション活動の場を整備するとともに、学校体育施設の開放や既存公共施設の活用をはかり、また、民間施設の開放についても積極的に協力を要請する。

イ 広域的なスポーツ施設として地区体育センター、武道館などの施設を整備するほか、キャンプ場、サイクリングコース、海水浴場、海浜、公園など野外レクリエーションのための場を整備する。

(二) スポーツ活動の生活化と指導援助

ア 日常生活のなかでのスポーツ活動を活発にするため、ファミリースポーツ、トリム運動など、だれもが参加できる多様なプログラムの開発や提供を行う。

イ 日常生活圏におけるスポーツ教室の増設やスポーツクラブなどの育成を推

進する。

ウ スポーツ、レクリエーションの指導者の養成につとめるとともに、市町村におけるスポーツ、レクリエーション指導体制の整備を促進する。

エ 競技スポーツの水準を高めるため、研究開発と指導につとめるとともに、組織の充実をはかる。また、競技スポーツの成果を地域スポーツ活動の普及に役立てる。

四 人と文化の国際交流

現状と課題

国際的な相互依存関係が深まっているなかで、人と文化の国際交流が重視されつつあり、神奈川の歴史的、地理的条件を生かした県民による国際交流活動の展開が望まれている。

施策の方向

(一) 国際交流活動の展開

ア 青少年、婦人をはじめとする県民各層と外国人との人と文化の交流活動や親善行事を活性化。また、外国の州や県との姉妹提携を進める。

イ 県民や外国人に対して国際交流促進のための啓発を積極的に行うとともに、的確な情報の提供につとめる。



(二) 国際交流促進のための

場づくりと人づくり

ア 県民による人と文化の国際交流の促進を援助するため、県内の各種国際交流団体に対する指導育成をはかる。

イ 県民と外国人との交流事業を活性化するため、交流活動の拠点として国際交流センターの機能を充実強化する。

ウ 国際交流コンパニオン制度の設置、外国人の家庭訪問、家庭宿泊による交

III 自然を守り住みよい生活環境をつくるために

第一 安心して暮らせる

人間中心のまちづくり

(基本構想 まちづくり)

一 県民生活の安全を守るため、災害に強いまちづくりを進め、防災体制を確立する。

二 公営、公社住宅の供給を推進するとともに、宅地開発に対する指導の強化と過密市街地における居住環境の改善につとめる。

三 公園、下水道などの生活関連施設の整備を促進し、生活環境の向上をはかる。

歓制度の充実など、国際交流のための受入態勢を整える。



四 生活道路の優先的整備と交通安全対策を促進するとともに、都市内交通と通過交通を分離し、生活環境と都市機能の調和を重視した道路網を整備する。

五 地域ぐるみの防犯活動を促進し、明るいまちづくりを進める。

六 基地返還を積極的に促進し、地元市町の意向を踏まえた跡地利用をはかる。



一 防災体制の確立

現状と課題

都市地域への著しい人口と産業の集中は、市街地の過密化を促進し、木造住宅の密集、避難空間の減少をもたらすとともに、石油、高圧ガスなどの危険物の集積などによって災害発生の可能性を増大させている。

特に高層ビルや地下街の出現、臨海部における石油コンビナートの立地などは、災害発生時における対応を著しく困難にしている。

このように都市構造のせい弱性が増大しているなかで、地震の発生時においては大規模かつ複雑な被害に加え、情報の欠如から生ずる人心の不安と動揺により被害が一層増大することも予想される。また、急激な都市化による無秩序な開発は、自然の遊水機能や保水機能を損い、台風、集中豪雨の際における都市河川の氾らん、がけ崩れなどの災害発生の誘因となっている。

施策の方向

(一) 被害防止への県民の協力

ア 地震などの災害が発生した場合の被害を最少限に防止するため、防災に関する知識の普及徹底につとめ、災害時においては県民一人ひとりが自らを守るとともに、地域連帯によって社会的秩序を維持する意識の高揚をはかる。

イ 地域社会における自主防災組織の育成、防災資機材の整備、防災訓練の実施など、地域防災体制の強化について

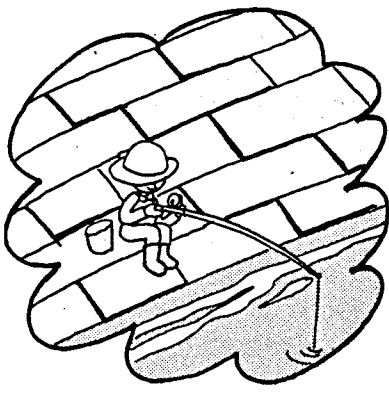
ウ 市町村と協力して指導する。

ウ 県民の協力による地下水位の観測など地震予知観測活動を促進する。

(二) 河川砂防施設等の整備

ア 都市環境を改善し水害から県民を守るため、整備の遅れている中小・都市河川について、災害発生の危険度の高いものから当面一時間五十ミリメートル程度の降雨に耐える整備を進める。さらに、流域人口の集中度の高い主要河川については、各河川の状態に応じて安全性を確保するための治水対策を推進する。

また、水害を防止する見地から河川に悪影響を及ぼす流域の開発に対しては、河川改修の進捗状況を配慮して規制を強化する。



イ 河川河口部及び海岸の高潮対策につ

いては、伊勢湾台風級の高潮に耐える水準で、堤防のかさ上げ、消波施設の設置などの整備をはかるとともに、海浜地の減少を防止する侵食対策を推進する。

ウ 河川の正常な機能を保全し河川環境の向上をはかるため、維持用水の確保をはかり、流路の整備を促進する。

エ げけ崩れ、地すべりのおそれのある地域については、危険区域の指定、有害行為の規制、防災工事などの対策を進める。

オ 山地の崩壊、溪流の荒廃による土砂流出の被害を防止するため、上流部における治山事業との関連を配慮しつつ砂防ダムの設置、流路の整備などを行う。

(三) 都市防災の強化

ア 都市の安全性の向上をはかるため、災害の危険度の高い地区について市街地再開発事業を促進し、建築物の耐火構造と道路、公園、広場などの都市空間の確保をはかるとともに、防火・準防火地域を拡大して建築物の不燃化、耐火化を促進する。

また、道路、橋りょうなどの公共施設の災害に対する構造耐力について調査し、その強化を促進する。

イ 緑地、耐震・耐火建築物などにより、石油コンビナート地域から市街地を断つための、都市の連携のもとに制度・財政

両面における国の強力な援助を要請する。

(四) 産業災害の防止

ア 石油類などの危険物施設の保安対策については、地震災害及び偶発的事故による災害の防止をはかるため、市町村と協力して指導を徹底する。

イ 高圧ガス施設については、輸送時を含め安全確保に万全を期するよう指導、監督を強化する。

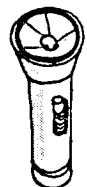
ウ 臨海地帯の石油コンビナート地域については、石油コンビナート等災害防止計画により、企業の防災体制に対する責務を基本として、関係機関のとるべき措置を明確にし、災害防止対策の徹底を期する。

(五) 消防力の充実

市町村の消防力の充実強化をはかるため、消防機材の整備のための援助、消防職員及び団員の教育訓練などを行う。高層建築物、地下街などの災害を防止するため、消防設備の整備、防火管理体制の確立をはかるよう指導を強化する。

(六) 災害応急対策の確立

地震などの災害発生に備えるため、情報の収集伝達、飲料水及び食糧の供給、救援物資の調達、応急救護、緊急輸送、災害警備の体制を整備するとともに、防災資機材を備蓄するなど災害応急対策を確立する。また、災害発生時においては、



県民に的確な情報をすみやかに提供し、社会的不安の解消につとめる。災害応急物資などについては、他都県との相互応援体制を強化し、広域的調達体制を整備する。

二 住宅の整備

現状と課題

県下の住宅数は、一応世帯数を上回っているとはいえず、居住水準の低い住宅がなお改善されない状態にあり、さらに、狭小過密な建売住宅、木造アパート、立地条件の好ましくない住宅が新しくつくり出されつつある。また、比較的良好な居住環境にあった住宅が、日照障害、自動車公害などによって被害をうけている例が少なくない。こうした状況から、住宅の規模、設備などの質の向上、居住環境の改善に対する県民の要望が高まっている。

今後、狭小住宅、老朽住宅の建替への必要性、世帯の独立などによって相当数の住宅需要が予測される。このような住宅事情のなかで、公営・公社住宅は土地取得、環境、財政などの問題が大きなあい路となつて、その供給が低下してきている。

(一) 居住環境の整備

ア 市街地における過密な開発の防止と宅地の安全の確保をはかり、計画的な住宅地を形成するため、市町村と協力して、開発行為に対する指導と規制を積極的に推進する。

イ 過密市街地における居住環境の改善を促進するため、修復、再開発について効果的手法の研究調査を行うとともに、実効ある制度の確立を国に要請する。また、市街地再開発事業、住宅地区改良事業などによって、居住環境の改善をはかる。

ウ 市街地における計画的な宅地開発、居住環境の維持、改善をはかるため、市町村が都市計画との整合をはかりつつ策定する地域ごとの住宅と生活関連施設の整備計画について、広域的な立場からの調整及び支援を行う。

(二) 公営・公社住宅の供給

ア 公営住宅については、低所得者階層、老人、心身障害者などの世帯を対象に、市町村と協調して、良質な住宅の建設を推進する。

イ 公社住宅については、勤労者を対象として、賃貸、分譲住宅の建設を進め、公営住宅と連携した供給をはかる。

また、公営、公社、公団などの公共住宅の供給の一元化をはかるための制度の確立を国に要請する。

イ 既設公営住宅の質の維持、向上をはかり、その有効利用を高めるため、居住環境の改善、住宅の維持修繕、設備の改善、増築などを進め、老朽住宅については、順次建替えを行う。

ウ 住宅に困窮する県民に的確な供給を行うため、市町村と一体化した入居登録制度による入居者の選考、住宅管理などの供給システムの確立をはかる。

エ 公営・公社住宅については、居住環境の整備と一体となった建設を推進し、その財政的制度的措置の確立を国に要請する。

(三) 民間住宅の指導

ア 民間住宅の居住水準の向上について建築協定の導入などの指導を充実するとともに、住宅の相談、苦情の調整、情報の提供などを行うための総合的なシステムの確立をはかる。

イ 良質な住宅の建設に対する融資が拡充されるよう住宅金融制度の改善を国に要請する。

三 生活関連施設の整備

現状と課題

都市化の進行に伴って下水の排水などにより水環境が悪化する傾向をたどっているため、水道用水の安全性の確保が求められている。また、技術的、財政的な基盤が弱い小規模水道や水源確保に地域的制約がある水道は、安定した給水サ-

ビスを確保するうえで問題を生じている。生活環境を改善し、河川、湖沼などの水質を保全する見地から、下水道整備の要請が一段と強まっている。

人口の増加、生活様式の変化、消費水準の向上により、家庭ごみ、し尿などの一般廃棄物が増大するとともに多様化して、その処理を困難にしている。また、処理施設に対する公害防止技術の開発が急がれている。

都市公園は県民一人当たりの面積が全国平均を下回っており、生活環境の向上、防災空間の確保、レクリエーション需要の増大の見地から、その整備が強く要請されている。

施策の方向

(一) 上水道の整備

ア 水資源の安定的確保と水道施設の合理化をはかるため、中小規模水道を地域ごとに段階的に統合し、広域化を促進する。また、渇水時における水の融通を行うため、水道相互の有機的連携をはかる。

イ 水道水の安全性を確保するため、水道事業者による水質検査機能の充実など管理体制の整備を促進するとともに、水道施設の維持管理の監視指導を強化する。



(二) 下水道の普及

ア 生活環境の向上及び水質環境基準の達成をはかるため、相模川、酒匂川の流域下水道、芦の湖周辺特定環境下水道の整備を進めるとともに、市町村が実施する公共下水道の整備を促進する。

イ 下水道施設を適正に維持管理し、公共水域の水質を保全するため、流入水及び放流水の水質管理体制を強化する。

ウ 市街地における浸水を防止するため、河川と都市下水路を関連させた一体的な整備を促進する。

エ 下水処理水の再利用及び汚泥の処理方法についての高度処理技術の開発を促進する。

(三) 一般廃棄物処理施設の整備

ア 家庭ごみ、し尿などの一般廃棄物処理施設の整備を援助するとともに、処理技術の研究開発を促進し、その普及をはかる。

イ し尿浄化槽の適切な維持管理をはかるため、設置者、管理者に対する啓発教育を推進する。

(四)公園、緑地の整備

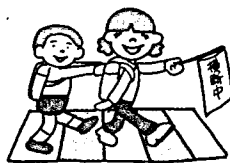
緑の環境を創造し、また地域におけるレクリエーションの需要にこたえるため、地域の特性を生かした広域公園を整備するとともに、河川の高水敷を活用した広場、運動場の整備を促進する。また、各都市の公園、緑地の整備を促進し、これらを有機的に関連させた緑地空間の体系的配置をはかる。

四 交通施設の整備と安全の確保

現状と課題

人口と産業の集中及び車社会の進展に伴って交通需要は急速に高まり、道路、鉄道の混雑などの交通問題が激化すると同時に、生活環境悪化の問題が生じている。道路交通においては、交通渋滞による輸送能力の低下、交通事故の多発、交通公害などをもち、鉄道輸送においても通勤、通学時の著しい混雑を招いている。

特に、市街地における道路は、自動車交通の増加によって生活空間としての機能を失いつつある。また、市街地周辺部



及び農村地域においては、幹線道路に比較して生活道路の整備が遅れ、日常生活に支障を生じている。

また、交通事故の防止のために道路利用者に対し交通安全意識の高揚運動、交通指導を展開しているにもかかわらず、その効果が十分にあらわれていない状況にある。

施策の方向

(一)公共輸送機関の整備の促進

ア 交通量の増大に伴う道路混雑を緩和し、また省エネルギー化を進めるためには、大量輸送手段への転換が必要であり、公共輸送機関の整備を優先的に促進する。このため、既設鉄道路線の輸送力の増強、新線建設などについて、鉄道事業者に積極的な働きかけを行う。

イ 公共輸送の円滑化をはかるため、駅前広場、バスターミナルの整備を促進するとともに、バス専用・優先レーンの拡大などバス優先の交通規制を推進する。

ウ 既存の交通機関にかわる交通手段としての新交通システムについては、省エネルギー、公共空間の有効利用などの観点から評価して、その導入の可能性を調査研究する。

(二)道路機能の確保

ア 道路は、単に交通の利便性を目的とするだけでなく、生活空間、防災空間と

しての多面的な機能を配慮し、安全で快適な生活環境を確保する観点から、既定の計画路線についても検討を加えつつ整備していく必要がある。

このため、道路の整備にあたっては、地域の環境に与える変化を予測し、生活環境と都市機能の調和を重視するとともに、生活道路、地域幹線道路、広域幹線道路の機能を明確にしつつ体系的整備を進める。

また、歩車道の分離、緩衝地帯の設置、道路緑化などを進め、交通の安全と道路環境の改善をはかる。

イ 日常生活交通の安全性と利便性を確保するため、地域の実態に応じて地域内交通を中心とした生活道路の整備を促進する。

特に、老人や子供などの歩行者や自転車利用者の安全を守るため、自転車歩行者道などの整備を促進する。

ウ 地域幹線道路としての県道及び都市計画道路は、住宅地を通過する交通を排除する視点に立って整備する。また、鉄道との連続性を重視したバス運行の円滑化をはかるため、バス専用レーンを確保する道路整備を進める。

エ 国道及び主要な県道で構成する広域幹線道路については、都市環境の保全と都市機能の向上をはかるため、市街地内通過交通及び物資流通を分離して、市街地をう回する道路として整備する。既定の計画路線については、地元市町村の意向を踏まえ、沿線の環境に与え

る影響を考慮して対処する。

オ 道路パトロール、交通情報の提供、道路の維持補修などを充実し、円滑な道路機能を確保する。

(三)交通安全対策の推進

ア 交通安全意識の高揚をはかる広報活動、交通安全教育を一層推進する。

イ 県民を交通事故から守るため、信号機、道路標識などの交通安全施設の整備を行うとともに、運転者及び歩行者の指導を強化する。

ウ 静穏な居住環境と交通の安全を確保するため、人と車の分離、生活ゾーン規制の拡大などの交通規制を推進する。

エ 交通事故相談業務などを充実し、被害者の救済をはかる。

五 防犯活動の推進

現状と課題

都市化の進展による人口流動の激化と生活様式の変化は、地域住民の連帯感を希薄化し、地域社会における犯罪抑止力を低下させている。また、社会情勢の変化を反映して、犯罪傾向は、広域化、スビード化、悪質巧妙化している。特に、少年をとりまく社会環境は、俗悪な情報



施策の方向

(一) 自主防犯活動の推進

犯罪のない明るいまちづくりをめざして、防犯協会、防犯指導員などの地域的組織と警察との協力体制を緊密にして、幅広い自主防犯活動を活性化させる。

(二) 犯罪の防止と捜査活動の効率化

ア 事件、事故の発生状況と地域特性を踏まえ、街頭活動などの強化により、犯罪、事故の未然防止をはかるとともに、暴力組織の壊滅につとめ、県民生活の安全を確保する。

イ 各種の犯罪に対する捜査活動を強化し、事件の早期解決をはかる。

ウ 警察活動の効率化をはかるため、警察施設の適正配置、情報管理システムなどの充実整備を進める。

(三) 環境の浄化と少年非行の防止

少年非行を未然に防止し、健全な少年育成をはかるため、少年補導員によるボランティア活動、地域ぐるみの社会環境浄化活動を促進するとともに、街頭補導及び少年相談を充実する。

六 基地返還の促進

現状と課題

本県では多くの旧軍施設が米軍施設として提供されてきたが、社会情勢の変化に応ずる国の積極的な対応が十分になさ

れないまま現状に至っている。

基地の存在は県民生活にはかり知れない影響をあたえており、特に航空機騒音、電波障害、災害発生の危険性、都市施設整備に対する障害など、基地周辺住民にわたる生活上の障害は大きい。

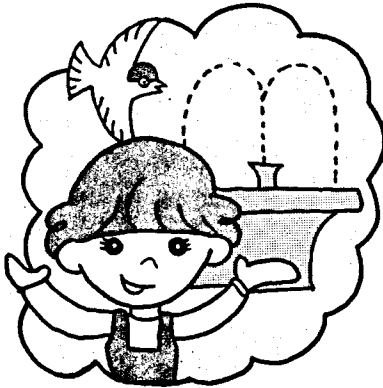
施策の方向

(一) 基地の返還と跡地利用の促進

基地返還の促進について一層強く国に働きかけるとともに、返還跡地については、地元市町の意向を踏まえて地元における公共利用の優先を国に要請する。

(二) 基地周辺対策の推進

返還までの基地周辺対策については、民生施設の整備、騒音対策などの特段的措置を国に要請する。また、関係市町村とともに、米軍基地にかかわる安全対策の充実、基地内の環境保全対策についてもその改善を求めていく。



第二 緑豊かな住みよい

環境の創造

(基本構想 環境の保全と創造)

- 一 県民の健康と生活環境を守るため、公害の未然防止に積極的に取り組むとともに、発生源対策と企業の自主管理の徹底を推進する。
- 二 廃棄物の減量化と再利用、生産過程から発生する排出物の内部処理を進め、環境汚染を防止する。
- 三 自然とのふれあいのある生活環境づくりをめざして貴重な自然環境の保護、都市の緑化を進める。
- 四 良好な生活環境と豊かな自然環境を創造する総合的な環境管理体制を確立する。

一 公害の発生源対策の強化

現状と課題

現在、大気汚染については、硫酸酸性物質が着実に改善が進み、環境基準を達成しつつあるが、窒素酸化物はわずかに改善がみられる程度にとどまっている。水質汚濁については、健康にかかわる有害な項目はほとんど改善され、環境基準に適合しているが、BOD(生物化学的酸

素要求量)などの生活環境の保全にかかわる項目は、改善のきざしが見受けられるものの、依然として不適合の比率が高い状況にある。騒音についても多くの地域が環境基準をこえ、また、悪臭などその他の公害についても局地的な汚染や被害が発生している。

これら公害を排除し、環境を回復するため、発生源規制の強化などその対策が急務となっている。

また、企業における取り組みとして、公害の発生を防止する自主管理の徹底が必要である。

施策の方向

(一) 総量規制等による発生源規制の強化

ア 工場、事業場の固定発生源については、排出総量の規制などの手法を導入し、規制の強化と公害防止指導を徹底する。また、自動車などの移動発生源についても有効な規制強化の手法を検討するとともに、国に対して必要な措置を要請する。

イ 土壌汚染を防止するため、農薬などの適正な使用を指導する。

(二) 公害防止の自主管理の徹底

工場、事業場の公害防止管理体制を強化し、生産工程や処理施設の適正な自主管理を徹底するよう指導する。

(三) 中小企業の公害防止施設への助成

公害防止費用は企業負担を原則とするが、資金力の弱い中小企業の公害防止施設については、設置費用の融資助成制度を充実するとともに、公害防止事業団、中小企業金融公庫などの政府関係金融機関との連携により資金導入の円滑化をはかる。

二 公害の未然防止の推進

現状と課題

公害の防止対策は、本来自然の浄化機能や生態系の仕組みを十分考慮したものでなければならぬ。しかし、現状では汚染原因とその影響の相関関係、環境汚染と健康被害の因果関係の解明が十分でないため、対症療法的な技術対策により進められている。

公害防止対策の基本は未然防止の推進にある。特に、産業においては、公害の発生しない施設設備、生産技術、原料・燃料への転換が必要とされる。また、公害を未然に防止する研究調査の促進と環境監視の強化がますます重要性を増している。



施策の方向

(一) 環境汚染監視の強化

環境汚染の常時監視体制を強化するため、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下などの監視網を整備する。さらに、環境汚染調査や環境監視を近隣都県と共同で実施することにより広域的な公害防止対策を推進する。

環境管理の指標となる特定の物質や生物についての調査研究の成果を県民に普及啓もうし、県民参加により局地的環境汚染や近隣公害の早期発見を進める。

(二) 研究調査の推進

公害の防止技術、測定技術を研究し、その成果を公開するとともに、防止技術情報の収集を行う。また、公害防止技術の開発について中小企業を援助し、大企業の研究開発を促進する。

光化学スモッグ、河川の富栄養化などの複合汚染の原因解明のための調査研究を推進する。

(三) 脱公害への転換

新物質、新製品の開発、新技術の導入、さらに日常使用されている物質や技術による公害の発生を未然に防止するため、企業におけるテクノロジー・アセスメント（技術影響評価）の実施を促進する。

生産工程から発生する廃ガス、汚水

などの排出物を極力外部に放出しないよう、生産工程内部における完全処理をめざす技術の導入をはかるため、企業における研究開発を促進する。

また、生産、流通、消費の全過程を通ずる環境汚染の防止対策の研究開発を民間と協力して推進する。

三 廃棄物の処理と再利用の促進

現状と課題

生産活動の拡大により産業廃棄物は著しく増大し、その処理体制が整備されていないため、環境汚染が発生している。また、生活様式の向上や消費傾向の変化に伴って廃棄物が多様化、膨大化し、身近な汚染の原因ともなっている。

産業においては、廃棄物の自己処理責任の徹底とその再生利用や再資源化の促進が求められている。

施策の方向

(一) 産業廃棄物の処理体制の確立

産業廃棄物の適正な処理を行うため、自己処理責任の原則を徹底し、排出量の減少対策や中間処理の実施など自主管理体制の整備を促進する。また、自己処理の困難な中小企業については、共同化、協業化による処理を促進する。

産業廃棄物の排出状況、処理状況などの情報収集体制を確立し、近隣都県をも含めた広域的な処理対策を推進す

るとともに、処理業者や排出事業者の監視指導を強化する。また、廃棄物を無害化、安定化するなど、適正処理を行うための研究開発を国の試験研究機関などに要請する。

(二) 廃棄物の減量化、再利用の促進

廃棄物の減量化と再資源化を進めるため、国の試験研究機関などと協力して技術開発を進める。

環境汚染の防止と資源の有効利用をはかるため、企業活動や地域活動を通じて廃棄物の再利用と再生資源の活用を促進する。

四 自然の保護

現状と課題

本県には、箱根、丹沢、相模湾などの優れた自然があり、また、鎌倉などの歴史的風土の保存もはかられている。しかし、多くの地域では生活環境として大切な自然環境が都市化の進展によって失われ、鳥獣をはじめ野生動物植物の生息環境や生態に大きな変化を与えている。

貴重な自然を積極的に保全し、創造していくためには、自然の保護と県土利用の調整をはかり、自然の機能を確保することがきわめて重要である。

施策の方向

(一) 自然保護地域等の保全

ア 自然公園については、保護と利用の調和をはかりつつ優れた自然景観や生態系を積極的に保全する。また、自然環境保全地域、歴史的風土保存区域、近郊緑地などについては、それぞれの機能が生かされるよう維持保全を進めるとともに、指定地域等の拡大につとめる。

イ 貴重な景観など自然環境の保全が重要な土地については、その保存を進める買上げ制度のより一層の充実を国に要請する。

(二) 野生動物植物等の保護

野生鳥獣の分布、増減、農作物への影響などの綿密な調査のもとに鳥獣保護区等を設定し、狩猟の適正化と鳥獣保護の指導を徹底する。

また、学術的に貴重な植物群落を保全するため、保護植物の指定を進める。

(三) 森林の保全と創造

森林の崩壊と土砂の流出を防止し、また、水源保安林の整備を行うため治山事業を進めるとともに、都市周辺の保健保安林、森林の整備育成を行い、災害防止と環境保全のための森林環境づくりを推進する。

五 緑化の推進

現状と課題

急激な都市化の進展によって、田園や

丘陵が姿を消し、都市の緑が失われて、県民の身近な環境は悪化している。

こうした状況のなかで、県民の緑に対する愛着や緑地への渴望は一段と高まっており、緑化の推進は魅力あるまちづくりに欠くことのできない要件である。

緑化は、単に緑の量を増やすだけでなく、緑の質についても十分な配慮のもとに、行政はもちろん、県民、企業などが一体となった地域社会の積極的な取り組みが重要である。

施策の方向

(一) 地域の緑化

地域の緑を増やし、守り育てていく運動に県民、企業などが総ぐるみで参加し、住宅、工場、事業場などの緑化から地域全体の緑化へと繰り広げていく緑豊かな環境づくりを促進する。

(二) 公園、道路等の

都市施設の緑化整備

緑豊かな都市環境を創造するため、地域の特性を配慮した緑のマスタープランに基づいて公園、緑地などの緑の保全と整備を推進するとともに、学校などの公共施設についても積極的に緑化を進める。また、植樹帯や街路樹などの道路緑化と歩行者専用の緑道づくりを推進する。

(三) 河川、海岸の緑化

ア 都市の環境整備の一環として河川の

河岸などの植樹緑化を推進する。また、河川改修で失われた緑は可能な限り代植、移植を行い、緑の環境の復元につとめる。

イ 海岸の自然や周辺環境を保全するため、砂防林、防風施設などを整備し、緑ある海浜づくりを行う。

(四) 緑化推進体制の充実

ア 住宅団地などの一定規模以上の開発に際しては、みどりの協定を結び、緑の復元と創造のための緑化を推進する。

イ 緑化推進体制を充実するため、緑化技術の開発普及につとめるとともに、緑化用樹木の安定的な供給体制を整える。

六 環境管理体制の確立

現状と課題

自然の浄化能力を上回る汚染物質の排出や開発による自然破壊の進行によって生活をとりにくく環境は、その保全に対する努力にもかかわらず悪化の一途をたどっている。公害から県民の生命と健康を守り、自然豊かな環境を保全し、快適に住みよい県土を築いていくためには、長期的展望に立った総合的、計画的な環境管理が必要である。

施策の方向

(一) 環境管理計画の策定

良好な県土の環境を保全し創造するため、公害の防止対策、環境保健対策、自然環境の保全対策、緑のマスタープラン、廃棄物対策、風致美観の保全対策などを包含した総合的な環境管理計画を策定する。

(二) 環境アセスメントの実施

環境に与える影響の大きい開発行為については、その影響を予測評価する環境アセスメント(環境影響評価)の手法の研究開発を進め、その制度を導入し、良好な環境の確保につとめる。

(三) 環境保全思想の啓発と美化運動の展開

ア 環境に対する理解をより一層深めるため、環境保全思想の普及啓発を行う。

イ 国立公園内、海浜などのレクリエーションの場や都市公園などの公共空間を清潔に維持するため、環境美化の実践活動を県民連帯による運動として展開する。

(四) 環境保全の費用負担

ア 公害による健康被害、精神的、財産的被害の救済制度を充実し、また、企業などに対し汚染者負担の原則をより一層徹底させる措置を国に要請する。

イ 自然環境を守るため、自然の恩恵の享受者をも含めた公平な費用負担のあり方について検討する。

IV 生活と調和した産業の発展をはかるために

第一 地域社会と

共存する商工業

(基本構想 商工業)

一 限られた立地条件のなかで、知識、技術の集積を最大限に活用し、地域社会と共存できる工業への質的転換を促進する。

二 都市商業機能の向上をはかり、消費者の需要にこたえられる個性豊かな地域商業づくりを進める。

三 地域経済の担い手である中小企業が、自らの創意と活力を生かし、地域社会の発展に寄与できるように経営基盤の安定強化をはかる。

一 工業の質的転換の促進

現状と課題

重化学工業を中心として発展してきた本県の工業が、限られた立地条件のなかで、雇用機会の確保と生活環境との調和をはかり、活力ある産業活動を維持していくためには、脱公害、省資源、省エネルギーの要請にこたえつつ、いかに高付加価値化を実現していくかが重要な課題

である。工業は、このような社会的要請に対応して、新たな創造性が発揮できるような技術力の向上をはかり、長期的展望に立った質的転換を推し進めていく必要に迫られている。

施策の方向

(一) 産業構造転換への対応

資源・エネルギー問題などの基礎的諸条件の変化に伴う産業構造のあり方と構造転換への対応について検討する。

(二) 技術集約化の促進

ア 本県に蓄積された豊富な知識や技術の活用、異業種間の技術交流などを促進し、新たな技術開発ができるように技術指導を進める。

イ 新しい分野を開拓しうる研究開発型企業を育成する。

ウ 下請企業の総体的な技術水準の向上をはかり、製品の多様化を促進する。

エ 脱公害、省資源、省エネルギー、製品の安全性についての技術開発を積極的に促進する。

(三) 技術情報交流の促進

ア 技術者、技能者間の知識、技術や企業間の情報の交流を促進するため、技術情報交流の場づくりを進める。

イ 製品や技術について開発意欲のある企業間の技術交流を活発化するとともに、広く研究機関相互の交流を積極的に促進する。

(四) 工場立地の適正化の促進

ア 工場環境を改善整備し、生産基盤の強化をはかるため、工場集団化及び施設の共同化を促進する。

イ 工場の安全管理や環境緑化を促進するとともに、工場立地が地域の環境を配慮して適正に行われるよう指導する。

(五) 国際協調の推進

ア 諸外国との相互理解のもとに経済交流の円滑化をはかるため、海外市場調査団の派遣や、貿易関連企業への海外情報の提供などを行い、秩序ある貿易を促進する。

イ 中小企業の技術、経営能力を発展途上国の経済発展に役立てるため、技術研修生の受け入れなどを通じて国際的な技術交流を推進する。

二 都市商業機能の向上

現状と課題

消費者の商品・サービスに対する需要は多様化し、画一化したものから個性的なものを求める傾向へと変わりつつあり、地域の中小商業は、こうした状況への適切な対応を迫られている。

工業化の進展や首都圏のベッドタウン

化に伴う急激な人口増加に対して、地域的に商業の立ち遅れが目立ち、消費者の便益が満たされない面も生じている。

人口増加などを背景にした大型店の進出は、消費者の便益からみると評価される側面もあるが、各地で中小商業に大きな影響を与えている。

また、大型店などによる新しい流通経路の出現によって、本県の卸売機能の中心を占める中小卸売業の存立基盤がせばめられている。中小卸売業は取引量が少なく、流通経路が複雑なため、流通費用が割高となり、経済的合理性を求めている中小小売業の要請に十分こたえられない現状にある。

施策の方向

(一) 調和ある地域商業づくりの促進

ア 消費者の便益を高め、地域商業の振興をはかるため、県内の商業が都市計画との整合をはかりつつ適正に配置され、大型店、専門店、一般小売店などの機能が相互補充の関係を維持するよう指導する。

イ 大規模小売店舗法に定める大規模小売店に準ずる大型店の進出については過度の集中による市場支配の弊害を防ぎ、中小商業の役割を損なうことがないようにするため、地域の商業構造との整合性を考慮しながら適正な調整ができる体制づくりを進める。

(二)小売・サービス機能の充実

ア 多様化する消費者の需要に対応し商店の体質改善をはかるため、経営技術の習得、サービスの改善などについての自主的な努力を助長するとともに、地域性を考慮して個々の商店に適した専門化を指導する。

イ 住民の利便を高め、地域商業の機能を充実していくため、中小商業が持つきめ細かなサービスの提供や融通性などの特性を發揮することを促すとともに、商店街の環境整備などにより地域性を生かした個性ある商店街づくりを促進する。

(三)卸売機能の向上

中小小売業に対する卸売機能の向上をはかるため、地域における卸売業の集約化を誘導するとともに、仕入れ、配送、保管などの共同化を促進する。

三 中小企業の健全な発展

現状と課題

地域社会、地域経済に重要な役割を果たしている中小企業は、需要構造の変化、発展途上国の追い上げ、企業間競争の激化などにより、受注の減少、売上げの低下などの影響を受け、きびしい経営条件下に置かれている。

中小企業経営の特質である機動性、創造性、企業家精神が發揮され、特殊技術

が活用される経営環境や内部条件は必ずしも十分には整えられていない。

自由な競争市場のなかにあつて中小企業は経営規模が小さいために、特に、金融、人材確保などの面で不利な競争条件を余儀なくされている。

また、小田原木製品、横浜スカーフなどの産地産業については、内外の需要の停滞が続くなかで、原材料費や諸経費の上昇、後継者難、他産地との競合などにより、苦境に立たされている企業も多々みられる。

施策の方向



(一)創意を生かす経営力の強化

ア 環境変化に対応して中小企業が自らの企業特性を最大限に發揮することができるよう、経営診断指導体制を充実強化する。

イ 企業の人材養成を支援し、経営・技術能力を高めるため、県が行う研修事業を充実するとともに、業界、関係団体、個別企業が実施する研修事業を促進する。

ウ 商品・サービスの個性化、多様化の要請にこたえてデザインに重点を置く商品の開発能力を高め、また、店舗や生産設計のデザイン志向を向上させるため、デザイン指導を充実する。

エ 経営基盤の弱い中小企業を育成強化

するため、業種的、機能的に関連する企業間の相互連携をはかり、組合組織による生産、販売、購買、運輸、保管、情報収集などの効率的な共同化を促進する。

オ 小規模企業の経営安定をはかるため、商工会議所、商工会の経営指導体制の充実を援助し、地域の特性と経営形態に応じた指導育成を促進する。

(二)経営情報のシステム化

生産、販売計画の立案などについての企業の意志決定に役立つ情報を、企業自らが収集管理し、十分な活用ができるよう指導するとともに、情報提供体制を整備する。

(三)金融の円滑化

ア 中小企業が経営体質を強化し、経済情勢の変化に対応できるよう融資制度を充実するとともに、中小企業振興施策の目標に沿った重点的な資金運用を行う。

イ 市町村融資制度との協調、県内金融機関との連携を強化し、中小企業金融の円滑化と効率化を促進する。

ウ 信用力が弱い中小企業、特に、小規模企業の信用力を補充し、資金調達力を補強するため、県信用保証協会の保証能力の拡充をはかる。

(四)下請取引の促進と適正化対策

ア 下請取引の促進と適正化をはかるため、県工業振興協会が行う発注開拓事

業などを援助するとともに、発注企業に対し取引条件の改善を強く要請する。

イ 下請代金の支払遅延などの不公正な行為を防止するため、下請代金支払遅延等防止法の改善強化を図る要請する。

(五)産地産業の振興

ア 産地産業の体質改善を促進するため、県、関係市町村、業界が一体となって、総合的振興策を検討し、その指導を充実強化する。

イ 伝統技術を継承し発展させるため、各産地の研究会活動の活性化を促し、後継者の養成を支援する。

ウ 付加価値性の高い新製品の開発を促進するため、関係団体と協力して流通市場調査を行い、デザイン開発を指導する。

(六)観光産業の振興

ア 人間性の回復を求める観光レクリエーションの需要に対応できるよう、自然環境の保全に配慮しつつ地域の特性を生かした魅力ある観光地づくりを促進する。

イ 優れた観光地、文化的遺産やうずもれた観光資源を新しい側面から見直し、紹介につとめるとともに、新たな観光資源となりうる産地産業を發掘し、観光客自らが行動し参加できるような観光産業として育成指導する。

ウ 県民が求める観光施設の安全性、快適性を確保するため、宿泊施設の近代化やサービスの向上などの条件整備を促進する。

第二 生鮮食料と緑を

供給する農林漁業

(基本構想 農林漁業)

一 農林漁業者相互の連帯と自主的な地域計画づくりを推進し、地域における生産を高める。

二 良好な農林地や漁場を確保するとともに、農山漁村環境の整備を推進し、農林漁業の経営安定をはかる。

三 生産物の価格安定をはかるとともに、卸売市場を中心とする流通機能を整備し、県民への生鮮食料の安定供給につとめる。

四 農村と都市の交流を促進し、相互の協力和補充により農林漁業を守り育てる。

一 地域農林漁業の

組織化の推進

現状と課題

人口の急激な増加に伴って、農山漁村の都市化が進み、集落内における地縁的な結合が弱まり、農林漁業の担い手は地

域のなかで点在化しつつある。農林地についても、耕作しない農用地や管理の十分な森林が存在し、地域における生産に悪影響を与えている。

このような生産環境の悪化にもかかわらず、意欲ある農林漁業者も多く、地域に根ざした農政の推進が求められている。農林漁業者の相互の連帯を強めるとともに、減少しつつある後継者の育成をはかり、農林地や漁場の有効利用と効率的な経営を確立する必要がある。

また、農業経営の専作化と機械化により、一方において家畜ふんの処理問題があると同時に、他方において有機質不足による地力の低下が生ずるなど集落内あるいは地域間の余剰副産物の組織的な利用調整が新たな課題となっている。

施策の方向

(一)自主的な地域計画の推進

生産者団体、市町村の参加と協力のもとに、農林漁業者の自主的な地域計画づくりを促進する。

(二)地域における生産組織の育成

ア 経営の相互補充、生産の効率化などを推進するための話し合い運動を展開し、地域における生産組織の強化と組織活動の定着、向上をはかる。

イ 生産者団体の機能を充実し、生産、販売、購買などの相互の連携を強化する。



(三)地域の連帯による

経営合理化の推進

ア 農林地の有効利用と効率的な経営を確立するため、農林地の利用増進対策及び兼業農家や非農家の参加を含めた受委託、経営委任などの総合的な農用地の管理体制を検討し、推進する。

イ 沿岸漁場の高度利用を行うため、漁業者相互の調整をはかり、秩序ある漁業を確立する。

(四)地域におけるあすの担い手の育成

ア 農林漁業の担い手を育成するため、研修の機会を充実し、また、若い仲間づくりや婦人グループの自主的な活動を促進する。

イ 農林漁業者の老後の生活安定と後継者を確保するための年金制度の充実を国に要請する。

二 生産環境の確保と整備

現状と課題

自然を生産の基盤とする農林漁業は、他産業に比較して生産性が低く、気象や海況の変化に大きく影響されるため生産

が不安定であり、加えて都市化による農林地、漁場のかい廃や工場、住宅の排水などによって、生産環境は著しく悪化している。

県土の四十パーセントを占める森林は、保育を必要とする植林地の比率が高く、労働力の減少や経営の零細性などによってその維持管理が困難となりつつある。

また、沿岸から沖合へ、沖合から遠洋へと発展した漁業は、二百海里時代に対応した総合的な見直しが必要であり、漁業資源を確保する対策が大きな課題となっている。

生鮮食料などの生産力を高めるためには、良好な農林地や漁場の確保と整備、生活環境づくり、新しい技術開発を進めるなど、安心して働ける農林漁業を確立することがきわめて重要である。

施策の方向

(一)農林地及び漁場の確保と整備

ア 農用地については転用を抑制して農業振興地域を重点に生産基盤の整備を進め、また、荒廃地や不耕作地については、園芸・飼料畑などとしての積極的な活用対策を講ずる。

さらに、相続による経営の零細化を防止するため、農林地に対する税制度の改正を国に要請する。

イ 市街化区域内の優良農用地については、農業的緑地として維持保全につとめる。

ウ 畜産の生産基盤である優良家畜の育成と自給飼料の生産を促進する。
エ 森林の無秩序な開発を防止し、林道については環境への影響を配慮して整備する。

オ 沿岸漁場については、環境の汚染を防止するとともに、漁礁の造成などを積極的に行い、また、沖合・遠洋漁業については漁場の開発につとめる。

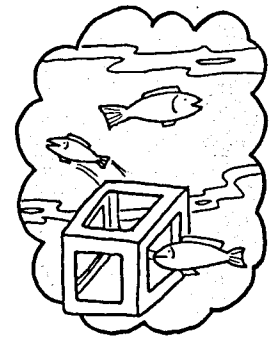
(二) 経営基盤の充実

ア 大消費地に近い立地条件の優位性を生かしながら、食料の安定供給基地となる農業生産団地の形成を促進する。

イ 農林漁業の生産を高めるために必要な経営近代化施設や漁港の整備を進めるとともに、土壌改良や有機物の有効利用など積極的な土づくりを推進する。
ウ 農林漁業の経営の安定をはかるため、融資制度を拡充するとともに各種共済制度の充実について国に要請する。

(三) 適地生産の推進と資源の保護培養

ア 地域の立地に即した農林水産物の計画的な生産を推進する。
イ 漁業を将来にわたって維持発展させるため、水産資源の保護と培養につとめ、栽培漁業の推進と河川、湖沼の活用による内水面漁業の振興をはかる。
ウ 長期的な視野から機能の高い森林を育成するため、造林、保育管理を推進し、森林資源の増大をはかる。



(四) 農山漁村環境の保全と整備

生産の場であり、かつ、生活の場でもある農山漁村の環境については、総合的な立場から整備を進める。

(五) 研究開発と情報活動の推進

地域の要請に即応した生産・経営技術の研究開発、普及・情報活動などの指導体制を整備する。

三 生鮮食料等の安定供給

現状と課題

県民が消費する生鮮食料のうち県内卸売市場を経由するものは、青果物で約七十パーセント、水産物で約八十パーセントとなっている。しかしながら、県内卸売市場は零細なものが多く、消費者の多様な需要、産地の大型化に伴う大量取引に対応するには、規模の拡大や機能の充実が求められている。
農林水産物の価格の不安定は、生産者の意欲を減退させており、生産物供給の

安定化をはかるためには、生産物価格の安定が極めて重要であるが、現行制度は対象品目、資金が少なく、制度としてはなお十分である。
また、資源としての利用度が低い農林水産物については、積極的な活用が望まれている。

施策の方向

(一) 生産物の価格安定対策の充実

ア 青果物、鶏卵などの価格安定対策の充実をはかるとともに、国における価格安定制度の改善について強く要請する。

イ 卸売市場への計画的な集出荷を促進し、安定的な取引の拡大を推進する。

(二) 卸売市場整備等流通の合理化

ア 卸売市場の整備にあたっては流通圏を設定し、中心となる拠点市場及びそれを補完する市場の体系的な整備を推進する。
イ 畜産物については、生乳、肉畜等の合理的な取引制度の確立をはかるとともに、食肉の流通関連施設の再編整備を進める。

(三) 農林水産物の加工等による多角的利用の促進

資源の有効利用をはかるため、未利用農林水産物の食品化、飼肥料化や間伐材

の利用加工についての技術の開発と多角的な利用を促進する。

四 農村と都市との連帯

現状と課題

都市化の進行と生活形態の変化に伴い、農村と都市の相互補完や人間的交流の機能が失われ、相互の結びつきが薄れてきている。
また、過密化の著しい都市のなかでは、都市住民の間に自然への回帰の心が生まれており、これからは緑豊かな農山漁村の環境を県民全体の「心のふるさと」として保全、創造していくことが望まれる。

このため、農村と都市、農林漁業者と都市住民との連帯によって、農林漁業を守り育て、県土の自然空間を永続させていくことが重要な課題である。

施策の方向

(一) 県内生産物の県内消費の拡大

ア 農林漁業を県民全体で守り発展させるため、県内で生産された鮮度の高い農林水産物を県内で消費する運動を進める。
イ 産地直結販売などの市場外流通については、生産者や消費者に対する適切な情報の提供につとめる。



(二)農村と都市との相互補完の促進

ア 農林漁業が都市住民の生活のなかで果たしている役割について、県民の理解と認識を高めるための広報活動を強化する。

第四章 計画実現のために

一 新しい地域社会の創造

(一)コミュニティの形成

高度経済成長のもとにおける急速な工業化と都市化の進行は、都市を中心とする激しい人口移動をもたらし、地域社会は大きな変ぼうを遂げてきた。このような人口流動の激化に加えて、都市化に伴う生活様式や価値観の変化により、地域社会における人間的連帯の基盤が失われってきた。

一方、公害、開発による自然環境の破壊、生活関連施設の不足など高度成長によるひずみが深刻化するにつれ、生活環境の悪化から地域を自ら守ろうとする住民運動が高まりをみせてきた。住民運動は個別的な問題への対応から地域全体を考へる方向へと変化し、地域社会を生活の拠点としてつくりあげていく運動へと広がってきている。また、地域における人

イ 農村の自然や生産の場を都市住民と農林漁業者との交流の場として活用し農村と都市との結びつきのなかから、地域の産業が発展することを支援する。
ウ 有機物の還元など農村と都市を結ぶ循環体系の研究開発を進める。

びとのふれあいのなかから人間性の回復の場を求めていこうとする新しい動きが生まれつつある。このような住民自らによる新しい地域社会の形成、すなわちコミュニティづくりこそ、自治と連帯の社会を創造する基盤となるものである。

コミュニティは、住民が地域づくりの主役として地域における活動に参加し、住民相互の人間的な連帯を深め、地域への関心を高めることにより形成されるものである。そのためには、住民の福祉、環境の改善、文化、スポーツ、レクリエーションなどの地域に根ざした自主的な活動が発展に展開されていくことが必要である。特に、婦人はコミュニティづくりの重要な担い手として、これらの活動にその豊かな能力を十分生かしていくことが期待される。
このようなコミュニティづくりにおいて行政の役割は、その活動の条件を整

備し、側面的に援助することにある。県は市町村が実施するコミュニティ活動のための施設整備を援助するとともにボランティアを育成し、その活動の活性化をはかる。

また、福祉施設、学校施設などの公共施設をコミュニティ活動の場として積極的に活用する方策を講ずる。民間施設についてもコミュニティ活動のために開放していくことが望まれる。

なお、コミュニティ活動のための施設については、多目的に利用できるように配慮するとともに、その運営についても住民の責任ある参加を検討していくことが必要である。

(二)県民運動



県民が地域におけるさまざまな活動を通じてコミュニティづくりに参加し、この連帯の輪を地域相互の連帯へと広げ、さらに県民運動として全県に展開していくことが必要である。このため県は、市町村の参加をえて、各種の県民運動を県民とともに展開する。

県民運動として、県民の郷土愛や連帯感をはぐくむための「かながわふるさとまつり」、障害者の自立促進と老人の生きがいづくりをめざす「ともしび運動」、清潔で緑にあふれた美しい神奈川をめざし、美化や緑化など環境の保全と創造の輪をひろげる「クリーン・アンド・グリー

ーン作戦」などを展開してきた。これらの県民運動を自治と連帯の社会の創造の一環としてとらえ、今後も一層の充実をはかるとともに、新たな発想に立つて県民運動を県民とともに考え、ともに実践していく。また、これと呼応して県民自らの創意と工夫による自発的な運動が積極的に展開されることを期待する。

二 県民参加

県政を県民との共同作品とし、県民合意のもとに県政を進めていくためには、自治の主体者である県民の県政への参加の道が開かれなければならない。

このため、県は議会制民主主義の基本を踏まえつつ幅広い県民参加の機会を設けるとともに、参加の前提となる情報提供機能の充実をはかる。

ア 現在、政策の立案や行政の執行の過程において県民意思を反映する方法として、審議会などの諮問機関、公聴会、請願、陳情など制度的に保障されている方法のほか、県民世論調査、県政モニターなどのモニター制度、県政に親しむつどい、手紙による私の提案、県民相談などを実施している。また、県政の課題について県民と行政が共通の認識を持ち、県民相互、県民と県との応答のなかから解決の方向を見いだしていく場として県民討論会を開催している。

今後、これらの参加の機会を一層充

三 行財政の課題

実して、相互に関連させながら総合的に運営し、その実効性を高めるようにつとめる。さらに、地域の特性に応じた行政を進めるため、地域にかかわる計画の策定や施策の立案について、県民との対話のなかからその意向を吸収する場を設けるなど、県民参加の形態に創意と工夫の努力を積み重ねていく。

県民福祉を向上していくためには、住民に最も密着した市町村の意見を県政に反映していくことが不可欠である。このため、県は首長懇談会をはじめとするさまざまな場を通じて市町村参加を推進し、市町村との協調体制を一層緊密にする。

さらに、広域自治体としての県における参加は、個人である県民の参加にあわせ、広域的な各種の団体の参加をえて進める必要がある。

イ 県民参加を真に実りあるものとするためには、県政について平明で的確な情報が公開されなければならない。現在、県のたより、月刊かながわなどの広報紙をはじめさまざまな媒体や機会を利用して広報活動を実施しているが、今後においても県民が県政についての現状や課題を把握し、そのうえで判断することができるような情報の提供を一層充実する。そして広報が県民に県政についての問題を提起し、広聴がこれについての意見を吸収しうるよう広報活動と広聴活動との有機的連携を強めていくことが必要である。

今日、本県をはじめとして地方自治体は、かつてない財政危機に直面している。高度成長期を通じていわゆる富裕県といわれてきた神奈川県は、昭和五十年に入つて財政事情が著しく悪化し、緊急対策により当面の打開をはかつてきたが、なお根本的に解決すべき行財政上の多くの問題を抱えている。

今回の財政危機は、ドル・ショックと石油危機以後のインフレと不況の影響による短期的原因に加え、より基本的には地方財政の持つ構造上の矛盾が高度成長から低成長への急激な転換によって顕在化したものである。

高度成長の過程における急激な工業化と都市化の進行によって都市問題、環境問題が激化し、これを解決するための財政負担は地方自治体の財政に慢性的な危険要因を累積させてきた。

不況とインフレのなかにあつて、地方自治体は、今日の中央集権的な財政構造のもとでは自主的な財政運営に限界があり、経済情勢の変化に十分対応することができなかつた。特に府県の財政は、税法系が法人所得に依存する割合が大きいため、景気変動の影響を受けやすい構造となつており、その危機は一層深刻である。

地域の实情に応じて住民の福祉を実現

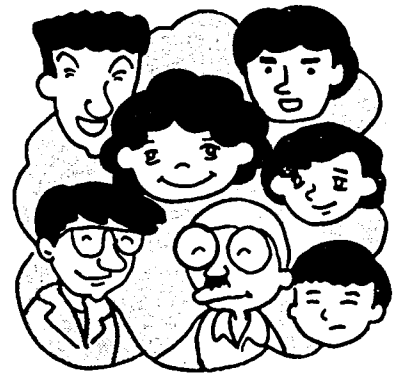


する現場は、地方自治体であり、その担うべき役割はきわめて大きい。この責務を果たしていくためには、これを可能にする地方自治体の行財政の基盤の確立が今日最も重要な課題である。

国と地方自治体の役割分担については、住民の生活を中心にすえた地域の課題を解決する観点から全般的な見直しを行い、地方自治を尊重して中央に集中した機能の地方への分権化をはかり、権限と財源の配分について新しい時代にふさわしい行財政システムを確立することが必要である。県は関係地方自治体とともに国に対して積極的にその実現を要請する。また、地方自治体自らも高度成長から低成長への移行という経済環境の変化を認識し、高度成長時代の税の自然増収に支えられた行財政運営のあり方を反省し、低成長下における行財政運営への転換をはかつていかなければならない。

(一) 行政事務の再配分

地方自治体は、地域の特性に応じた総合的な施策を実施し、均衡のとれた住民生活の向上を保障することを求められている。このため、「自治と分権」の考え方に立つて、国と地方を通ずる行政事務全般について見直しを行い、それぞれの行政の機能と分担関係を明確にし、地域の生活に密接に関連する事務については地方の事務とすることが必要である。この場合、住民に直結する基礎的自治体である市町村の機能を充実強化することが



優先されなければならない。

ア 地方自治体が実施している事務でありながら、その権限が国に留保されている機関委任事務については、その件数が昭和二十七年に比べて昭和五十年には府県二・四倍、市町村二・〇倍となり、事務量も増大してきているが、このような国の立場を中心とした事務の配分は、地方行政の実態に適合しないものとなつている。各種の通達や国庫補助金などによる行政指導とあいまって、地域の实情に即応した自主的な行政運営を妨げるとともに、行政相互の責任の所在を不明確にしている。これらの事務については、根本的に区分整理し、地方自治体が行うことが適当なものについては、所要財源とともに権限を移譲すべきである。

イ 国庫支出金を財源として行う事業については、地方自治体が自主性を生かし、また、効率的な行政を進めること

ができるよう再検討し、補助金事務の

簡素化をはかるとともに、基本的には地方自治体の事務とすべきものについては財源とともに地方自治体の事業として位置づける必要がある。

ウ 県が広域的、総合的な行政を運営する機能を十分發揮するためには、国の出先機関などにおける行政事務を整理し、県に適する事務は移譲すべきである。

エ 県と市町村との関係については、重複行政などそれぞれの役割分担を可能な限り見直し、住民の立場に立った施策の体系化をはかり、相互に協調して実施していかなければならない。



(二)財源の配分

昭和五十年度的における国と地方の租税総額の配分をみると、国税六十四パーセント、地方税三十六パーセントの収入に対し、最終的な支出では国二十三・四パーセント、地方自治体七十六・六パーセントとなっている。従って、その差の四十六・六パーセントは地方交付税、国庫補助金などとして地方に配分されている。

このような地方財政における中央への依存性を改め、その自立性を確保するためには、行政事務の配分にあわせて、これに適合した財源の配分が行われなければ

ならない。

ア 地方自治体にとって自主財源の拡充は、自治を確立するための不可欠の条件であり、最優先で進められなければならない。計画的な行政運営を行うためにも、税収入の適度な伸長性と景気動向に極端に影響されない安定性の確保が重要である。このため、国・地方を通ずる税源配分の不均衡を是正するとともに課税自主権の強化など地方財源の充実をはかる必要がある。

イ 地方交付税制度については、国と地方、地方相互の間における適正な財源配分を確保するうえから、また、地方財政の危機という実態面からもその機能が適切に働くよう、配分の基礎となる税目の拡大、交付税率の引上げ、配分方法の改善などが検討されなければならない。

ウ 複雑化、多様化する国庫支出金制度は、地方自治体における関連する事務の増大、自主的行政運営の阻害などをもたらす一方、超過負担によって地方財政を圧迫し、国と地方の財政秩序を乱す要因ともなっている。超過負担を解消するため負担基準などについて地方の実情を反映する制度を導入するよう根本的な改善措置を講ずるとともに、特に補助金については当面、地方自治体の自主性に基づいて選択できるような総合補助金化をはかり、基本的にはそれに見合う財源を地方自治体の一般財源として付与する方向で検討すべき

である。

エ 国家的政策に基づいて国が直接実施する事業でありながらその財政負担を関係地方自治体に課している直轄事業負担金制度は、その性格からみて財源の再配分の一環として廃止を検討すべきである。

オ 地方債の許可と配分については、地方自治体の自主性を尊重し、個別審査方式を改めるとともに財政力などに応じた弾力的運用がはかれるよう制度を改善する必要がある。

カ 現在、県及び市町村においては、その実施している事務事業の量に対して財源が不足していることは共通である。市町村については、基本的には現行の行政制度の改革をはかるなかで機能分担に應ずる財源を充実していく必要があるが、当面県の補助金については市町村の実情を踏まえ総合補助金化につとめる。

(三)行政の運営

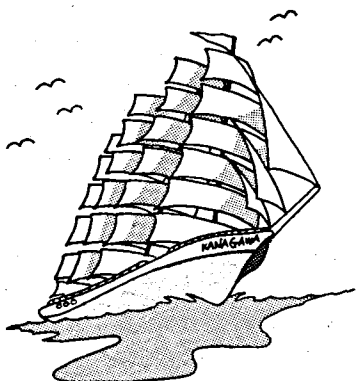
新しい時代における県政を進めていくためには、これまでの行政運営について自らきびしく点検し、真に県民の要望にこたえることができるようその体質改善の努力をしていかなければならない。

ア 限られた財源を有効に活用する観点から、施策の体系化をはかり、計画的な行政運営を進めるとともに、新しい行政需要にこたえていくため、既存の事務事業の総合的な見直しを行い、す

で、一定の役割を果たしたものについては整理し、新たな視点に立った施策に改めていかなければならない。また、事務事業の執行にあたっては、行政における原価意識を徹底し、最小の経費で最大の効果をあげるようにつとめる。

イ 財源の拡充と行政の効率的運営についてあらゆる努力を傾注するとしても、限られた財政の枠のなかでは、特定の施策の目標水準を高く設定すれば他の施策の目標水準は低くなるというような関係が生ずるので、県民合意のもとに施策の選択とその重点的実施が必要となる。

ウ 行政サービスにおける受益と負担については、県民合意のもとに行政が責任を持つべき分野と住民が負担する分野を明らかにし、社会的に公正なあり方を求めていく必要がある。もとより、この負担にあたっては、福祉社会実現についての行政の努力が前提とされなければならない。



会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治労傘下の各組合、自治労県本部または自治研センター事務局にあります。会費月300円の半年分または1年分をそえてお申し込みください。
3. 申込書がないときは自治労県本部 ☎045(681)7821、または自治研センター事務局 ☎045(662)0743へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターのこの月報が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120-150ページ 定価300円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用できます。